

神戸 YWCA

夜回り準備会

2005 年度年間活動報告書



2006 年 11 月 30 日

2005 年度報告書を出すにあたって

～ひとりひとりの問題によりそって～

年度が変われば何もかも変わるというものではありません。特別に方針や活動内容が変わったわけでもないで、基本的には 2004 年度と大差はありません。けれども、報告としては少し雰囲気を変えて見ました。2004 年度の報告書は私たちとしては、初めて出したものでしたから、できるだけ整理をして、夜回りなどから感じ取り、考えたことを多角的に取り上げてみました。その結果やむを得ないことですが、報告は問題ごとにバラバラになります。医療はこう、収入はこう、福祉はこうという風です。すると一人の人が同時に、あるいは継続的に抱えている困難が、バラバラにされてしまいます。けれども実際には、当たり前のことなのですが、ことがらは絡み合い、あることが次のことの原因になり、その結果がまた、別のことを引き起こすのです。

たとえば、ある人が働いている。職場が倒産したり、あるいは解雇されたりして収入がなくなる。再就職しようとするがなかなか次の仕事が見つからない。家賃の支払いが滞る。福祉事務所に相談に行くと、もっと頑張りなさいと言われて、また仕事を探す。家主には来月は払うからと家賃を待ってもらう。待ってもらえば家賃はどんどん溜まる。貯金を取り崩して生活するので蓄えもなくなる。家賃や食費のために借金をして一時しのぎをしても、収入がないと借金はかさんでいく。人によってはパチンコでなんとかしようと思って、すっからかんになったりする。そうして借金だけが増えていく。ある日、もうこれ以上、同じことを続けておれないと思って夜逃げを決意する。もし残っていれば、いくらかの金を持って家を出る。カプセルホテルやサウナなどで夜を過ごす。手持ちのお金が少なくなれば、食べる金を残して初めての野宿をすることになる。こうしたプロセスのどこかで、家族や友人などの助けがあればそこで解決するかもしれない。だから、野宿せざるを得なくなった人には支えてくれる人をもてなかった、一人で生きざるを得なかった方が比較的多いように思えます。あるいは、親兄弟のつながりはあっても、支える余裕がないということもあります。

よく「幸福な家庭は似たりよったりだが、不幸な家庭はそれぞれに異なっている」といわれるように、一人一人の原因も経過も違っています。かつては失業のあと日雇い労働をした人もすくなくなかったとか、過酷な労働で働けない体になったとか、都会に出稼ぎに来たのは農産物の自由化が遠因だったとか、いろいろなことが絡み合っているのです。そうした一人一人の有様を丁寧に了解するには、きちんと「聞きとり」「個人史」を書き留めるしかない。また同時にその背後にある社会の状況を踏まえて記述しなければなりません。

そこまではできませんでしたが、今回の報告書の第 3 章「活動の中で出会った人々」では、この会の活動を通じて知り合った人々のうち、何人かの人とのことを、活動記録やメンバーの記憶をもとに書いてみました。また、普段の活動の様子そのままに、夜回り活動で訪ねていった何人かの野宿している人とのかわりについて書いた「私の出会ったおっちゃんたち」もあわせてごらんください。

第 1 章では私たちの会について簡単に紹介しています。また会の活動のルーツについても書いています。先に「あまり変わったことはない」と書きましたが、あらためてふりかえってみると、さまざまなことがあります。そのうち、この夜回り準備会での活動と、活動を通じてみえてきた問題や神戸の野宿している人たちの現状と施策などについては、第 2 章「2005 年度の活動を振りかえって」で書いています。

また、今年度は昨年度の名古屋に続き、2006 年 1 月 30 日に大阪で大規模な強制追い立てが起りました。

大阪の強制排除は、当時メディアでも大きく取り上げられたこともあり、みなさんも知っておられると思います。会としてはあまり関われませんでした。メンバーの1人が当日の抗議行動に参加し、強制排除に至る経緯を含め、その日のことについて第4章「2006年1月30日・うつぼにて」で書いています。

今回の報告書では、公的扶助に詳しいメンバーが第5章で「生活保護制度『改革』と『ホームレス自立支援』策の方向性」という題で、生活保護制度と野宿している人への施策に関する現状と問題について書いています。これまで、貧困に置かれた人々にとって最後のセーフティネットであった生活保護。その重要な原則である「無差別平等」が崩されようとしていることや、「自立支援」を掲げた「ホームレス」への施策について、現行の運用に問題があること、「公共施設の『適正』利用」という名目で強制排除を後押ししてしまっていることなどを取り上げています。

最後の第6章では、2005年度に夜回りに参加したメンバーで、それぞれ自分たちの意見や感想を書いています。

ここで書いている内容や私たちの認識には間違った点もあるだろうと思います。ご指摘やご意見、ご感想を聞かせていただけると幸いです。

(野々村耀・山本かえ子)

表紙：第3章の「私の出会ったおっちゃんたち」で紹介されている岩田末吉（仮名）さん。こんな風に木と木の間に器用にブルーシートをくくりつけて住んでいます。いつもこれくらい、またはそれ以上の猫にかこまれて暮らしています（なべたに画）

目次

2005 年度報告書を出すにあたって	野々村 耀・山本かえ子	2
1 章 夜回り準備会について.....	藤室 玲治	5
神戸 YWCA 夜回り準備会について / 夜回り準備会の活動 / 夜回り準備会のあゆみ		
2 章 2005 年度をふりかえって.....	野々村 耀	11
はじめに / 2005 年度の状況 / 野宿している人とのふれあいから / 他の団体とのつながり / 発信・協働 内部での問題意識の共有 / おわりに		
3 章 活動の中で出会った人々.....	山本かえ子	23
はじめに / 耳が聞こえない人の生活保護申請 / 夫婦の問題、借金の問題 / 野宿で医療にかかるとき / 入院生活 入院している人から聞いたこと / 野宿から居宅に移ってからの苦しみ / おわりに 私の出会ったおっちゃんたち.....		
	村川奈津美	26
4 章 2006 年 1 月 30 日・うつぼにて.....	鍋谷 美子	37
はじめに / うつぼ・代執行以前 / 前日夜 / 夜明け / 始まり / 撤去 / 追記		
5 章 生活保護制度「改革」と「ホームレス自立支援」策の方向性.....	砂脇 恵	49
はじめに / 生活保護制度「改革」の方向性 / ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 / おわりに		
6 章 参加者の感想.....		58
付録 パラ会議各団体への反排除アピール文.....		68
ご協力ありがとうございました / ボランティア募集.....		71

【コラム】

YWCA とは？.....	6
「ホームレス」という呼び方について.....	8
ドヤ.....	15
神戸の冬を支える会.....	18
カトリック社会活動神戸センター.....	18
全国地域・寄せ場交流会.....	18
一斉夜回り.....	19
灘チャレンジ.....	20

行旅病人及行旅死亡人取扱法.....	31
川村事件.....	31
更生センター・更生援護相談所.....	37
神戸市の低家賃施設について.....	37
行政代執行.....	45

【口絵】

橋の下のすまい.....	22
河口のすまい.....	48

第1章 夜回り準備会について

藤室 玲治

第1章では、今回はじめて私たち「神戸YWCA夜回り準備会」の報告書を手にする方のために、会の目的や活動原則、取り組んでいる活動について簡単に紹介しています。各活動については2004年度の活動報告書でより詳しく述べていますので、興味のある方は是非そちらもご参照下さい。また2005年度の具体的な活動内容については2章をご覧ください。

また本章では阪神・淡路大震災の救援活動にルーツを持つ本会の、現在までの歴史についても簡単に紹介しています。

(写真) 神戸YWCA夜回り準備会のパンフレット



神戸YWCA 夜回り準備会について

会の目的

「神戸YWCA 夜回り準備会」は、倒産・リストラ・様々な理由で住むところを失い、公園や路上で生活せざるをえない人や、入院した後に帰る家がない人々が抱える様々な困難について話を聞き、私たちができることについて支援している団体です。こうした活動の目的を次のようなスローガンとして掲げています。

野宿したくない人が

野宿しなくてすむように

野宿せざるをえない人の

人権がそこなわれないように

今、日本では経済競争が激化し、貧富の差が拡大しています。多くの人が失業の恐怖を感じています。そして仕事を失い、家賃を払えなくなると、住むところを失ってしまいます。

以前は、建築や港湾労働などの日雇いの仕事で生計を立てていた男性が、ケガや病気によって働けなくなったり、あるいは年配になり仕事からあぶれて野宿に追い込まれることが多かったのですが、現在ではそうした日雇いの仕事自体が少なく、より若い世代の労働者でも野宿せざるを得ないことがあります。

コラム YWCA とは？

YWCA は、Young Women's Christian Association の略で、日本語では「キリスト教女子青年会」という。100以上の国々にいる約2500万人の女性たちが力を合わせて、女性があらゆる機会において社会参加、自立することにより、平和な世界を実現するために働く、国際的な会員運動体である。イギリスで最初に創られ、日本には1905年創立された。

現在、「平和を実現する人々は幸いである(マタイ5:9)」というテーマの下、国内27の地域YWCAで、

- * 憲法改悪を阻止し、第9条を世界平和の礎にする
- * 「核」廃絶と、自然エネルギー活用の運動を推進する
- * 子どもの権利を守る
- * 女性への暴力の問題に取り組む

を運動の課題として、さまざまなプログラムを行っている。

また最近ではより多様な職種でリストラが進み、失業者の受け皿ともなっていた日雇い労働もなく、リストラされた後、すぐに野宿生活に移らざるを得ないこともあります。またDV(ドメスティック・バイオレンス)などの理由で野宿に追い込まれる女性や、若年者の野宿も増えています。

こうして野宿せざるを得なくなった人は、様々な困難を抱え、また人々の冷たい視線にさらされることが多いのです。そうした人々の人権がそこなわれないように、さらには、そもそも人々が住むところを失わずにすむような社会の実現を目指して、私たちは活動しています。

活動上の原則

野宿している人の選択や尊厳を何よりも大切にしたいと思っています。人間同士の信頼関係で成り立っている活動ですので、野宿している人のプライバシーを侵したり、生活を損ねるような行為などがあれば、活動を遠慮してもらう場合もあります。

会の参加者について

この団体は神戸YWCAの会員活動グループであり、神戸YWCAの本館や分室を拠点に活動しています。夜回り準備会の目的に賛同して、活動原則を守るならば、クリスチャンでなくとも、女性でなくとも、年代・性別・宗教などは一切問わず、どなたでも参加できます。この報告書を読んで興味をもたれ、活動に参加してみたいという方は是非、奥付の連絡先までご一報下さい。

2005年度には、夜回り準備会にボランティア登録した30名(うち女性は10名)と神戸YWCA職員2名が中心となって活動しました。参加者の年代は10代から60代までと幅広いものです。学生もいれば社会人もいます。

なお、最初の数回の参加では不要ですが、継続的に活動する方には兵庫県ボランティア共済への加入(年間500円、掛け捨て)とボランティア登録料(年間1,000円)をお願いしています。

・夜回り準備会の活動

活動内容

夜回り準備会では神戸市の灘区・東灘区において「夜回り活動」と「病院訪問」を定期的に行っています。また、夜回りや病院訪問で受けた相談についてより踏み込んだ支援が必要なときには、不定期に「昼回り活動」を行っています。これには生活保護の申請同行や、診察への同行などの活動が含まれます（他の団体では「福祉行動」ともいわれます）。

他にも、講演会の開催などの外部向けの活動や、越冬炊き出し活動など他の支援団体が行っている活動へも参加しています。

また、毎月第3土曜日にミーティングを開催し、活動の振り返りや、各種行事の準備、その他に会として必要な意思決定を行っています。またミーティング後に読書会を開催し、野宿している人に関連した事柄について勉強することもあります。

今年度の各活動の具体的な実施状況については2章で紹介しています。また2004年度の活動報告書ですでに各活動の詳しい様子については紹介しました。以下では、ごく簡単に「夜回り」「病院訪問」「昼回り」の概要のみを紹介します。

夜回り

夜回り活動は毎月2回、第2土曜日と第4土曜日の夜に実施しています。野宿している人の安否を確認し、行政や民間の支援活動などについての情報を提供します。また、医療や生活保護を受けたいという相談や、あるいは追い立てについての相談を受けた場合は、本人の希望に沿って、こちらのできることに協力しています。

夜回りの日には18時に神戸YWCA分室に集合して準備を行ない、19時に3~4つのコースに分かれて出発、野宿している人のところを訪問します。その後21時には分室に戻り、各コースの様子を報告し、今後、昼回りなどでフォローすべき案件などを確認した後、22時過ぎに解散します。

初めて参加される人には、17時に来てもらい、野

宿している人の問題や会の活動内容、活動上の注意などについてのガイダンスを受けてもらっています。

夜回り際には各グループが以下に掲げるものを持参しています。

お茶セット（コーヒー、紅茶、緑茶、味噌汁、スープなど）/毛布/ビラ類（「神戸の冬を支える会」「カトリック社会活動神戸センター」からのビラも含む）/薬（風邪薬、胃薬、正露丸などの下痢止め）/乾パン/蚊取り線香（主に夏）/カイロ（主に冬）/石鹸/下着類・ジャンパー（要望があったときに昼回りで持参している）/おにぎり（2006年1月より、第4週のみ）

夜回りでは物を「ほどこす」ことが目的ではなく、医療や生活保護、追い立てなどについて話をきき、可能な支援につなぐためのコミュニケーションを取ることを主な目的としています。ただ、話のきっかけとして、お茶などをすすめています。また厳しい野宿生活の中で必要になるであろうささやかな物品については寄付などで集めて配っています。

病院訪問

病院訪問は毎週1回（午後）活動しています。夜回りで知り合った野宿していた人が入院している病院や、その他にも退院した後に帰る家がなく野宿生活になりかねない人のところを訪問しています。

「病院訪問」の目的は主に2つです。ひとつは、入院生活における困難を軽減し、治療が中断されないようにすること、2つめは（本人が希望するなら）退院後に野宿生活に戻らないで済むように手伝うことです。

昼回り

「昼回り」では「夜回り」「病院訪問」で知らされた問題（医療、住居確保から生活保護受給、追い立てと襲撃など）のフォローが主になります。また夜回りでは気がつかない人を探したり、夜回りではゆっくり聞けなかったことを聞かせてもらったりすることも課題です。また、いろいろな相談の電話もあり、できることには応えたいと考えています。

コラム 「ホームレス」という呼び方について

夜回り準備会は、いわゆる「ホームレス」の問題に取り組んでいる団体といえる。しかし私たちはなるべくこの言葉を使わないようにしている。

かつて、公園や路上で生活している人は「浮浪者」と呼ばれていた。例えば1983年に横浜で、十数人の中学生が面白がって、山下公園他で寝ている3人の日雇労働者を殺し、20人ほどに怪我をさせた事件があり、このことを当時の新聞は「横浜浮浪者連続殺傷事件」という大見出しで報じていた。これに対して日雇労働者の組合は、自分達は仕事が途切れて収入がなくなると、宿泊料を払えなくなって野宿するしかない、その時に「浮浪者」として扱われるのは差別的だと批判した。「浮浪者」ではなく、失業した労働者なのだ、と主張したのである。

日雇労働者の平均年齢が高くなり、働けない(病気・障害・高齢)者が増えるとともに、全国的に支援運動が増えてきた。その中で、自分達の運動をどう呼ぶか、言いかえると野宿している人をなんと呼ぶか戸惑いがあった。幾つかの例をあげると、「野宿労働者の人権を守る……の会」「野宿者人権資料センター」「……野宿生活者の……を守る会」「……野宿労働者の生活・就労保障を求める連絡会議」「日雇労働者の人権と労働を考える会」等々、「浮浪者」ではない呼び名を模索して来たように思われる。「野宿者」「野宿労働者」「野宿生活者」等の表現はこうした苦心の表れである。

マスコミも「浮浪者」の代わりに様々な呼び方を模索してきたが、近年では「ホームレス」と言うカタカナ語が使用されることが多い。この言葉は「浮浪者」よりはスマートに聞こえるので使われるようになったのだろう。しかし、意識の中では「浮浪者」の言い換えに過ぎないのではないだろうか。「ホームレス」には「どことなく怪しい、普通でない」「不審者」「ルンペン」という語感がつきまとう。

カタカナ語の「ホームレス」は、もちろん英語の "the homeless" から来ている。しかし英語の用法であれば、災害や戦災の被災者で家を失い、避難所や知人宅、難民キャンプに身を寄せている人のことも "homeless people" と呼ぶ。しかし日本のマスコミが災害で家を失った被災者のことを「ホームレス」と報道することは

ない。また阪神・淡路大震災のときには、被災して家を失った人自身が、公園で隣にテントを張っている人のことを「あっちに住んでいるのは『ホームレス』だから支援せんでええ」と差別的に表現したこともある。

こうした例から分かるようにカタカナ語の「ホームレス」には単に今は住む家がない人を表現するという以上の、かつての「浮浪者」という言葉に通じる差別的な語感がただよっている。だから私たちは「ホームレス」という言葉を避けている。

とはいえ「野宿者」や「野宿している人」という表現も難しい。「野宿者」と言うと、その人の人格全体が「野宿」と言う色に染まって見えてしまう。確かに、野宿している人なのであるが、その人が同時に日雇労働や都市雑業に従事する労働者であること、様々な工夫とやりくりをして日々を送る生活者であること、権利の主体であり社会を構成する市民であるということが見えにくくなってしまっているのではないかと思う。とはいえ、現状では他に良い表現も見当たらないので「野宿している人」という言葉を使っている。

一面、こうしたこだわりは言葉の問題に過ぎないとも言える。呼び方を云々することで、支援のあり方や、当事者の困難がすぐにどうにかなるというものではない。しかし同時に、言葉の問題とは油断のならない力を持つものである。

2002年8月7日「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行された。ここに日本の法令上はじめて「ホームレス」という言葉が登場し、次のように定義された。「この法律において『ホームレス』とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう」。ここで「故なく」というのは列挙されている「施設」を管理する側にとって「故なく」ということだ。寝ている側の事情として「故なく」して「ホームレス」である人に私たちは出会ったことがない。この定義の内に、この法律の社会政策としての「哲学の貧困」が現れている。

この法律の定義には納得できない私たちとしては、やはり安易に「ホームレス」という言葉を使うことはできない。しかし今や「問題は厳として、こう定義されている」。

・夜回り準備会のあゆみ

阪神・淡路大震災の救援活動から

ここでは神戸YWCA夜回り準備会の成り立ちから現在までのあゆみについて簡単に紹介します。

そもそも、神戸YWCAでの野宿している人への支援活動は、1995年1月17日に発災した阪神・淡路大震災の救援活動をルーツに持ちます。

阪神・淡路を襲った最大震度7の都市直下型地震では死者6,434名という戦後未曾有の被害が発生しました。全壊186,175世帯、半壊274,181世帯となり、多くの人が一瞬にして住む家を失いました。ピーク時には約31万人が学校や公民館などの避難所での生活を余儀なくされました。

当時、神戸市中央区上筒井にあった神戸YWCAの本館も避難所となり、近隣住民などが避難していました。

テント村での活動

学校などの公的避難所は人であふれかえっていました。様々な理由で避難所に入れなかった人々は、倒壊した自宅、公園や空き地のテント、あるいは自動車の中で避難生活を送っていました。震災後1週間ほどたってから、まだ公的避難所と認定されていなかったそうした場所へ、神戸YWCA救援センターのボランティアが物資や情報を届けて回りました。

「ホームレス」との出会い

一ヶ月ほど経った頃、公園のテント村を訪問していたときに、そこの人から「向こうのテントの住人には物資を配らなくてよい」と言われたことがありました。その「向こうのテント」に暮らしている人は、震災前から住むところを失っていた人、いわゆる「ホームレス」でした。「物資を配らなくてよい」と言った人は「我々被災者と『ホームレス』を一緒

1999年までの記述については神戸YWCA職員・寺内真子さんの「神戸YWCA夜回り準備会(仮)の成り立ち」『神戸YWCA(仮)夜回りガイドブック』(2004年4月)を全面的に参考にさせていただきました。

にしないで欲しい」と言いたかったのでしょうか。

この件について、救援センター内で議論を行いました。そこで「震災によって家を失った人であろうが、そうでない理由で家を失った人であろうが区別する理由がない」ということで、その後もずっと同じように対応することとなりました。

「神戸の冬を支える会」の結成

1995年初秋頃より、神戸市内で同じように震災救援活動をしていて、「罹災証明を持たずに」つまり震災以外の理由で家を失った野宿をしている人を支援しているいくつかの団体が集まり「神戸の冬を支える会」を結成、神戸YWCA救援センターもその構成団体の一つとなりました。

この「支える会」は、年末に野宿をしている仲間たちで支えあって冬を乗り越えるために、市役所南の東遊園地にアルジェリアテント(アルジェリアから阪神・淡路の被災者に送られたテント)で「冬の家」を開設しました。ここに救援センターからも毎日ボランティアを派遣しました。冬の家を建てて神戸市と交渉を重ねた結果、更生援護相談所の施設改善を勝ち取り、冬の家を撤収することとなりました。

夜回り活動の開始と展開

しかし、まだまだ寒い日が続いているため、支える会の呼びかけに答えて、1996年2月中の毎週土曜日、カトリック中山手救援本部や支える会の協力を得ながら、中央区(東部)、灘区の夜回りを始めました。これが私たちの「夜回り」活動のはじめになります。

1997年には、野宿している人の状況把握のため、厳冬期以外にも月1度くらいのペースで生田川から石屋川あたりの夜回りを続けていました。1997年9月ごろには、青木フェリー乗り場の待合室で暮らしている人があるという情報を得て、訪問の範囲を東灘区まで広げました。

「夜回り準備会」の発足

1998年3月末には救援センターの活動を終了し、

4月より新たに神戸YWCA震災復興委員会を立ち上げました。この震災復興委員会では救援センターからいくつかの活動を引き継ぎましたが、その内のひとつが「夜回り活動」でした。

この活動を行うグループの名称については、話し合い考えたあげく「夜回り準備会（仮称）」となりました（現在では「（仮称）」はとっています）。どうもピッタリとくるネーミングが見つからなかったという事情によるものです。「準備会」というのは、夜回り活動の方針や計画について話し合い、準備するためのミーティングを指していました。

このあたりから、毎月第2、第4土曜日の夜回りと第3土曜日のミーティングが恒例化しました。

1999年からは、「病院訪問」や福祉事務所への同行などの「昼回り」の活動も始まり、現在にまで続く活動のスタイルが定まりました。

神戸大学学生震災救援隊との関係

2001年に神戸大学の学生と地域の人で開催するお祭り・灘チャレンジが灘区の都賀川公園で開催されると知り、その際に野宿の人を追い立てるようなことをしないで欲しいと、お祭りの準備などを話し合う場に申し入れに行きました（20p. コラム 参照）。このことがきっかけとなり、私たちも野宿の問題をアピールするためにこの年の灘チャレンジから参加するようになり、現在まで毎年出店するようになりました。

またこのお祭りで神戸大学の学生震災救援隊との関係ができ、2003年2月には神戸大学が主催し学生震災救援隊が企画している神戸大学ボランティア講座の実習生を受け入れました。これも現在まで毎年受け入れています。この実習を受けた神戸大学の学生の何名かが、その後も継続的に活動に参加してくれるようになりました。

また2003年4月にはメンバーの野々村が学生震災救援隊の新人歓迎講演会の講師として招かれるということもありました。

地域活動委員会の発足

神戸YWCAでは2002年4月から、いままでの震災復興委員会を解散して新たに地域活動委員会を立ち上げました。「夜回り準備会」もこの地域活動委員会に所属するグループということになりました。

またこの年、メンバーの情報交換用にメーリングリストが開設され、活動の様子を知らせたり、その他にも様々な情報交換のためのツールとして活用されるようになります。

2003年度には「夜回り準備会」発足からこのグループを担当していた職員の寺内が引退し、新しく堺田が担当となりました。

2004年度の夜回り準備会

2004年度、灘チャレンジで神戸大学の学生たちが「ホームレス」をテーマにした風刺劇の上演を企画し、その実施に「夜回り準備会」も協力しました。この年に灘チャレンジ当日の会場で、六甲医療生協から野宿している人の診療についての協力の申し出がありました。また敷金なしで物件を紹介しても良いという大家さんからの申し出も受けられました。そのおかげで、居宅を希望する人への対応がスムーズに進むようになりました。

またこの年度に兵庫県・生活復興県民ネットの地域活動推進講座助成金を受けて「ホームレスをめぐる4つの話」と題した連続講座を開催しました。「神戸の冬を支える会」の青木茂幸さん、静岡大学の笹沼弘志さん、大阪の「長居公園仲間の会」の中桐康介さん、ルポライターの北村年子さんの4名をお招きしてお話していただきました。その内容は講演録にしてまとめ、販売しています。

現在、担当職員や神戸大学からのメンバーを含め、救援センター期の活動は知らないメンバーが多くなっています。新しい参加者が入ってくることはもちろん喜ばしいことですが、活動の仕方や様々な関係性について引き継ぐ必要が出てきます。

2005年度の様子と今後の課題については、この後の2章をご参照下さい。

（ふじむろ れいじ）

第2章

2005年度をふりかえって

野々村 耀

この章では2005年度の夜回り準備会の活動について振り返っています。

まず「格差社会」という言葉が広まった2005年度の社会の動向について簡単にふれ、その後に「夜回り」「病院訪問」「昼回り」のそれぞれの実施状況とそこから見えてきた課題について紹介しています。

また「神戸の冬を支える会」などとの連携や、野宿の問題についての発信、内部の課題などについてもふれています。

(写真) どんぐり学童保育所で野宿の話をする(11月7日)



はじめに

この章では 2005 年度の活動を概観しながら問題点を考えてみたいと思います。私たちの活動は、次の二種類に大別できます。

A. 野宿している人とふれあい、状況を聞かせてもらい解決できることの手伝いをする。具体的には、夜回り、病院訪問、そしてそこで出てきた問題のフォローということになります。その延長線上に A' 夜回り準備会の外に広がる「野宿者支援」の活動とのつながりがあります。

また私たちの活動のもうひとつの側面は、B. A の活動を通して、気がついた問題を、野宿をしている人を生み出す社会に、投げかえす、というものです。

そして当然のことですが、私達自身が、C. ここにあるのはどういう問題なのかを考える作業が、A と B の間に、なされるべきなのでしょう。

ここでは、2005 年度の私たちの活動を振り返りますが、まずその前に私たちの視点から見た今の社会の動きについてふれておきたいと思います。

2005 年度の状況

2 つの NHK 特集の間に

「2005 年度活動報告書を出すにあたって」で、年度が替わっても何もかもが変るわけではないと書きましたが、一方ではかなり特徴的な年度でもありました。この期間をはさんで、NHK が、二つの特集を放映しました。2005 年 2 月 6 日の「フリーター漂流」と、2006 年 7 月 23 日の「急増！ワーキングプア」の二つです。

前者は「請負会社」で働く人たちの過酷な労働の状況を描いていました。そういうところで働くしかない、安心して働ける職場が少なくなった時代状況を、他人事ではないと身にしみる思いで視た人が多かったようです。しかし、この番組には「ホームレス」状態の人はでてきませんでした。

後者では、働いているのに生活保護の水準以下の収入しか得られない人々をワーキングプアと呼んで、

今、日本では「働く貧困層」が急増し、そういう家庭が全世帯の 10 分の 1 の約 400 万世帯、あるいはそれ以上だと報じました。正社員になれない人が多く、働く人の 3 分の 1 は非正規雇用だと伝えています。その中に、ハローワークで仕事を紹介されても、住所がないために、決まりかけた就職が出来なくなった人が登場します。その人はすでに住まいを失っているのに、履歴書に以前住んでいたアパートの住所を書いて面接に行き、採用されそうになりますが、会社が住所を調べ、不採用になります。

2005 年の「フリーター漂流」では、まだ「ホームレス」は取り上げられていなかったのですが、2006 年の「急増！ワーキングプア」では「ホームレス」と「ホームレスでない人」の境目がなくなってきたと描かれています。それだけ、住まいを失うことが、多くの人の身近な問題になってきたのです。

小泉改革と格差社会

小泉内閣は「改革なくして景気回復なし」と訴えました。しかし私たちは、景気が回復しても、それは GNP が増えるとか、企業の業績が上がるということであって、貧しいものが暮らしやすくなることではないと思いました。なぜなら、貧しいものの賃金を低くすることで利益を上げるという政策だったからです。

いろいろな規制、特に労働に関する規制には、踏みこまれた労働者に生きる権利があることを保障するために制定された、労働運動が勝ち取ってきた歴史があります。そうした諸制度を「規制緩和には聖域はない」というスローガンで、一挙に葬ろうというのが小泉改革だったのです。

それなのに、リストラされた社員が「会社の業績を上げるには仕方ないでしょう」などとテレビで言っているのに驚きました。会社の業績が上がれば、自分にもいいことが起こると期待しているわけです。しかし、業績が回復しても、史上空前の利益を出しても、ソニーやトヨタなどの大企業は正社員を増やすのでなく、いつでもやめさせることができ、安く働かすことのできる非正規雇用の労働者を使い続け

ています。

2006年7月に日銀は、景気が回復したとしてゼロ金利を解除しました。「景気は回復したが、まだ届かないところがある。地方・農村・中小零細企業にはまだ及んでいない」といっていたマスコミの論調のインチキさがはっきりしてきました。「景気回復」とは、弱い部分をより貧しくして、強いものがより豊かになるということでした。

最近になって「格差社会」という言葉がはやりだしました。そんなことはずっと以前から分かっていることなのです。

これらを考え合わせると、今、雇用に不安を感じているすべての人にとって、自分も野宿に追いやられるかもしれないという問題は、決して他人事ではないということが、理解され始めたときなのかもしれません。

PSE法（電気用品安全法）騒動

2006年のはじめには、野宿している人の仕事に大きな影響を与えたPSE法騒動がありました。

すべての電気製品は<PSE>のマークがついていないと販売できなくなるという制度が2006年4月1日から実施されました。これに先だって、経済産業省は、製造業者などには早くからPSE法の告知をしていましたが、リサイクル業者・古物商に対しては全く告知が行われず、2006年2月になって初めて、リサイクル業者・古物商を所管する警察庁を通じて告知が行われました。

そのため突然PSE法を知ったりリサイクル業者・古物商はPSEマークのない古物を売れば犯罪になるということで、たたき売ってでもマークのない在庫品を処分しました。当然、仕入れをしません。野宿している人の中には粗ごみから見つけた電気製品をリサイクル業者に買ってもらっている人もいましたから、突然、売り先がなくなってパニックになった人もいます。

その後に業界団体や様々な人たちの反対（音楽家の坂本龍一などが有名です）で、うやむやなことになりましたが、よくわからない顛末です。

村岡事件

こちらは神戸市の問題です。自民党市会議員団を取り仕切っていた村岡功市議が、賄賂を送った企業に都合のよいように神戸市の行政をゆがめていたことが、2005年度末から2006年度にかけて明らかになりました。

そのひとつに、リサイクル工場の問題がありました。障害者の就労の場にする予定だったリサイクルの仕事を、民間に解放させ、息のかかった企業に委託させました。その企業は回収したアルミ缶などを、自分のものにして何億かの利益を上げたようです。その分、アルミを集めて暮らしている人の収入は減少したわけです。

A. 野宿している人とのふれあいから

2005年度の夜回り実施状況

野宿している人たちとの直接の関係としては夜回り、病院訪問とそれ以外の個々のフォロー（昼回り）があります。本章の「はじめに」で書いた「A. 野宿している人とふれあい、状況を聞かせてもらい解決できることの手伝いをする」活動にあたります。まず2005年度の夜回りの実施状況から振り返ってみます。

2005年度は毎月2回、合計で24回の夜回りを実施しました（【表1】参照）。平均すると1回当たり11人参加しました。平均の訪問先は35ヶ所となっていますが、今年の7月まで訪問していた中央区の公園を除くと、平均は31ヶ所程度となります。

私たちが訪問している神戸市の灘区・東灘区はほとんどの方が小屋がけ、廃車、あるいはテントで暮らしているため、毎回、同じ場所で同じ方にお会いすることが多いです。人の移動は少なく、人数もあまり変わりません。人数の減少に影響するのは、収入を得られる状況の変化などが原因で食

この公園についてはカトリック社会活動神戸センターも訪問していたため、話し合いを行い、こちらは訪問しないようにした。

べていけなくなった、体調が悪いなどの理由で生活保護を受けて、野宿生活をやめることです。また襲撃や追立てなどで、同じところに居りにくくなったというケースもあります。

2005年度に限った話ではないのですが、夜回りに出発する直前まで参加者数や自動車が何台使えるか確認できず、毎回あたふたしました。

また夜回りに出発する前には、どのコースのどなたが体調が悪そうだとか、こういう相談を受けているとか、準備の打ち合わせをし、また夜回りから戻ってきてから、その日のことを報告しあって、どんなフォローが必要か確認するのですが、時間が足りず、メンバー間の相互理解が不足しがちです。

2005年度1月からおにぎりづくりのボランティアが第4週に来てくれるようになり、一人当たり2つのおにぎりを配ることができるようになりました。お米はいろいろな方からの寄付によっています。

私たちができること

夜回り準備会の活動として私達に可能なのは、体調の悪い方（病気・怪我）が治療を受けられるようにお手伝いする。暮らせなくなった方が生活保護を受けるのを手伝える。立ち退きを求められた場合、行政に事情を尋ね、立ち退かなくて済むようにするか、どうしても必要な場合は代わりに住める場所を確保することなどです。

また、年金受給など、住所がないと手続きが出来ない場合の手伝い。借金に関する相談。戸籍を改変された、といった問題などにも直面しました。問題によっては、「神戸の冬を支える会」にかかわっている法律家の力を借りています。

夜回りの最中にできることは、緊急の対応（救急車を呼ぶことや、その場で施設に入りたいという方を、施設に取り次ぐ）くらいで、その他の事は、次の週の昼間にせざるを得ません。

生活保護

私たちが関わった範囲では、2005年度には16人

表1・2005年度の「夜回り」実施状況

実施日 (2005年度)	夜回り 参加者数	訪問先で 会った人数	訪問先居住者数 (推定)
4/9	11	19	44
4/23	10	28	46
5/14	9	30	47
5/28	12	28	45
6/11	12	25	41
6/25	9	22	44
7/9	12	34	39
7/23	7	26	38
8/13	9	23	35
8/27	13	19	38
9/10	12	25	36
9/24	8	24	33
10/8	8	23	32
10/22	16	21	32
11/12	8	22	31
11/26	14	19	31
12/10	14	16	27
12/24	12	24	30
1/14	12	17	26
1/28	8	16	28
2/11	7	18	27
2/25	10	19	29
3/11	14	15	26
3/25	6	17	27
平均	11	22	35

訪問先居住者数とは、私たちがその時に回った範囲に、住んでいると推定している人の数。灘区・東灘区で野宿されている人の総数ではない。

が新たに生活保護を受けることになりました。このように、一口で言えば簡単ですが、本人が希望すれば生活保護を受けられるという状況ではありません。

前回は報告したように、神戸市では福祉事務所は住所不定者の生活保護を扱いません。福祉事務所に保護申請するには先に住まいを確保しなければならないのです。お金のない人が、アパートにしる文化住宅にしる、敷金も前家賃も払わずに部屋を借りることは普通は出来ません。不動産屋に頼んだ場合、さらに不動産屋の手数料が必要になります。

神戸では（大阪と違って）簡易宿舎（ドヤ）を住所にして保護申請することが出来ます。ですから数千円あって、ドヤにあいた部屋を見つけることがで

ければ、保護申請は出来ます。ですがドヤのある地域とわたしたちが夜回りしているエリアが離れていることや（ドヤの多くは灘区・東灘区からやや離れた兵庫区の方にあります）ドヤの環境を好まない人も多くいます。そのため私たちの関係では、家主さんの好意で敷金なしで貸してもらえるワンルームマンションやアパートに泊まり、居宅生活の事実を作ってから、保護申請する場合がほとんどです。家主さんには大きな負担を掛けているわけです。

体調のこと

夜回りで、怪我をした、体調が悪いと聞いて、ごく簡単な場合は売薬の風邪薬や胃腸薬をお渡しする場合もありますが、すぐに直らない場合、本当は重い病気かもしれないので、医者に診てもらうことを薦めています。しかし、本人が自分で病院に行くと、健康保険がない場合は全額自己負担になるので治療をうけられません。救急車で行くか、協力してもらえ医療機関に依頼するか、神戸市の更生援護相談所経由で、治療を受けることとなりますが、ほとんどの人が幾度か嫌な思いをしたことがあるようで、なかなか行こうとしません。本人が病院に行こうと思ったときは、よほど悪化していることが多いのです。

また健康に関しては、保健所で健康診断をしなくなったので、自分の健康状態を知ることが難しくなりました。

追い立てのこと

2005年度には、数ヶ所で追い立てや、それにつながることがありました。神戸市が地所を私企業に売却した、道路公団が民間に土地を売却した、県が河川管理（子どもが川に落ちないように）のために出入りできないようフェンスで囲おうとしたなどの理由です。酒蔵見学のバスが方向転換できるように道路を拡幅するために立ち退くよう予告されたといったケースもありました。

こういう事態になると、抵抗しても無駄だと思っ

て立ち退く人、金銭で解決したいと思う人、代替措置を求める人もあります。行政になぜ立ち退かねばならないか真意を質すと、取りやめになるケースもあります。また話し合っている間に、小屋が焼失したケースもありました。原因は分かっていませんが、小屋のあった場所は金網で囲まれて、入れなくなりました。

襲撃について

この火事のほか、火のついた花火を投げ込まれたり、投石されるといった、襲撃に類することもありました。小屋の中を荒らして、隠してあった非常用のお金を持っていかれたこともあります。私たちが丁寧に聞かないと、あったこともわかりません。しばしばあるので、襲撃を受けた人もいちいち話さないようです。

学校の生徒が襲撃したような場合は、学校や教育委員会に、「まず学校（先生方）が野宿している人について、ちゃんと理解するようにしてほしい」「できることは協力する」と申し入れています。あまり聴いてはもらっていません。残念ながら、それ以上に、襲撃をなくす取り組みは出来ていません。

病院訪問

病院訪問は毎週一回継続しています。大きな目的は、退院後に野宿に戻りたくない場合、とりあえず生活保護を継続すること、そのために、住まいを確保することをお手伝いすることです。

まず、本人が福祉事務所に敷金を出してくれるように求めます。ここしばらくは福祉事務所も求めに応じて敷金を出さずケースが多かったのですが、最近

コラム ドヤ

簡易宿泊所のこと。宿（ヤド）を「人が住むところではない」と自嘲的にさかさまに読んだのが始まりという説もある。以前は日雇労働者の利用が多かった。素泊まり（食事を提供しない）簡易な旅館のこと。たたみ一畳のところもあるが、3畳のところもある。共同便所、共同の流しが1階にひとつあるくらいのところが多い。最近建ったところは少し住みやすい。

いこんでいるふしがあります。そういう場合、私たちと一緒に福祉事務所に行き話し合うと、多くの場合出せることになります。

次に不動産屋に部屋を探してもらいます。住民票と保証人が必要な場合が多いので、住民票の取り寄せを手伝います。飯場を転々としてきた方など、どこに住民票があるかわからないし、取り寄せ方も分からない人の場合、所在や手続きを調べたりもします。保証人はなってくれる人がいない場合がほとんどなので、保証人協会の費用が必要になります（この費用は生活保護では支給されない）。

保証人協会の費用などについては、生活保護で入院中支給される日用品費をきりつめて残すようにすすめますが、退院までに貯まらない場合、メンバーが個人的に一時貸し付けることもあります。また入院中に有料のテレビ（2時間100円など）を見るのを減らすため、無料の貸本をしています。

2005年度は、生活保護に関して運用が厳しくなるという趨勢から「11月からは退院時に敷金が出なくなる」とか「入院は2ヶ月しかできなくなった」というわさが流れたりしました。いろいろな不安を抱えているので、ちょっとしたことが原因で、治療を中断して、自己退院する人もいます。何とか希望を持って治療を継続できるように、というのも、病院訪問の目指すところです。

医療制度が、どんどん自己負担を重くする方向になっていることも、気がかりです。以前なら、医療費に含まれたものが次々自己負担になっています。怪我や急病で突然入院した人は、病院からいろいろ請求されても、支払えません。福祉事務所は色々調査した上で保護決定するので、それまでの間、本人は無一文であることが多いのです。

それ以上に深刻なのが、社会的入院をなくす動きです。一般病棟の患者は、従来より入院期間が短くなり、どうしても必要な期間以上入院できません。すぐに退院させて通院治療に切り替えられます。自宅のある人はそれでいいでしょう。帰る家のない人は、野宿していた人は、退院するとまた野宿になります。

以前は「生活保護で面倒を見るのは入院中だけ」という扱いがまかり通っていました。そのような処遇は生活保護法の趣旨に合わないと、何度も折衝して福祉事務所も「退院するときには敷金を出す」方向になったのですが、敷金を請求し、決済が下りて、実際に支給されるまでに早くも8日長ければ2週間掛かります。ところが、大きな病院は、待ってられません。「明日退院です」と突然言われ、部屋を確保する余裕もなくなってきました。このような場合も、好意的な家主さんの協力をえて、住まいを確保し、生活保護を継続したりしていますが、普段関係を持っていない患者さんの場合、突然お手伝いしても信頼関係や相互理解がないままだと、あとでトラブルになることも少なくありません。

また病院は、患者が入院中に飲酒した場合にはすぐに強制退院にしてしまいます。しかし、飲酒してしまうのは本人がアルコール依存症だからであるケースが多いのです。強制退院では依存症の問題は解決しません。病院は、そういう患者にアルコール依存症の治療を薦めるか、治療が可能な場所を紹介するようにしてほしいと思います。

居宅保護になってから

これまで、生活保護を受けるようになれば一段落だったのが、居宅生活になってからのフォローが出来ていないという問題に直面しています。何とか保護を受けたが、これまでの仲間と離れ、孤独な生活に耐えられなくなったからなのか自死した方、すでに健康をひどく損なっていたので、居宅生活になってまもなく亡くなった方。一緒に野宿していた仲間と告別に行ったときに、お互いに「保護を受けると死ぬ」、「もっと早く受ければよかったんだ」と言い合っていました。

居宅生活になった方へのフォローが欠けている背景にはいろいろな要因があります。入居した住まいが、少し遠方にあるので、訪問しにくいこと。居宅になった方が増えてきたので、なかなか訪問しきれないこともあります。長い期間、夜回りで訪問してきた方に関してはどんなことで困ってこられたか分

かっている場合も多いので、私たちもそのことを気にかけるのですが、突然出会って、急に入居して保護申請すると、そのひとの問題を理解しないまま、一件落着となってしまいます。

後になって、アルコールや借金などの問題があることがわかるのは、家賃不払いがあったり、取立てを恐れて部屋を出て行った後だったりします。

友達と一緒に暮らしていたのに、急に一人になった孤独、毎日今日の収入や食べ物を手に入れるために働きづめだったのに、持ちつけない大金を手にした気分からの飲酒と、もてあます時間。福祉事務所から働くように言われるが、自分にできるような仕事が見つからないあせり。いろいろなことを話し合えるかわりが必要なのですが、私たちはできないでいます。昔からの野宿仲間との関係をうまく保てる人もいますが、収入の差が壁になることもあります。

また病院訪問をしていて、退院後の住まいの話をしたとき、「もういい。自分は退院できない」と言った人がいました。ガンの告知を受けた人でした。亡くなるまでの間、毎週お会いしながら、いろいろなことを思いました。

私達も亡くなった人の告別をすることがありますが、法的には身内でもなんでもないので、亡くなったときには蚊帳の外である場合も少なくありません。私たちは亡くなったことも知らなかったという事もあります。

今のところ、私たちはこちらから声をかけ、できることは手伝いますよ、というスタンスなので、必ずしも何もかもを聴けるわけではありません。そのために、居宅生活になってから、いろいろなトラブルが生じることもあります。せっかく居宅生活を始めたのに、住民票を移したために、サラ金に返済を迫られて、また夜逃げしてしまったり、福祉事務所から早く就労するように迫られて、耐えられなくなった方。これまでは金がないから飲まなかったのに、飲酒が始まり、アルコール症に苦しむ方。ギャンブルで生活費を使い果たした人。このような問題にはまだ、ほとんど何も出来ないでいます。

A'. 他の団体とのつながり

神戸の冬を支える会

ここからは今まで述べてきた活動の延長線上にある「A'. 夜回り準備会の外に広がる『野宿者支援』の活動とのつながり」について報告していきます。

私たちは夜回り準備会としての活動のほかに「神戸の冬を支える会」の活動や「兵庫県野宿者支援懇談会」の会合に参加することもあります。

「神戸の冬を支える会」主催の活動については、毎年一回、神戸市内で野宿している人の数を確認する「一斉夜回り」に毎年参加しています。また野宿している人の生活相談や法律相談などに応じる「総合相談会」に参加することもあります。また年末年始に行われる「越年(冬の家)」の炊き出しや、追悼集会にも参加しました。

全国地域・寄せ場交流会

また、全国で、同様の活動をしている人と交流する、「全国地域・寄せ場交流会」にも参加しました。2005年度は会場が明石だったので地元の一員として参加しました。この年は阪神・淡路大震災から10年の節目でもあったので、被災地の問題も大きく取り上げられました。また「非正規雇用の増加と若年野宿者」というテーマの分科会がこの交流会としては初めてもたれたのも、注目すべきことでした。

大阪での活動

また夜回り準備会として公式に参加しているわけではありませんが、メンバーが個人的に大阪でのいろいろな活動に参加し、その経験を分かち合ったりもしています。4章で述べられている、うつぼ公園の行政代執行への抗議報告などもその一つです。代執行の理由が「世界バラ会議」だったので、各国のバラ会議参加者に代執行させないように訴える手紙を送ることを提案しました。

西成警察が労働者に暴行を加えた事件を告発して

コラム 神戸の冬を支える会

神戸では震災以前は、カリタスというカトリックの団体以外には野宿者支援活動はなかった。震災被災者支援活動の中で野宿している人とかかわりを持つようになったいくつかのグループと個人が、95年秋に野宿者支援活動の火を消さないようにしたいと「神戸の冬を考える会」(後に「神戸の冬を支える会」と改称)を結成した。95年12月末から27日間、神戸市役所のそばの公園にテントを張り、話し合いを続け、神戸市に野宿者対策の充実を求めた。その結果、更生援護相談所の宿泊人数が増やされた。

それ以降、支援グループをまとめて対市交渉を行い、毎月1回仲間の集いを続け、全国の野宿者支援活動の拠点のひとつになっている。自立支援特別措置法が出来た後、NPO法人となった。グループの連絡会的な性格は兵庫ホームレス支援懇談会に引き継がれている。カトリック社会活動神戸センターの炊き出しの場で生活相談を行い、生活保護申請、債務整理などを行っている。

神戸の野宿者支援活動は、被災者支援活動から始まったところが多く、日雇い労働者の運動との繋がりが希薄なのは良くも悪くも特徴のひとつだろう。

コラム カトリック社会活動神戸センター

カトリック大阪大司教区は震災直後から中山手教会に現地救援対策本部を設置し、被災者支援とあわせて、外国人救援や野宿者支援に取り組んできた。現在は、週一回の夜回り活動のほか再建された教会に野宿している人の交流部屋を設け、野宿している人のための洗濯場や、シャワー、ボランティアの医師による健康相談を行い、小野浜公園で週3回の炊き出しを行っている。

コラム 全国地域・寄せ場交流会

寄せ場の労働者や野宿している人の支援者の交流を目的とした全国的な集まり。年に1回開催され、2005年7月に22回目が神戸で開催された。始まった当初は「寄せ場交流会」と呼ばれていたが、その後に「寄せ場」(大阪の釜ヶ崎、横浜の寿、東京の山谷など)以外の地域の支援者も加わるようになり現在の名称となった。

逮捕された稲垣氏の裁判や、公園を住所として認めるよう訴えた山内裁判を傍聴することもしました。

巡回相談員との関係

神戸市は2004年度から「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づいて「巡回相談員」を2名置くことになりました。この相談員は嘱託職員です。実際の権限はあまりなく、利用できる社会資源もほとんどないようです。

そのためか巡回相談員から夜回り準備会に「(野宿している人のために)敷金なしの部屋をどこか紹介して欲しい」という相談をされることがあります。実際に家賃の問題がネックになって、居宅に移行できずに困っている人いるわけですから私たちも相談に応じていますが、本来は神戸市が生活保護法に基づいて敷金を出すべきですし、あるいは公営住宅の空きなどを活用して対応するべきではないかと思っています。

敷金の件では、巡回相談員が生活保護法に基づいて出すように福祉事務所と話をすれば良いのです。しかし、そうした権限もないのが現実のようです。

B. 発信・協働

上で述べたような様々な問題は、野宿している人に出会う中で気づかされたことです。これまでのところ、多くの人にとって「ホームレス」という言葉は、社会からはみ出した特別な人、自分とは関係のない他人を指す言葉だという意識が付いて回っていました。野宿生活をしている人は様々な偏見や誤解にさらされてきました。

そのような誤解や偏見に満ちた社会に、気がついたことを投げ返すことが私たちの活動のもう一つの側面です。「はじめに」で述べたB.Aの活動を通して、気がついた問題を、野宿をしている人を生み出す社会に、投げかえず活動です。野宿せざるを得なくなってしまった人を訪問しても、できることは限られています。本当は、誰も野宿に追い込まれない社会

であったほうが、あるいは野宿していても差別されない社会であるほうがよい。そういうことを、一緒に考えるというのが、夜回り準備会のもうひとつの活動です。

それには2つのタイプがあります。一つは報告書や通信のような文書を発行したり、サイトに情報をアップしたりする形。もう一つは、直接野宿の問題を課題にしていない活動に参加して、つながり、そこで訴えていくというような形です。

神戸YWCA内部での発信

夜回り準備会は神戸YWCAに属してはいますが、YWCAのメンバー全体に関心や意識が共有されているわけではありません。

ですから例えば、何かで困り果てた人が、通りがかりにYWCAに立ち寄って相談されたとしても、職員や会員が対応に苦慮したりするかもしれません。以前、職員研修で野宿の問題が取り上げられたことがありました。そのほかに、神戸YWCAのいろいろな行事にも参加してつながり、理解を求めたりしました。毎月もたれる地域活動委員会に参加し『わいわい通信』という地域活動委員会の通信に記事を載せたり、バザーに参加したり、バスツアーに参加したりしています。

「神戸YWCAピースの会」という、9・11以降に出来た『武力で平和は作れない』というスローガンで戦争に反対しているグループがあります。2005年度には、そこで大阪のうつぼ公園での追い立てについて報告しました。また神戸YWCAには、付属の専門学校があり、留学生に日本語を教えたりしています。その専門学校に招かれて、留学生が日本を理解する一環として、野宿せざるを得ない人を生み出す日本の状況について話す機会が持てました。

神戸大学学生震災救援隊との関係

神戸YWCAの中だけでなく、神戸大学の学生震災救援隊との交流も重要なことでした。震災以降、震災被災者支援の活動での接点はあったのですが、あるとき学生救援隊が地域の人と一緒に行うお祭り

「灘チャレンジ」が、野宿している人を追い立てることにならないか心配になって、「行事のために追い立てをしないように」と申し入れをしたことがきっかけになって、「それなら、祭りに参加してそのことを訴えませんか」という誘いを受け、参加することになりました。その後、毎年参加してきました。2004年には灘チャレンジで「ホームレス」の問題をとりあげ、学生が1時間くらいの風刺劇を上演しました。

さらに、神戸大学が主催し学生震災救援隊が企画しているボランティア講座の現場研修の受け皿のひとつにもなりました。昨年度も受け入れ先になりましたが、一時と比べて希望者が少なくなりました。

コラム 一斉夜回り

神戸市内でどれだけの人野宿しているのか。神戸市は毎年調査していて、野宿者対策の根拠にしているが、野宿者支援をしている側の実感を下回っている。自分たちでも調査が必要だと考え、1999年から毎年、それぞれの夜回りの曜日などは異なっている諸支援団体が、7月はじめに一定の日時を決めて一斉に野宿している人の数を調査している。

今年までの調査集計結果は以下の通り。

年	男性	女性	不明	合計	前年比
2006年	208	4	1	213	66.98%
2005年	305	9	4	318	81.54%
2004年	370	18	2	390	88.44%
2003年	419	14	8	441	90.37%
2002年	470	12	6	488	111.42%
2001年	416	8	14	438	86.56%
2000年	464	13	29	506	101.40%
1999年	472	14	13	499	-

神戸市内に関しては、減少の傾向がみられる。特に2006年には大きく減少している。ただ2005年から2006年にかけての1年で「神戸の冬を支える会」などの生活相談により230名が野宿から脱却しており、それを考えると野宿の状態に追い込まれる人の数が減っているとは言えない。また夜回り準備会の回っている範囲では公共工事などに伴う追い立てにより、野宿できる場所が減っている(工事後はフェンスなどが張られ住むことができない状態になる)ということもある。

コラム 灘チャレンジ

阪神・淡路大震災を機に結成された「神戸大学学生震災救援隊」と「神戸大学総合ボランティアセンター」が、震災の年から地域の商店街や障害者の地域作業所、学童保育所などいろいろなグループに呼びかけて毎年6月はじめに開催する地域振興のためのお祭り。展示ブースや模擬店、フリーマーケットなどの出展がある。

YWCA夜回り準備会は2001年から参加してきた。きっかけは、ちょっとしたことだった。何かイベントが開催されると、その付近で野宿している人が追い出されるということがよくある。灘チャレンジの会場になる公園の傍にも10余人の人が野宿していたので、実行委員会に対してそういうことが起こらないように申し入れに行ったところ、「それなら、参加してそのことを訴えては」と言われ展示をした。次の年は、野宿している人が暮らしの糧にしているアルミ缶はどれくらいで1キロになるか当てるゲームをしたりした。

こうしたことから、神戸大学の学生震災救援隊や関係者と親しくなり、YWCAの夜回りが神戸大学ボランティア講座の体験現場になるきっかけにもなった。

2004年度は「野宿者問題」が灘チャレンジのテーマに選ばれ、1時間近い「風刺劇」もその問題を扱った。私たちのブースは何をしようか迷って、「家主さん募集」、「赤ひげ先生募集」などといった張り紙をたくさん張った。その下に、生活保護を受けたくても住むところがないと受け付けてもらえない「違法な」現状や、病気になっても、救急車で運ばれるか入院にならないと医者にかかれない状況の説明を書いた。「……募集」というのは説明を読んでもらうための、惹句だったが、実際に六甲医療生協から診療について、また敷金の問題について理解のある大家さんから物件の提供について申し出を受けることができた。

社会の関心も波があるように思えます。マスコミの報道の影響も感じます。1996年ごろからしばらくは、企業がリストラという名の人員整理を断行する一方、大都市に「ホームレスが急増した」ことに驚くという報道が繰り返されました。しかし、最近では「ホームレス」が居ることがもはや驚きではなく、

当たり前のことになりました。慣れの恐ろしさを感じます。

また、神戸大学生が応援している「どんぐりクラブ」という学童保育の卒業生が「地球クラブ」というグループを作っていますが、そこに招かれて、中学・高校生に「野宿の問題」について話すチャンスがありました。このような、直接「野宿問題」に取り組んでいるわけでない集まりに参加することは、大事な課題だと思っています。

講演録・報告書の作成ほか

また2004年度に行った連続講座の講演録を販売したり、2005年度にはじめて前年度(2004年度)の活動報告書を作ったことも、理解と支援の輪を広げるためには重要だと思っています。

野宿問題に取り組んでいる愛媛大の学生が神戸に調査に来たときには夜回りに参加しました。

C. 内部での問題意識の共有

ミーティングについて

こうした活動をするときに、いつも、どれだけ問題意識を共有できるかということが問題になります。一緒にしているつもりでも、お互いに違うことを思っていることもあります。

少しでも、分かり合って活動したいと思って、毎月一度、第3土曜にミーティングを持つことにしてきました。その場で、自分は現状をどう思っているか、何をしたいか、どんな疑問を感じているか……、いろいろなことを話しながら、分かり合いたいと思うのですが、なかなかうまくいきません。相談したいことが山積し、どれもミーティングで話そうということになるので、第3土曜は議題がたくさん積み残される状態です。すると、新しいメンバーが参加しても事務的な話ばかり続くので面白くないことになります。次第に出席者が減り、ますます事務局会議みみたいな状態になるのです。一時は、別に世話人会のようなところで実務・事務的な話をして、ミーティングは話し合いの場にしようと試みたので

すが、継続できませんでした。

第3土曜には、ミーティングを短くして読書会をすることも試みました。2005年度は、生田武志さんの『<野宿者襲撃>論』を読みました(1月~3月)。

オリエンテーションほか

初めての参加者には、夜回りに出かける前に、オリエンテーションをしています。夜回り準備会が野宿の問題にかかわるようになったきっかけ、その後の経過、全国的な野宿の状況と、神戸の状況、人がどうして野宿に追いやられるのか、野宿したくない人の選択肢(どうすれば野宿しないですむか)、国や神戸市の制度や施策など、又夜回り準備会の基本的な姿勢などについて話すのですが、次第に話すことが多くなって、消化不良気味です。

オリエンテーションをすることになったのは、初めての参加者、臨時の参加者が、その人の好奇心から野宿している人を調査の対象とするような質問をすることがあって、夜回りで築いた信頼関係が危うくなったことがきっかけでした。

また、生活保護を受けたい、年金の手続きをどうしよう、体調が悪い、などといった相談を聞いたときに、どのように解決の手伝いをすればよいか、どんな制度がありどのような問題があるかといったことを具体的に知らないメンバーが増えてきました。ロールプレイなどで、身につけようという話は繰り返し出てくるのですが、なかなか実現できないでいます。

また以前から、福祉事務所に同行したりしてきたメンバーは個人プレイになっているのではないかと悩んでいます。

先にも触れたように、2006年1月からおにぎり作りを受け持ってくださいのグループができました。夜回りの時間は動けないが、月に一度おにぎりは作ってくださいという方たちです。私たちの活動は、物を配ることをメインにしているわけではなく、人と人として出会いながら、その人の突破しにくい「壁」に、一緒に穴を開けたいと思っているのですが、昨今は、食べることもしんどくなってきているので、

励ましの思いを込めておにぎりを届けています。その、おにぎりを作ってくださいの皆さんにも、実際に野宿している人と交流するような機会が持てるというのですが、まだ実現していません。

おわりに

もう一度2005年度を振り返ると、これまでになく「格差社会」という言葉が大きく響くようになった年でした。小泉内閣は高齢化社会になったからそう見えるのであって、格差は広がっていないと言い張りますが、もはや隠しようのない現実です。けれども小泉政権の政策が突然格差を広げたというわけではなく私たちからすれば、中曽根内閣からの民营化路線、サッチャーやレーガンの新自由主義路線の当然の帰結だったと思われまます。私は1989年の『寿木曜パトロール報告』で、ある人材派遣業で働いている若い女性のことを紹介しました。その人は「自分は企業に縛られないで、自分の自由な意志で働き方を選んでいて考えていた。ところが、ある年齢になると仕事が回ってこなくなって、気がついてみると自分も日雇い労働者と、同じ立場にあると思うようになった」ということでした。

人材派遣業法が出来てもまもなくのことでした。企業に縛られないで自由な働き方が出来る、というキャッチフレーズは、今日、労働力の流動化といわれる、企業の要望(要る時だけ使って、いらなくなれば捨てる)をカムフラージュするものでした。捨てられた労働者は、どんどん劣悪な環境で働かざるをえなくなり、最後には野宿せざるをえなくなります。

ここ2年ほど、全国で野宿する人の数は減少気味ですが、生活保護法だけでなく、さまざまな従来の福祉施策が、「……自立支援」という名前で、弱体化され、うまくいかないのは自己責任とされる流れは、やがてたくさんの「貧困層に属する人々」を生み出すことでしょう。私たちの活動は、そうした流れを転換することを目指したものでありたいと思います。

(ののむら よう)

橋の下のすまい(なべたに画)

ここが橋げたの裏側になる

この川は 5m くらいの深さがある。テント前の道幅は人 1 人がやっと通れるくらいで、落ちたら大変なことになる。

趣味で山からとってきた植物を植え、きちんと手入れされている。

夜回りのとき、こちら側から呼びかけるとこのコンクリブロックを回りこんで出てきてくれるが、見ていてとても危ない.....。

第3章

活動の中で出会った人々

山本かえ子
村川奈津美

第3章では2005年度の活動の中で出会った人々のことを書いています。

山本は夜回り準備会の活動記録から、私たちが病院訪問や昼回りでサポートした人、あるいは生活に大きな変化があった人、または亡くなった人の事例を取り上げ、紹介しています。村川は「私が出会ったおっちゃんたち」というタイトルで夜回り活動での「おっちゃん」と自分の出会いのことを書いています。

(写真) 三宮での越冬越年の炊き出しに参加(12月28日)



はじめに

今年度は、「活動のなかで出会った人」を軸に、活動記録をなるべくそのまま生かすかたちで、より一人一人の方との出会いや様子がわかるように書くことにした。野宿している人の抱える問題を念頭に置きながら、6人の方との出会いや別れを取り上げ、書いている。登場する方々は、みなさん仮名にしている。

一番目から三番目の方々は、野宿生活のときに出会い、抱えている問題のお手伝いをさせてもらったケースを取り上げている。最初に出てくる多田潤さんは、私たちのグループにとっては初めての、耳が聞こえない野宿の方だった。彼の生活保護申請を巡り、耳が聞こえない人が生活の中で抱える苦勞などについて書いている。二番目に出てくるのは、沼田志郎・貴子夫妻である。借金を抱えて車での移動生活を余儀なくされていたお二人との出会いと、借金問題への取り組みについて書いている（借金問題については、他団体で活動している司法書士さんのご支援をいただいた）。他にも、野宿している夫婦が生活保護を求めたときに、現在の神戸市の施策では夫婦が一旦バラバラにされてしまうこと、女性の野宿している人の生活保護の窓口がないこと、などにも触れている。三番目の河井雄二さんについては、この二つに大きく分けて書いている。では、夜回り活動のときに河井さんの足の骨折がわかり、平日の昼に私たちの車で病院に行ったときの状況をもとに、野宿から医療を受けるときの複雑さ、難しさなどについて書いている。では、野宿から急に入院したときの苦勞とその生活、そして後に飲酒による強制退院で野宿に戻らざるを得なくなる状況に追い込まれたことについて、書いている。

四番目、五番目に取り上げたのは、今年度お亡くなりになられた方々のことである。このお二人を含め、今年度も私たちの知っている範囲でも何人かの人が息を引き取られた。四番目の植村隆史さんは、病院訪問を通じて出会った人だった。出会ったとき、既に植村さんは末期の肝臓ガンで、私たちが訪問し

ている間に、病院で亡くなられた。植村さんは、病院を訪れる私たちにいろいろな話をしてくれた。そのときの様子と、彼が入院生活の中で抱えていた不満について、書いている。五番目の森下省三さんは、2004年度に野宿から居宅に移られた方で、踏み切りには飛び込んで亡くなられた。突然のことで、はっきりとした理由はわからないが、友人の方から聞いたことなどをもとに、野宿から居宅の生活になった人が新たに抱える問題について、書いている。

最後に取り上げた立花肇さんは、野宿生活から入院し、その後居宅生活になって就労し始めた方のことである。あるスーパーで働き始め、一時は生活保護の打ち切りをも検討したという立花さんであったが、その後過重労働にさいなまれ、仕事を辞めてしまった。生活保護から就労できたとしても、しんどい状況がさらに続いていくことについて、書いている。

耳が聞こえない人の生活保護申請

多田潤さん

多田さんは、橋の下にもう一人の人と暮らしていて、私たちも夜回りのときに訪ねていた。多田さんは耳が聞こえなかったので、私たちは筆記具を携帯し、筆談で話をしていた。

多田さんはもともと理髪店に勤めていたが、事情があって野宿に到った。障害年金だけでは生活の維持が限度で、なかなか家を借りるほどの貯金ができない状況だったうえに、現在の生活が苦しくなったらしく、相談を受けた。私たちは、生活保護申請を、障害年金との差額分を受給するかたちで申請することになると説明した。生活保護は、本来なら国民であれば誰でも受けられるのだが、神戸市の場合は「住所不定者」とみなされた場合、福祉事務所は申請を受け付けないということが規則で定められている。そのため、申請の前に住居を確保しなければならない（ただし、更生センターという施設に入るのであれば受理する）、こういうことが、これまで

理解されてこなかった。私たちは、野宿している人たちが居宅生活できるようにと、敷金なしで部屋を貸してくれる家主さんの協力を得て多田さんの部屋を確保し、多田さんが見て決めてもらったうえで入居してもらった。

生活保護の手続きの説明には、神戸市の手話通訳者に通訳をしてもらえた。しかし、ここで問題が生じた。神戸市に雇用されている手話通訳者は、区役所内では通訳してもらえたのだが、あいにく多田さんの住民票が大阪にあったため、銀行など区役所以外の場所に同伴してもらうことができなかつたのである。多田さんが住民票を神戸に移すまでは、この点に特に困った。

居宅生活を開始して一週間後、家主さんから、多田さんが手話通訳者を通じて、頭金なしで入居できるのか問い合わせがあったということを知った。おそらく不安だったのだろう。「聞こえない方はだまされた経験が多いので、不信感を持つことが多い」というのは、ある手話通訳者の言葉である。その後、多田さんは生活保護申請をし、担当ケースワーカーの居宅訪問を経て、申請から一ヵ月後に生活保護費が出ることを決めた。

手続きは無事済んだけれども、その後、意思疎通が難しかったことが何度かあった。家主さんとも誤解に基づくトラブルが起り、三者ともに苦労している。FAX などを通じて連絡しあったりもするが、何か起きたときに直接話をするにも、通訳の人を介さないとわからないもどかしさがある。多田さんもそのことを感じていて、私たちに「手話を覚えてくれ」と言われたこともあった。

多田さんとの関わりのおかげで、日頃自分たちが気づかないことに、いろいろと気づかされた。

夫婦の問題、借金の問題

沼田志郎・貴子さん

沼田夫妻に出会ったのは、昨年3月6日のことだった。ある方から、「困っている夫婦がいるので生

活保護などの説明をしてあげてほしい」と紹介を受けてのことだった。夫の沼田志郎さんは70歳、妻の貴子さんは65歳。ワゴン車の中で、移動しながら2人で暮らしているそうだ。お会いしたとき、貴子さんは「指がしびれる」と言っていた。

2人は尼崎に住んでいた。1995年の阪神・淡路大震災でアパートが半壊、大阪に移った。志郎さんはコンクリートブロックを積む職人で、2001年まで働いていたが、仕事場で怪我をして働けなくなった。労災が出ていたが補償が7ヶ月前に打ち切りになり、収入がなくなってしまう。貯金を崩して生活していたが、苦しくなってきたために、生活費を稼ごうとパチンコなど賭け事を繰り返すもすり減らす一方で、ついにサラ金に手を出してしまい、気がついたら2人で大きな借金をつくってしまった。その後、車で大阪から神戸に移ってきて暮らしていたが、借金取りに追われていることから、大阪の住所は99年に抜いたけれども神戸には住所を入れられなかった。アパート生活も維持できなくなり、転々と車で移動しながら生活をするようになったとのことであった。借金の取立てがあるため、住民票は移せない。現在暮らしている車は、息子の名義のものだった。

夫婦で住むところを失ってしまった場合、施設保護ということで更生センターに行っても、女性は入れないため、バラバラで生活することになってしまう。神戸市の場合、女性の野宿している人の受け入れ先は兵庫県立婦人相談センターということなのだが、この施設はもともと売春防止法でできたものであり、生活保護支援というところから外れてしまう。つまり、野宿している女性に対する生活保護の受け皿はない、ということになるのだ。

相談の結果、住まいについては、いつもお世話になっている家主さんが敷金なしでアパートを提供してくれたため確保でき、生活保護を申請した。借金については、本人たちが落ち着いてきた4月21日、神戸の冬を支える会でも活動している司法書士の方に相談した。住所設定が必要なため、戸籍謄本・附票を取り寄せる用紙を送った。本籍地を聞き、その役所のホームページで届出に必要なことを調べ、書

式をダウンロードした。以下は、沼田さん夫妻の借金の件について司法書士さんから教えてもらった詳しい内容である。

「初回のききとり調査の結果、お二人の借金は少なくとも最終の取引から5年以上が経過しており消滅時効の援用が可能であると思われ、なかでも志郎氏の方で取引経過の長いものについては、すでに過払いとなっている可能性もあるため、取引経過の取り寄せを行いました。結果、金融会社Aについては1985年の段階で法的には返済義務の無い状態であり、それ以降の支払はすべて払わなくてもいい借金であることがわかりました。もし、そのことが判っていたら、それ以降の借入れはしなくてすんだかもしれません。やくざまがいのしつこい取立てを受けていた金融会社Bについても、約21万円の払いすぎの状態でした。この2社については訴訟により過払い金の返還を受けました。

あとの会社については、消滅時効の援用通知を内容証明郵便で発送しています。貴子さんの借金についてはどこから借りたのかも不鮮明であるため督促が来るたびに対応することとし、現在2社に援用通知済み、最近また1社から請求が来たため、これについては取引経過の開示請求を行ったところ20日を過ぎても返答が無くひょっとしたら払いすぎが生じているかもしれないという状況です(残っていたら消滅時効の援用をする予定)。

よって、借金問題も無事解決に向かった。8月23日にお会いすると、お二人とも暮らしが安定し、気持ちも落ち着いてきた様子。9月24日、三宮で会ったときは「切手代を返す」ということで渡してくれたため、カンパとしていただくことにした。

借金の問題は最近とくに相談を受けることが増えていっている。法律関係のことが専門的に分かるメンバーが常にいるわけではないので、他団体からのフォローを受けながら個々のケースに対処していくしかない。また自分の抱えている借金のことを話すことがためられる人も多い。丁寧に話し、相談を受けられる関係づくりをしていきたいと思う。

私の出会ったおっちゃんたち

村川 奈津美

この報告書を読んでいるみなさんは、「ホームレス」と聞いて何を連想されるのだろうか？

「汚い・くさい」「怖い」「人間のクズだ」とまでは思わなくとも、自分とは地続きではない、どこか違う人間のように思うかもしれない。「自分は差別などしていない」と思っている、無意識のうちに。私もそうだった。

そんな私が夜回り活動に参加するようになって大きく変わった。まず自分が知らず知らずのうちに差別をしていたことに気づかされた。そして、野宿している人たち 私は「おっちゃん」と表現している は、私とおんなじ人間なのだということに気づかされた。それは頭では理解しているつもりでも、実感としてはわかっていなかったことだった。今では私は、おっちゃんたちに会うとあったかい気持ちになれることもある。

知らないことは差別につながる。私が出会った3人のおっちゃんの話を読んでみてほしい。そして少しでも興味を持ったら、ぜひおっちゃんたちに会って話してみてほしい。すべてはそこから始まるのだから。

岩田 末吉さん

～動物を愛でるやさしいおっちゃん～

私たちが夜回りに行く、とある公園の岩田さんのところには猫がたくさんいる。ある日、いつものように岩田さんのところに行くと、子猫4匹の世話をしてはった。なんでも、岩田さんの住んでいる近くで弱っているのを行きずりの人が見つけて「何とかならんか」と言ってきたので世話することになったそうだ。岩田さんが言うには「ほぼ1時間おきにミルクをやらんならんで大変だが、かわいい。1匹死んだが、生きてほしいな」とのこと。その一心で、仕事に行っても3時間で戻ってミルクをやるそうだ。自分も食べていくのに精一杯なはずなのに。

次に会ったときには、「猫がもらわれたのでほっとした。でもウイルスにやられた猫がいて、その猫には抗生物質を与えている。」とのことだった。また別のときに

は、手のひらに乗ってしまうような小さな赤ちゃん猫の世話をしてはった。私たちが訪問したとき、岩田さんは寝てはって、声をかけると起きてきはったのだが、その腕の中に小さな生き物がいた。赤ちゃん猫と一緒に寝てはったのだ。私が「かわいい〜」と黄色い声をあげて寄っていくと、うれしそうに手のひらに乗せてくれ、「かわいいやろ」とにこにこしてはった。

「精神的につらい猫が一匹いて心配。猫の病気が心配だから遠くにはいけない。猫にえさをやれるくらいは稼いでいるから、食事は取れている。」と猫の世話をしながら岩田さんは言う。そんな岩田さんの腕は、明らかに女の私よりも細い。それでも猫を世話し続ける岩田さん。自分よりも猫を大事にしている、そんな気さえる。

有り余るほどのお金があったり、広すぎるくらいの家に住んでいても、命を大事にできない人なんて、たくさんいるだろう。少なくとも、岩田さんほど命を大切にしている人を、私はほかに見たことがない。

岸本 陽二さん

～いろんな家族の事情を抱えたおっちゃん～

ある夜の帰り道、私の家の近くの歩道橋の下でおっちゃんが寝てはるのを見つけた。会議で報告したところ、早速みんなで行ってみることになった。2005 年度に限らず、メンバーが普段の生活の中で出会ったおっちゃんの元へ、新たに行くようになることもしばしばある。

最初にメンバーで訪問したときも、そのおっちゃんは寝てはった。寝ているところを邪魔するのははばかれたが、とりあえずひと声かけてみた。するとそのおっちゃんは起きてきて話してくれはった。こちらの自己紹介をすると、おっちゃんも自分のことをいろいろと話してくれはった。初めて会って、こんなにたくさん話してくれるおっちゃんも珍しかった。

その日の話はこんな感じだった。現在 67 歳。市内に家はあるが、仕事一本で家庭を顧みなかったせいで、3 年前に家族がバラバラになったときに追い出されてしまった。今は奥さんが、認知症である自分のお母さんの世話をしている、自分の年金はそちらで受け取っているとのこと。

子どもは 3 人の娘がいる。自分はアルミ缶を集めて

生活している。居宅保護については、家もあるので無理だろうとのこと。更生センターにもいたことがあり、そこでは養護老人ホームを薦められたそうだが、「無理だろう」と言わはる。メリケンパークの方にいたこともあるが、観光地なのでホテルからの眺めなどに不都合だから「遠慮してくれ」と言われたそう。HAT 神戸でも同じようなことを言われたそうだ。それに関連して大阪の野宿生活事情の話などをした。とにかくたくさん話した。

その後も訪問するごとにそのおっちゃん 岸本さんはたくさん話してくれはった。身の上話が多かった気がする。アルミ缶を集めに西宮まで行き、集めた缶は兵庫区まで持っていくのだが、最近足が弱ってきたとか、一日 1000 円くらいを目標にアルミ缶を集めるが、それでは朝にパンとコーヒー、戻ってパン、週に一回くらいにおにぎり 2 個くらいしか食べられないからあまり食べていないから、乾パンはありがたい、おいしかったとか。見たところ歯が少ないので、乾パンは硬くないか聞くと、若いときから好き嫌いはないとのこと。さばさばしていて気持ちの良いおっちゃんだと思った。

印象的だったのが、先日 40 歳くらいの人が、九州の家を出て、自転車で大阪の友を頼って行く途中だといって、岸本さんのところで寝たという話だ。旅人に頼られるくらい、人当たりが良くてとっつきやすい人なのだ。

自分の家族のことも訪問を重ねるごとに詳しく話してくれはった。家を見に行ったり、電話しても返事がないが、離婚はしていないとか、長女はもう結婚しているとか、年金は 61 歳から月 30 万くらい受け取ったとか、結婚は大阪万博の年（1970 年）だとか。

そして、何度か自殺しようかと思ったが、思いとどまったとか。自分がここに居ることは、知り合いの 2 人を除いてだれも知らないとか。

「ひどい話だ。どうして家族は迎えに来ないのだろう。」と思ったのを夜回りメンバーに話してみたら、「家族にはいろいろな事情があるものだから誰が悪いとか簡単に言えるものではない。」と言われた。20 歳の大学生にはわからない、岸本さんの歩んできた人生、抱えている事情。

その後岸本さんは、「職員と喧嘩して出たが、冬にな

ったら戻る」と言っていたように、5月までいたという更生センターへ戻っていった。岸本さんはどんな喧嘩をしたのだろうか。少しだけ気になった。

集めた缶を置いていたら近くのスーパーの店員とおぼしき人とトラブルになったこともあったようだ。詳しいことは私たちにはわからないが。

おっちゃんたちに限ったことではないが、世の中にはいろんな人がいる。「これは正しい」とか「これは間違っている」とか決めて行動するのが私たちの仕事ではない。ただおっちゃんたちひとりひとりに寄り添っていくことが大事なのではないか、と思う。

川北 進さん

～生活保護を受けようか迷うおっちゃん～

とある公園のベンチで暮らしてはった川北さん。なんでも大阪の郵便局で働いたが、人間関係がうまくいかず、休みがちだったりして辞めてしまったそうだ。「あと5年頑張れば(年金受給資格がもらえたから)よかったのに」としきりに言っていた。その後神戸へ、1年ほど更生センターにいたが、飲酒で追い出されたそうだ。その後も更生センターにはパンをもらったり、髪を切ってもらったりと定期的に行っているが、職員はぞんざいに扱うし、しらみがあって嫌や、センターには喧嘩早い人が多いと言わはる。

右目が見えにくく、神鋼病院で診てもらったら「神経が切れている」と言われたそうだ。ひどく弱っていて、なんだか生きていくことに絶望したような感じ。

ある日訪問して話をしていると「これまで自炊生活をしたことはないが、2畳のぼろアパートでいいから保護を受けたい」と言わはった。さらに話を続けていくと、「近くの小学校の子どもに『乞食、乞食』と言われた。情けない」とか、公園のベンチでの暮らしなので、雨の日はどうしてはるか聞くと、「近くのトンネルに行くが、警官が来て、『人が怖がるからここにはいけない』と言われる」とか、川北さんを追い詰めるいろんなことがわかった。しかし居宅保護を受けるには、更生センターを飲酒で出された経過や生活できるかといったことを含めて、熟考が必要だった。

私たちは「大家さんと相談してみる」と言ってその場

は後にした。私たち夜回りのメンバーの中に、おっちゃんたちに敷金なしで家を貸してくれる大家さんがいるのだ。

その後しばらく経って大家さんを含めて川北さんと話すことができた。前会ったときよりも元気がなかった。「ごみ収集を近所の商店街などで手伝って、弁当をもらったりしている」ということもわかった。保護については「よろしくお願いします」と言わはった。しきりに「こんなになってしまっ」「若いころもっとしっかりしておけば」とも。近所に小豆島出身の90歳のおじいさんがいて仲良くしているという話から、大家さんが「保護を受けて、小豆島に旅行にいけるくらい元気を残しておかな」と言うのと「そやなー」と言わはった。

その後、一緒に家を見に行くために会う約束をした。ところが……。

約束の日。川北さんはいなかった。その日に何度か訪問したのだが、それでも会えなかった。どうしたのだろうか。その夜大家さんと話し合っ、明朝に保護申請することになった。しかし、翌朝迎えに行ってもやっぱりいない。まだ意思が固まらないのだろうか、それならそう言ったほうが良いということがわからないのだろうか。それとも約束を覚えていられないということなのだろうか、ということは認知症があるのか……と私たちは心配した。特に川北さんを気にかけていた大家さんは、川北さんがえらく気弱な物腰であることや、子どもに乞食と言われたことが相当身に堪えた様子であることなどから、とても心配していた。

ようやく会えたある日に話を聞いてみたら、「気持ちが決まらなかった」とのこと。「もう一度考え直したい」ということで、いったん考えてもらうことに。結局、保護は受けることになった。

いざ生活に大きな変化が起こるとなると、ためらいがあったのだろう。それがたとえ端から見れば「念願の」屋根のある家であったとしても。私たちにはわからないかもしれないけれど、家があればいい、お金があればいい……と一概に言えるものではない。おっちゃんたちにはおっちゃんたちの生活や事情があるのだ。

(むらかわ なつみ)

野宿で医療にかかるとき

河井雄二さん

8月13日、土曜の夜回りでいつものように橋下に行く、既に寝ていた高橋さんが起きてきて、「河ちゃんが怪我をしている」といって起こしてくれた。何度も医者にかかるようにと言ったが、「更生センターに二度と来るかと言って出てきたので、行けない」と渋っていた。しかし足は熱をもっている様子なので、月曜日に再度連絡をとることにした。

8月15日の朝、メンバーの車で橋下の河ちゃんを呼びに行った。河ちゃんは左足を上げてけんけんやってきた。柵を超え、段差を上げるのも大変そうな様子だった。車で灘診療所へ向かう。お盆で他の医療機関が閉まっているせいか、ずいぶん混んでいた。受付の人に保険証の提示を求められ、「行旅（病人扱い）」とメンバーが伝えた。しかし、どうも通じていない様子。それでも事務長に話してあったので、受け付けは簡単に出来た。

結構待ち時間があつたので、河ちゃんと仕事やけがや病気など、いろいろ話した。右足も半年前に骨折して手術したとのこと。やっと順番が回ってきて診察してもらおう。レントゲンでかかとの骨折ということがわかった。左のかかとの骨が3箇所割れていて、診療所のお医者さんは、「自分は専門でないので、ほっておいても治るかもしれないが、判断がつかない。手術が必要になるかもしれない」「とりあえずずれないように固定しておく」ということで、テーピングした。場所は医療ソーシャルワーカー（MSW）のいるところが何かと都合がいいので、メンバーが、少し遠くなるけれどY病院を薦めた。河ちゃんも、Y病院の医師になじみがあるようだった。

灘診療所で松葉杖を貸してもらおうと、「費用はどうなりますか」というので、「行旅」病人として市に請求してほしいと話したが、やった経験がないようだった。その後、Y病院のMSWにも「明日こういう人が行くから」と電話をした。河ちゃんを車で送り、次の日朝に迎えに行くこと約束して別れたが、車を降

りてすぐ河ちゃんは何かにつまづいてひっくりかえってしまい、ひやっとした。右足も完治していないようだし…。後で、怪我をしてから1週間放置している間に骨がさらに痛んだことが分かった。

16日（火）朝、河ちゃんを迎えに行った。河ちゃんに「足の具合はどうですか」と聞くと、「あんまりよくない」とのこと。テーピングできつく固定されたのがかえって痛かったそうだ。Y病院に着いて、受付でまた「保険証はありますか」と訊かれる。「MSWのSさんに話をしていますから」ときり抜けてMSW室へ行き、事の次第を説明する。それから整形外科で待つこと2時間、レントゲンと診察で、空きベッドを探して入院、手術ということになったようだ。

「入院になってよかったですね」と変な言葉をかけたが、本当にほっとした。河ちゃんもほっとした様子だった。これが通院でとなったら、また悩まなければならない。通院するとなれば、更生センターに泊まるか部屋を確保するなどして生活保護を受け、医療券をもらわなければならないからだ。そうでないと、野宿している人たちは保険証を持っていないので全額を請求されてしまう。そのまま入院することになれば、退院するときに住居確保のための敷金を市に請求できるが、通院するために先に部屋を確保する場合は、その後生活保護申請をしなければならないので敷金の支給はない。

手術前の検査にいく河ちゃんと別れ、再びMSW室へ向かう。そこでSさんから、灘区の福祉事務所で「行旅」扱いを断られたということを知られた。理由は「救急車の搬送でないから」ということである。「自力で行く」とみなされた場合はダメらしい。中央区でも最初はダメだったそうだが、「もう来てしまっただけ治療もしたのだから」ということで受理されたようだ。それでも今日1回限りで通院はだめということだったらしい。この法的根拠はあるのだろうか？

さらに「空きベッドを探しているが、どうもなさそうだ」という話を聞き、がっくり。やれやれ入院だ、とほっとしたばかりだったのに。中央区内の手

術のできる他の病院に転院するか、という話も出たが、主治医（半年前の右足骨折も担当した先生）が河ちゃんの治療をしたいという意向だったので、金曜日の手術日当日に入院ということで、それまでどこかで過ごせたら、という話になった。更生センターは（飲酒で？）追い出されて関係が悪いし、どうしようと思っていたところ、Y病院がなんとか小児科病棟の空きベッドでの入院を考えてくれたため、無事入院ということになった。やれやれ。

橋下まで河ちゃんの荷物（バググーフ）を取りにゆき、灘診療所まで松葉杖を返しに行った。灘診療所の事務長さんは、まだ灘福祉事務所に医療費の請求をしていないとのこと。「（行旅扱いは）難しそうだからがんばってください」と伝える。灘診療所が医療費をかぶるはめになるのでは、とちょっと心配である。

医療にかかるにはどうしたらいいか、いろいろ考えさせられた。今回のケースはほとんど河ちゃんの希望どおりにうまくいったと思う。改めて、医療関係者との関係が大切だと感じた。今回受け付けてくれた灘診療所は、今年の灘チャレンジで出店したとき、「赤ひげ先生募集」という呼びかけピラをテントに貼っていたところ、六甲医療生協が「うちに来てください」と応じてくれた結果実現したものである。

ただ、福祉事務所が「救急搬送以外は行旅扱いにしない」というなど、ひやっとすることもあった。そうすると、生活保護の医療扶助を受けられず、治療費が全額負担になり、野宿している人は怪我をさらに悪化させてしまう。今回のように「行旅病人の治療という方法を使って治療を受ける」という方法で治療を受けるというのは、野宿している人に限らず、一般にあまり知られていない方法である。個人で病院にいったとしてもなかなか適用してもらえないのではないだろうか。すると、救急車を呼ぶか、更生センターを経由するしかないのだろうか？（更生援護相談所では、週2回各2時間ほど、囑託の医師による診察が行われているが、日が決まっているうえに診察のみである。）改めて、野宿している人たちに医療へのアクセス方法について、知っている情

報をきちんと提供できるようにしたいと思う。

河ちゃんのケースが「行旅」扱いにならないかもしれないということもあったので、河ちゃんが入院した翌日、中央区役所保健福祉部（福祉事務所）保護課と健康福祉課に行って「行旅病人の扱いについて、救急車で搬送されないと行旅扱いしないのか？」という質問をした。それに対して担当者は「救急車で搬送されなくても、実際に医療が行われた場合、医療機関が区役所に来院報告書でお金がなくて支払い出来なかったケースだと連絡すると、本当に支払いできない人が調べて、払えない人については『行旅病人』として支払いする」と答えてくれた。

入院生活

河井雄二さん

河ちゃんこと河井さんは、Y病院に入院して左足の手術を受けることになった。入院して2日後の8月18日、メンバーのところに河井さんから電話が入る。「明日手術だが、バスタオル、前開き寝巻き、T字帯、オムツが必要といわれた」とのことだった。生活保護の医療扶助を受けている場合は、日用品費からこれらの費用を支払わねばならないが、河井さんは担当する福祉事務所が未定なのですぐにはできない。事前に立て替える必要が出たので、神戸YWCAまごの手〔介護サービス事務所〕に頼んで、あるものをまわしてもらい、病院に届けた。半月後、担当する福祉事務所が決まったと聞いた。その後、X病院に河井さんは転院したのだが、「荷物をどうしよう」という相談を電話で受けた。「自分がタクシーで行くのであれば、それで運んでは？」と答えたが、結局は病院が車を用意してくれたそうだった。こういうことも、一人だと心配である。

単独で入院をすると、世話をしてくれる人がいないので自分でいろいろと状況に対処していかなければならない。今回のように急にタオルや寝巻きなどを準備しなければならないケースは特にそうである。「行旅」で入院が決まった場合、担当のケースワ

コラム 行旅病人及行旅死亡人取扱法

この法律は、行旅中の病人や死亡人に対する救護と取り扱いを定めたものである。1899（明治32）年成立。

ここでいう「行旅病人」とは、歩行に堪えない行旅中の病人で、療養のあてがなく、かつ、面倒をみってくれる人もいない人のことを指す。

この「行旅病人」には、飢えにより歩行できなくなった旅行者、行旅中の妊産婦、旅行者又は住所及び居所のない者若しくは明らかではない者であって、引取者がなく、かつ、警察官署が救護の必要があると認めて引き渡した者が含まれている。

行旅病人に対する救護の実施責任を負う市町村は、いったん救護費用を立て替えるとともに、市町村長は、速やかに扶養義務者もしくは家族に引き取りを要求しなければならない。そして、立て替えた救護費を被救護者、その扶養義務者、都道府県（指定都市）の負担順位で請求することとなっている。

一方、ここでいう「行旅死亡人」とは、行旅中の死者で引き取り手のない人のことを指す。行旅死亡人の「取り扱い」義務者は市町村とされる。その「取り扱い方法」とは、本人の認識に必要な事項を記録したうえで、その死体を火葬する。行旅死亡人の住所または氏名が不明のときは、役場の掲示板に告示・官報または新聞に公告する。行旅死亡人の住所または氏名が判明しているときは、速やかに相続人（または扶養義務者・同居親族）と都道府県に通知することとされている。

行旅死亡人に対する「取り扱い」の費用についていったん立て替えた市町村は、その費用について死者の遺留金銭・有価証券、相続人または扶養義務者、公告後60日経て弁償されない場合、遺留物品の売却による充当、なお不足する場合、都道府県という負担順位で費用の請求・充当が行われる。

ここで、「死体解剖保存法」との関連で「行旅死亡人」の「取り扱い」について付け加えておきたい。「医学の教育又は研究に資することを目的」に、引取者のない死体については、医学に関する大学の長から「死体の交付要求があったとき...これを交付しうる」とされている。そして、死体解剖は原則として遺族の承認を前提とするが、例外として、「死亡確認後30日を経過しても、な

おその死体について引取者のない場合」、遺族の承認を経ずして解剖ができるとされている。

コラム 川村事件

「行旅死亡人」の「取り扱い」をめぐる、のちに「出稼ぎ人権裁判」ともいわれた「川村事件」が1966年に起こっている。

青森県十和田市に住む身体障害・病弱・老齢の川村由松さんは、生活苦から保護を受けようとしたが、同市福祉事務所の不当な説明で断念、やむなく名古屋に出稼ぎに出たが解雇され、上京した。1966年10月、東京都品川区の路上で行き倒れ、救急車で都立民生病院に収容。出身県・氏名は名乗ったが、間もなく亡くなった。

警視庁大井警察署の警察官は、遺品のなかに身元を明らかにする書類があったのに、これを見落としのまま、死亡地の港区役所に遺体を引き渡した。

一方、港区役所福祉課担当職員は、行旅病人及行旅死亡人取扱法による掲示・公告の手続きをせず、かねてより解剖用死体交付申請書の出ていた慈恵医科大学に交付し、同大学で1967年5月から6月にかけて解剖が行われた。

この間、妻の川村セノさんは夫の行方を探すべく地元警察に何度も連絡するが、容易に判明せず、1967年7月、亡き夫が身元不明者として扱われたことを知り、ただちに上京、同大学で無惨な夫の遺体に直面することとなった。

セノさんは、国・青森県・東京都および港区を相手に、精神的苦痛に対する損害賠償を求め提訴した。

判決は、夫の所在不明後9か月を経てはじめて夫が死亡していることを知り、しかも本人と原告の同意なく解剖に付され無惨な姿となったことによる精神的苦痛は、「一般的な死別の悲しみとは別個のものであり、それが他人の違法な行為によって与えられたとすれば、慰籍料を請求しうることはいうまでもない」とした上で、都と港区とで50万円の慰謝料を支払えとしたものである。

なお、この事件は『わが道』（新藤兼人監督、1974年）という作品で映画化されている。

カーから「行旅セット」という日用品セットをもらえるので、買い揃える必要はない。しかし、寝巻きの洗濯などは自分で行わなければならない。有料で洗濯機をまわすことになるのだが、そのたびに日用品費から出費することになる。テレビも有料なので、これも日用品費から出さなければならない。私たちは、退院した後に居宅生活を希望する人に対して、もし住む部屋を確保する際に保証人になってくれる人がいない場合は、保証人協会費用として3万円貯めるようにと伝えている。だが、こまめに出費がかさむ状況で日用品費から貯めてもらうのも、なかなか骨が折れるのではないかな、と思っている。そのために、私たちは病院訪問するときには、貸すための本を何冊か持って行くのである。河井さんの場合は、一緒に住んでいた高橋さんから、ときどき本の差し入れをしてくれていたようだ。

手術を受けた直後の河井さんのもとを訪れたとき、「退院すると帰る家がなかったら」というピラを渡して、退院後どのような生活が考えられるのか、説明した。その一週間後、手術後の経過について尋ねてみると「ギブスをやり変えたが、傷は上手くついていなかったのでホッチキスのようなもので何箇所も留めた。麻酔なしなので痛かった。まだ入浴はできない」と教えてくれた。手術は9時15分から12時半までかかり、後々痛むといわれたそうだ。入院生活が退屈そうだったので、「休暇だと思ってちゃんと治したら」と伝えた。

8月29日の訪問のときには、経歴のことも教えてくれた。河井さんはもともと奄美諸島の出身で、畑作業をしたかったが土地を兄弟で分けたら暮らせるだけの土地が当たらないためできず、集団就職で出てきたとのことだった。昔原子力発電所内で働いていたとき、配管をアスベストで巻く仕事をしていたらしく、光が当たるときらきらしたとの事だった。入院している間に中皮種の検査を受けることを勧めたところ、「受ける」と答えていた。

病院訪問に行ったある日、河井さんが「これに集団就職してきたときの写真が載ってんねん」と、週刊誌を出して私たちにを見せてくれた。その雑誌は偶

然拾ったとのことで、パラパラめくると集団就職に関連するグラビア特集があったので見ていたら、かつて自分が船に乗って集団就職のために出てきたときの様子を写した写真があったそうだ。大きな船に移るためのはしけのような船に、2~30人が乗っている写真。河井さん自身は「次の船やったかなあ」ということで写っていないのだが、河井さんの学校の先生や友人などが制服姿で写っていて、「懐かしいなあ」と言っていた。

転院後すぐの9月12日に訪問すると、河井さんは「ケースワーカーから更生センターに帰るように言われた」と言っていた。河井さんは以前更生センターを追い出された経緯があることもあって、一度自分から敷金のことなどを尋ねてみるよう勧めた。その1ヶ月後、「退院後の部屋については自分で探してみるが、だめなら頼みたい」と言っていた。同時に、「敷金がもうすぐ出なくなると言われた」と聞く。どうやら噂が広がっているようだったが、結局そんなことはなかった。

3月のある日、いつものように河井さんのもとを訪ねたが、河井さんは既に退院していた。後から、飲酒が病院側にばれて強制退院になった、ということだった。河井さんは今、野宿生活にある。元の世界には戻らずに住宅地の中の公園にいたが、その場所も追い出されて移動したらしい。現在は公園の東屋などを移動しながら、生活している。足の怪我はさらに悪化しているのではないかと、心配だ。

河井さんがそうなのかわからないが、実際、野宿している人の中でアルコール依存症を抱えている人もかなりいる。アルコール依存症については、酒を飲む本人の意志の弱さのせいとされがちで、アルコール依存症自体が病気だという認識がない。そして、医療関係者の間でも認知がまだまだ低い。入院中に飲酒に関する問題が出た場合、強制退院にするのではなくそれを解決する方向ですすめなければいけないのだが、現状は強制退院になり、治療がそこで中断されてしまう。再度入院することは難しく、野宿からの入院であれば、行くあてがなく再び野宿に戻らざるを得ない。場合によっては、以前住んで

いた場所が立入禁止になっていたり、別の人が住んでいたりするため戻れなくなるケースもある。

入院している人から聞いたこと 植村隆史さん

植村さんとは、カトリック社会活動神戸センターからの紹介を通じて、2005年4月14日の病院訪問のときに初めてお会いした。「高血圧で入院したが、大腸がんの疑いもあり、すでに人工肛門を付けている」ということだったので、退院後の住まいは風呂付きを希望していた。「退院したら、自宅でするコンピューターでの版下作りなどがしたい」と話していた。

一週間後、植村さんに会うと、「院長から、『肝臓が悪性腫瘍でほとんどやられている。生きているのが不思議だ』と言われた」と話してくれた。「治療は？」と聞くと、『放射線などあるが、やったら3日もたないだろう』と言われた」ということだった。「そのとき、『会いたい人が居たり、したいことがあったらいいなさい』ともいわれたが、自分ではそんな気はしない。特にやり残したことがあるわけでもないから、焦りも無い」と植村さん。痛み止めの注射も始まったらしい。

植村さんは、以前は料理人だった。アメリカで店を開いたりしたこともあったそうだった。病院訪問しているメンバーが「自分も料理が好きだ」というと、料理のレシピをたくさんつくってくれたうえに、「直弟子だ」といって、訪問するたびに秘伝の濃縮出汁の作り方など、いろいろと教えてもらった。アメリカに滞在していたときの見聞話でも盛り上がった。

植村さんからは、担当ケースワーカーに対する不満を聞いた。ケースワーカーから人工肛門につける装具の代金について「書類に署名するように」と言われたとき、その文面を見せてくれなかったことを怒っていたようであった。その後も植村さんは、担当ケースワーカーについて、「人の話を聞かない。大

きなことでは折れてくれるが、小さなことでは折れない。すでに話したことを『聞いていない』という。自分が『さっき話した』といっても認めないし、『傲慢だ』という『そんなことは言われたことがない』と言われた」と批判していた。「見下さないような振りをしているだけで、見下されていると感じる」「なかなか来てくれない、忙しくて来れないのであれば人工肛門バッグの買い方について、的確な指示がほしい」といったことも、もらしていた。また、病院の事務所に対しても、「手続きのこと（生活保護を受けている場合の、人工肛門バッグの請求の仕方）を聞くと、『以前はどうだったのか』と聞かれる。前は自費で買っていたから、私には手続きはわからないのに」と嘆いていた。

これらの批判はすべて植村さんから聞いたもので、実際はどうだったかはわからない。しかし、植村さんがそのように感じたことだけは事実である。ケースワーカーの本当の気持ちはわからないが、自分たちに悪意がなくても相手を傷つけ、しんどい思いをさせることがある。そのことについて考えさせられた。

植村さんの体調は、日に日に悪化しているようだった。胃がむかついて食事が取りにくいことや薬で血圧が急に下げられて辛いこと、外に出てもしんどいので途中で戻ってくることなどを聞いた。話じつらそうだったので、すぐに失礼するときもあった。6月15日、植村さんが亡くなったという知らせがあった。植村さんと出会い、いろいろ話した思い出を胸に刻みつつ、メンバーの数人が告別に行った。

野宿から居宅に移ってからの苦しみ 森下省三さん

知らせは突然だった。ある日の夕方、近くで野宿している人と懇意にしている宮地さんから、「森下さんが阪神電車に飛び込んで自殺した」との電話がメンバーのもとに入った。午前9時半頃、阪神電車踏み切りを通過しようとする特急電車に飛び込んだと

いうことであった。

森下さんは廃車に暮らしていた人だった。お酒を飲んでいるときはおしゃべりになるけれど、素面のときは口数が少ない人だった。夜回りでお会いしているときに雨が降ってきたときは、「傘いるか？」と差し出してくれたこともあった。イラクで日本人 3 人が人質になった事件があったときには、「人質のことが心配」と話してくれたりもした。

森下さんは、以前からひざが悪かった。昔、日雇い仕事で作業をしているときに膝の半月板を損傷する怪我を負ったものの、職場の「労災ゼロ」を守るために親方が森下さんの怪我を労災扱いせず、その代わりに森下さんにいくらのお金を渡すことで「解決」したため、治療が中断してしまった。膝が悪いのはそのときの後遺症であり、そのために働けなくなってしまっていたのだ。

2004 年秋、森下さんから、しんどくなったので生活保護を受けたいという相談を受けた。部屋が確保でき、保護申請が通って、居宅生活を始めていた。それから約半年後、森下さんは自殺してしまったのだ。「[森下さんが]遮断機が下りているのに入って行って、うずくまるのを見た人がいる」ということを、夜回り先で聞いた。

森下さんはなぜ死を選んだのか。その理由は、亡くなった本人しか知らないことである。ただ、その後の夜回りのときに、森下さんと野宿生活を一緒にしていた友人の何人かから、次のような声を聞いた。「病気を苦にして自殺したのではないか？亡くなる前はかなり弱ってはった。」「アパートに入り野宿していたころの人間関係がなくなってしまい、孤独になったことが原因ではないか。森下さんは部屋にこもりっきりで、人が訪ねても入れてくれなかったらしい。以前のように、飲んで騒げない。」これらの声からは、人間が生きていくのに大切なものについて、改めて考えさせられる。

森下さんの場合は自殺だが、身体がしんどくなって生活保護などを受けて居宅生活になった人がその後しばらくして亡くなってしまふことは、幾度かあった。居宅生活になって 4 ヶ月後に胃を悪くして亡

くなった人もいる。医者から入院を勧められているほど悪かったのに、周囲にそのことを隠していたと、後から人づてに聞いた。その人の葬儀のときに、参列していた野宿のときの仲間たちが、「居宅になるとみんな死ぬなあ。だから、ぎりぎりまで我慢せずに、早めに生活保護を受けて治療をうけたほうがいいなあ」と言いあっていた。

夜回りに行くと、大抵の人が「今暮らしていけるうちは大丈夫」と言う。ということは、野宿している人が居宅生活を希望するときには、既に「野宿には耐えられないほどのからだである」ということになるのだ。その一方で、夜回り先で、野宿しているある人から「みな、居宅になると、ほっとして亡くなるのかなあ。廃品を集めていたときは元気だったのに。」という言葉聞いたことがある。とても複雑な問題だと、改めて思う。

森下さんの死をめぐって、他にも考えさせられたことがあった。森下さんの葬儀について、メンバーの一人が葬儀の前日夕方に葬儀会社に電話をして花の準備を頼むと、「生活保護だからダメ」と断られたのである。「葬祭費が出ているはずだ」といっても「出ない」と言われ、「他の人のときはお坊さんの読経もある」というと「ちょっと待ってください」と言われ、しばらくして「お持ちします」と言われた。おそらく経費を少なくしようということではないかと思われ、差別を感じた。翌日、神戸大学医学部の監察医務室モルグで、森下さんの御友人とともに、メンバーの数人がお別れに参加した。始まる前にお花のことを確認すると、「この人は行旅だから花は無い」と言われた。「生活保護だ」と言っても「ない」と言われ、昨日葬儀会社に電話をして持っていくという返事をもらったことを伝えたら、会社に電話し始め、持ってくることになった。その間の対応がひどくつっけんどんで、いやな感じを受けた。

森下さんの死は、自殺という衝撃とともに、私たちにさまざまなことを投げかけた。今でも私たちは、投げかけられたことに十分に答えられていない。

就労できてもしんどい生活は続いていく

立花肇さん

立花さんとは、2003年1月25日の夜回りで初めて会った。8ヶ月中華料理屋で働いていたが、ある日急に家を出されて、料理屋には引き止められたが、住まいがないので仕事をやめ、その後、近くで野宿していた人に声をかけられて昨年10月からここに住んでいるということだった。

立花さんは、以前は大手食品会社で働き、旧財閥系の保険会社で営業を15年し、ある営業所を任されていたという。「途中事件があったが、保険が降りずに裁判になったこともあった。その後金融の淘汰で成績の悪い営業所は廃止になり、明日から来なくてよいと言われた。26年働いたが、金の切れ目が縁の切れ目で妻子と別れた。自殺しようと日本海に行く途中警官に見つかり断念した。その後住吉川そばで歩いていて上を見ると首吊り死体があって通報した。それを見てからますます死ねなくなった。」とは、立花さんの言葉だ。

3ヵ月後の4月16日、立花さんの具合が悪いという知らせがあったので、車で更生センターに運んだ。その後入院することになった。大腸の手術を受け、部屋を確保し、生活保護を受けて居宅生活を始めた。このときの「こんな制度を知っていたら、自分はホームレスにならなくてすんだのに」という立花さんのつぶやきは忘れられない。

その後、メンバーのもとに、立花さんからうれしい知らせがあった。あるスーパーに採用されたということである。その後も立花さんはメンバーに電話をかけてきてくれ、仕事の状況を教えてくれた。病み上がりの身体にスーパーの陳列などの業務は大変そうではあったが、収入が定期的に得られるような状況になったので、生活保護を打ち切ろうかどうか、という相談を受けるようにもなった。

ところが、立花さんの仕事はますます増えていく一方だった。「仕事をするのはつらいが、はりあいもある」というふうに話すときもあったのだが、つ

いに7月4日、「もう限界です。体が持たないのでやめたい。社員になった〔おそらく研修から契約社員に変わったことを指している〕のを後悔している」という悲鳴にも似た電話がかかってきた。どうやら、職場で次々と人が辞めていくことにより、労働が過重になってきているらしい。次の仕事を探すことを考えているようだった。

その後、立花さんは会社と話し合っただけで就業時間数を減らしてもらったものの、早朝6時半から夕方6時半まで働く状況はやはりしんどく、そのうえ残業手当がない状況が続いた。そのことを訴えると正社員も同じくらい働いていると言われたとのこと。また有期雇用だから、来年再雇用されるかどうか不安であることをもらしていた。10月17日、立花さんから「毎日12～15時間の労働で倒れそうだ」という電話をもらったメンバーは、思わず「倒れてしまう前にやめてはどうか」と言ってしまった。

1月、とうとう立花さんは仕事を辞めた。どうやら背景には、過重労働のほかに職場での同僚のいじめもあったという。職場への損害賠償も考えているようだったので、一人で入れる労働組合を紹介した。その後立花さんが訴えたかどうかはわからないが、立花さん自身はパニック障害になってしまい、障害者2級で手帳を交付されたということだった。なんとも、やりきれない。

野宿生活から居宅生活になり、立花さんのようにうまく仕事に就けて生活保護を打ち切ろうと考えるところまでこられたとしても、それまでの野宿生活などで身体を痛めている状態から労働に就くわけだから、身体的にも精神的にも大変である。仕事がなく困窮している人がいる一方で、仕事の現場では人手が足りないなかを倒れてしまうまで働かされるという状況がある。立花さんが仕事を辞めざるを得なかったのは、「立花さんのがんばりが足りない」からだろうか。個人に責任を帰そうとするこの社会に、改めて疑問を投げかけてみたい。

(やまもと かえこ)

コラム 更生センター・更生援護相談所

JR 灘駅のそばに、更生センターという建物がある。ここは神戸市が生活保護法に基づいて設立した更生施設で、いろいろな位置づけがあるが、現在は住むところのない男性が入る施設になっている（女性は入れない）。3階が居住空間で、そこでは畳2枚程度の空間が占有でき、3度の食事が提供され、週2回入浴できる。

入居すると内部作業（内職）や外部作業（公園の草刈など）、掃除当番などがある。6人部屋・4人部屋なので人間関係が難しく、そのため入所を希望しない人も多い。小遣いは月2000円で、禁酒を求められる。定員50名。

同じ建物の1階部分（2階が入り口なので地下のように感じられる）が更生援護相談所という社会福祉法に基づく神戸市立の一時宿泊施設である。夕方記名すれば無料で宿泊できる。朝8時ごろには出なければならない。ただ、雨の日は昼間もいることができる。また病気であれば、晴れていても、昼間もいることができる。

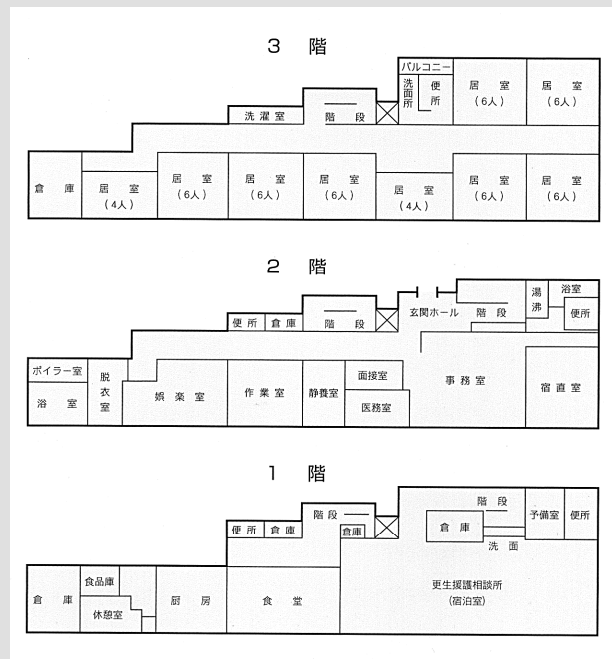
（写真）更生センターの外観



更生援護相談所での食事は年末年始には出るが、年明けから次第に減っていき、3月頃からは出なくなる。それでも1日にパン1個が、位置づけははっきりしないものの提供される。シャワー・入浴は3週間に一度くらい。2段ベッドなどで80床ほどあり、年末年始には100人以上が宿泊する。

更生センターと更生援護相談所という2つの施設が同じ建物にあり、職員も同じなので利用者は混乱する。下（更生援護相談所）に泊まると風呂も食事もなく、毎日違うベッドで寝ることになり、前に泊まった人がシラミなどを残していくと痒い思いをする。

（図）更生センター平面図



職員が「弱っている」と判断すると、「上にあがるか（3階の更生センターに入所し生活保護を受けるか）」と声をかけるので、「職員に気に入られた人には食事が出て、風呂にもは入れる」と誤解する人も少なくない。

週2回（月曜と木曜の午後）嘱託の医師による診察がある。急病であるか重篤ならばすぐ病院に搬送される。そこまでの状態ではなくとも、医師が病気かもしれないと判断すると近くの病院で検診するよう手配される。

病院では最初は治療・投薬はせずに診断結果だけを更生援護相談所に連絡する。その結果、病気だと診断されると、相談所は「医療券」を発行し、ようやく治療を受けられるようになる。治療を受けるためには更生センターに入所するか、（原則として）相談所に宿泊しなければならない。自分の住んでいるテントやそこでの仕事、飼っている犬や猫が心配で相談所に泊りたくないという人は医療を断念するしかない。

コラム 神戸市の低家賃施設について

更生センター、更生援護相談所のほかに、自分で収入がある人のために「兵庫荘」（神戸市立）という一泊50円（月1500円）の施設がある。また「磯上荘」（神戸市社会福祉協議会）という一泊200円（月6000円）の低家賃の施設もある。どちらも、仕事が途切れて家賃を払えなくなると出されてしまう。

第4章

2006年1月30日・うつぼにて

鍋谷 美子

2006年1月30日に大阪の靱（うつぼ）公園のテント村が行政代執行で撤去され、そこに住んでいた人が排除されたときの様子を、当時、その場にいたメンバーが代執行直後に書いていました。この第4章には、その原稿に若干の補足を加えて掲載しています。

このときの様子はテレビや新聞などで報道されたので、ご存知の方も多いかと思いますが、テント村の「内側」の視点から書かれた記録は多くはありません。もちろん、一支援者の視点であり、全体像の把握については限界があります。ですが、あのとき何があったのかについては生々しく伝えられていると思います。

(写真)フェンスの外から公園への突入を試みる(1月30日)



はじめに

ここでは、2006年1月30日に大阪で行われた、鞆（うつぼ）公園での行政代執行について、筆者の見聞きしたこと、感じたことを中心にまとめています。当日のこと（<前日夜>以降）は、代執行直後に書かれています。また、分かりにくいところなど報告にまとめるために脚注を付けました。筆者は2005年春頃から、大阪での支援活動を通してうつぼ公園の人たちと関わり、共にさまざまな活動をしながら、代執行を迎えました。このことを記録しておくことで、地域に拘わらず、現在野宿しているひとの置かれている状況を理解し、野宿状態を引き起こすこの社会の何が問題なのか、考えていけたらと思います。

文中、人名はすべて仮名です。うつぼの住人は漢字、その他支援者や他の公園の住民など当日集まったひとたちはカタカナで表記しています。

うつぼ・代執行以前

うつぼ公園は大阪の中心部、最寄り駅が大阪市営地下鉄本町駅の、オフィス街の中にある細長い大きな公園である。そこでテントを張って暮らしていたひとたちのところに、パラ博¹のための工事をするので立ち退いてほしい、という公園事務所からの話が出始めたのは2003年の夏のことだった。そのことをきっかけに、公園に暮らす人々の有志と支援者でうつぼ公園自治会が発足し、公園事務所と交渉をし、工事はテント・小屋の移動をしない方法で行うことを確認した。その後しばらくは、何かある場合には公園事務所は自治会を通して話し合いをする、という方針で対応をしてきた。

2005年の春に、うつぼ公園の住人有志で「うつぼ公園お掃除隊」を結成した。その目的は、公園内の

1 世界パラ会議のこと。1971年から世界のパラ愛好家が集まり、3年に1回のスパンで加盟国の中で持ち回りで行われている。主にイギリスやヨーロッパ諸国、その植民地だった国々が加盟している。アジアでは日本が初めての開催国。昔から、こういった大きい、特に世界的なイベントを前に、野宿している人の大規模な排除はされてきた。

掃除などを通して、自分たちはやむを得ずここで野宿しているのであり、近隣の住民に迷惑をかけたくないと思っていること、そして自分達も地域の一住民であるということアピールすることなどだった。月1回のお掃除隊の活動を通じてうつぼ公園の住人の中での結束が少しずつ強まり、皆で助け合って暮らしていこう、という雰囲気徐徐につくられつつあった。そんな中、10月に公園事務所から、自治会を通さず一方的なテント撤去の通告がきたのである。大阪城公園でも同様の動きがあり、それから公園事務所、その上層部にあたるゆとりとみどり振興局は全く団体交渉に応じないという姿勢になった。翌1月、うつぼ公園と大阪城公園の住人6名が原告となり（のちに17名に）代執行手続きの中止と仮差止めを求めると、恐ろしいほど早いスピードで手続きが進められ、翌々日に却下されてしまった。

現場では、追い立ての不安と個人テント訪問のプレッシャーにさらされる皆を支えるため、団結小屋を建て、毎日の炊き出しや寄り合いを持ち、代執行のときどうするか、テントがつぶされた後どういった選択肢があるのかを話し合うことなどがされていた。そういった寄り合いには参加せず、今までも自分一人でやってきたし、これからもどこに動かされようが、なるようにしかならん、というひとたちもいた。代執行になる前に、どうせ潰されてしまうなら、と早々に小屋を引き上げていくひともいた。そうして、少しずつ人数を減らしながら、代執行当日を迎えることとなった。

前日夜

1月29日夕方からうつぼに詰める²。それまでにもいろんなことがあり³、結構その場がしんどい。みんな

2 代執行前日、0時にはフェンスが閉じられ公園内に入れなくなってしまう、ということだったので、かなりの人数が前日のうちに公園入りし、一夜を明かした。実際には公園は完全には封鎖されず、時間により流動的に出入りできた。

3 うつぼ住人の何人かが、これまでの時点でテントをたたんだり、いなくなったりしていた。ずっと一緒に頑張

なから離れた場所で悶々としていた。これからどんなことになるのか、このままみんなはどうなっていくのか、わけがわからなすぎてしんどかった。離れていたのに全体の寄り合いでどういう話をしたのかはよく分からない。が、23 時頃、一部の支援者で輪ができて人が集まり、そこがなんとなしに会議のようになっていて、それもなんなのかよく分からない。その間、トイレの方でガンガンとすごい物音がしたので行ってみると、うつぼのなかまと他のなかまが何人かでフェンスを壊しまくっている。うつぼの島やんや、榊さんがやっている。何をしてるのか聞くと、「バリ封つくるんじゃ」と言う。そうなの？そういう方針なのか？分からないままとりあえずトリイとかに報告する。あたしには島やんたちのこれからどうなるかの不安と、これまでの理不尽なものに対する怒りをそこに噴出させてたように見えた。その人たちと一緒にいないで、なにをこちょこちょ話合ってたよ、とも思った。

あたしはその場を一旦離れたが、またすぐ戻ってきて、その騒ぎは収まってたけど、だからってたぶんみんなの不安が落ち着いたわけではない。今度は 24 時半くらいだろうか、真ん中のフェンス⁴の入り口らへんがガンガンいりだして、人が集まっている。どうやら市の職員が来てフェンスを閉めようとしたので、それに何人かが反応したらしい。またフェンスをぼこぼこに蹴ったり倒したりして、少しずつひとが集まり、帰れ！帰れ！のシュプレヒコールとなる。その騒ぎの中で周りのフェンスに飛び蹴りし、壊すひと⁵がいて、しかもその裏にはうつぼのなか

ってきたなかまが消えていくのはつらい。代執行後、またつながりができ、会えたひともいるが、どこにいるかわからず、会えなくなってしまったひともいる。

4 このフェンスは、代執行のため大阪市が一時的に用意し公園のぐるりを囲ったもの。工事現場にあるようなもので、結構簡単に壊せてしまう。

5 いわゆる「支援」しにうつぼに集まってきたうちの一人だった。こういう場で突発的に起こる暴力は、判断力を停止させてしまう。少なくともこの意思表示の仕方に私は違和感をおぼえ、「何のために支援に来たんや」と言っていたうつぼの人の言葉がつきささった。

表・うつぼ公園代執行までの道のり

【2005 年】

10月4日 公園事務所が工事を名目にして 11 月 30 日までに立ち退きを求めるとの文書を各テントに配布。このときより、うつぼ公園自治会に対し、団体交渉はせずに個別訪問をするとの通告。

【2006 年】

1月5日 『弁明機会付与の通知書』（弁明期限 1 月 11 日）を各テントに配布。

1月11日 うつぼ公園の 4 名、大阪城公園の 2 名が原告となり（のちに原告は 17 名に）、行政代執行手続きの中止と仮差し止め処分を求める訴状を大阪地裁に提出。裁判所に仮差し止め申し立て（13 日に却下）同日、公園事務所へ抗議申し入れ行動。

1月13日 『除却命令』除却期限は 1 月 17 日

1月18日 『戒告書』戒告期限は 23 日

1月24日 『代執行令書』

1月27日 うつぼ公園にて反排除の集会。大阪市役所に向けてのデモ行進、抗議行動と反排除署名の提出。住民票裁判の地裁判決勝利。

1月30日 行政代執行

まの運び出した荷物が置いてあってそれが崩れ、めちゃくちゃになっている。「ここ荷物あるからやめて！」と言うと、わかったと言っていたようだったが、またすぐそばのフェンスによじのぼり壊そうとする。結局また荷物は崩されていた。すごく腹が立った。

しかも今回は負傷者が出た。衝突の最初の方で、あっちがフェンスを閉めようとしたチェーンを進藤さんが手にし、あっちの人間に当たってしまったみたいだ。あちらは頭から流血して救急車が呼ばれる事態となった。こっちが一旦引いて、みんな不安やしバラバラになってて、このままではよくない、という話とかを何人かでする。あたしはトラメガを使うこととか、大声で騒ぐことが、みんなを刺激してさらに煽ることになるんじゃないかと言ったのだが、

シュプレヒコールとか、まとめてしまえばその方が落ち着くこともあるとのこと。そういうもんなのか。ただ、誰も彼もがトラメガ持って、という今の状態はよくないなあ、という。あと、不安定なひと、跳ねて逮捕⁶されるんじゃないかと心配なひとにはちゃんと見ているひとが必要や、という話も。それで、一回全体で集まり、注意点とか全体にどういう風にまとまるか？みたいな話をしていた。

あたしもこの事態にだんだん不安になってくる。それはみんなも一緒だったと思うが。そんな中、今度は各フェンス入り口に張り付いてたガードマン⁷が引いて、西の方から機動隊が集まって動いてきて、という報告が入る。緊張が走り、スクラムを組むぞー、と団結小屋の前でスクラム。その時点で、そこにうつぼのなかまがみんないるのかを把握できていなかった。それぞれのテントやリアカーに走り、5人くらい確認。もし機動隊がそのまま入ってきて代執行、とでもなると、その人たちは完全に孤立する。代執行時にどうしたいか、自分のテントに残って最後まで抵抗するか、団結小屋でみんなでまとめて抗議するか、または自分のテントの最後を見届けるためにただそこにいつづけるか、いろんな選択があり、自分の小屋に残ろうか、というひとたちはまだ迷っている。支援で誰か個々のテントに残れる人員を確保しないと、という話をしていると、たぶんあの機動隊は現場検証の間だけで、引くだろう、という見解を聞く。そうだといいなと思いながら緊

6 こちらが抵抗のために職員や公安に物理的に触れるだけで、逮捕されかねない。さらにカッとなくなってしまっひとも出てくるだろうし、何をされるか、何が起こるか分からないので、逮捕の危険は常にある。しかし、あちらがこちらに対して押ししたり引き倒したりした結果けがをした人たちがいたのに、あちらには逮捕者はなかった。「公務執行妨害」とはまさに権力のためにあるんや、と実感。

7 ほとんどが老齢のおっちゃんたちだった(代執行当日の朝増員された部隊には若い人も多かった)野宿しながらガードマンを生業にしている人は多い。この人達もごく不安定な生活の中、なんとか食っていくためにこの仕事をしているのだろう。戦争で戦わされるのはいつも貧しい者なのだということを思った。

張して待つ。帰れのシュプレヒコールなどをみんなですしている。しばらくして、実際機動隊は引いていき、そのときは進藤さんも逮捕は免れた。

それから、一応5時に起きて再集合ということで、みんなには寝てもらおうようなかたちになったのだが、結局いろんなひととこれからどうなるの、どうするの、とか話したりしていて寝るに寝れなかった。不安でたまらなかった。それは指揮を取るひとたちも同じみただった。みんなのピリピリが伝わってきて、押しつぶされそうになる。こんなにひとがいっぱいいるのに、ものすごく孤独な感じがした。なにかが共有できてない。でもそれを今からどうやってつくっていけばいいのか、分からなかった。ただ今できることをやるしかない。

夜明け

5時をまわってみんなが起きてきて、とにかくうつぼのみんなの意思確認をする。でもまだ揺れているひとばかりだ。犬がいるのでどうしよう、というひとが二人。リアカーに荷物積んで、そこを動かない、というひとが二人。何度も会いに行って話す。ある程度関係のできているひとに話してもらったりもする。それと同時に、個々の自分のテントに残る意思のあるひとと最後まで一緒に行動する支援を募る。やっと10人ほどが集まる。一応5人くらいが残るかもしれないので、一人につき支援2人の計算だ。逮捕されるリスクは高くなる⁸というが、こんなにひとがいて、なんでもう少し集まらないのだろうか、と思ってしまう。指揮を取っている(と思われる)ひとたちはなんやかやと忙しそうにしている、個人的に全体に呼びかけることも考えたが、なんだかあ

8 これまで、代執行がされるときは、まず大きなカタマリとなっている支援者などを排除し、それから各テントを大人数で囲んで排除する、という形で行われてきた。今回もまず団結小屋がやられてから、個別テントに来るだろう、という予測だった。結果的にはそうはならなかったのだが、そうだった場合、やはり個別テントの方が直接衝突も起こりやすいし、逮捕の危険が高くなるだろう、という考えのもと、個別テントに残る人を募っていた。

たしらがそれをしていいのか、という雰囲気もあり、できなかった。その雰囲気は一体なんだったのか、今でも考えている。もう2人ずつでやろう、割り振りを決めていこう、と決める。その時点でリアカーで残ると言っていた一人がフェンスの外に出たということで、個々人で残るといふひとは4人。余った人手を他の人に割り振り可能になった。あたしはコバヤシくんとカジヤマさんと一緒に島やんと行動することにした。島やんは「手は出さへんけど、体と声でやったる！」と言っているのでもちよつと不安。島やんは夜中にフェンスをガンガン壊していた中に2回とも混じっていた。2回目止めに行き、それをあたしだと認識してはいたので、みさかいなく、ということはないと思つたが、でもやっぱりそのときになると何が起るか分からない、あたし自身もどういふ状態になるか分からない。不安だ。島やんをよく知るクロダに大丈夫かなあ、と電話する。なぜか大丈夫、と言われてちよつと安心する。根拠とかないのだけだ。

始まり 7時半頃か、そろそろ配置に付くぞ、と団結小屋の前はスクラム、4人の個々人に付くひとはそれぞれの場所に移動した。その時点で、久保さん、榊さんが自分の小屋、島やんと邦さんは小屋ではないが、身ひとつで団結小屋以外のところでうろろしている。

職員が入ってきた！職員なのかガードマンなのかもよく分からない。黒いコートとストッキングとヒールの女の人たちが異様だった。このひとたちは女専用部隊だとあとで分かる。団結小屋のまわりをずっと並んでもものすごく気持ちが悪い。島やんと邦さんはそれぞれ並んだ職員に向かって思い思いに抗議を始めた。ずっと支援に来ているカトウくんも抗議している。でも相手は能面のように全くなんにも答えない。あたしは島やんにずっと付いてまわるのでいっぱいだったのでも、どんなことを吼えてたのか、正確には憶えていないが、「こんなことして、恥ずかしいと思わんのか！なんとかがうてみ

い！」「メガホン持ってるんやったら、使つて喋つてみい！」「なに税金使つて人の生活壊しに来てんじや！」みたいなことだつたと思う。とにかく、相手と喋ろうとしていた。しかし相変わらず相手は皆無反応だ。島やんや邦さんも疲れてきたんだろう、うろろしながらときどき思つたように抗議するのみになつた。

そうこうしているうちに、団結小屋の周りがガードマンで囲まれてしまい、そつちに入れなくなつた。また、テントに残っている久保さんのいる北側に行く道も塞がれつつあつた。あたしは久保さんの様子が気になり、島やんや邦さんを一旦他の二人にまかせて、ガードマンの体を押しつけて北側にすり抜けた。北側では久保さんと、一緒に残ると言っていた何人か、あと京都から来てた撮影のひと二人がガードマンに取り囲まれていた。久保さんのテントはまだ壊されていないが、早い段階でそこからは排除されたい。むう。そしてカメラに対してひどく排除的な対応をしている。記録されたら困ると思つているのだから。

たぶんこの間だと思ふ、一度団結小屋の方で衝突があつたようだ。それでこちら側に負傷者が出、あつちが引いて、にらみ合いの膠着状態になつた。結局この膠着が昼過ぎまで続くことになる。一回久保さんの小屋に引いたあたしたちは、また何人かが団結小屋の方の様子を見にガードマンを突破して走つた。あたしは一人団結小屋の裏までたどり着いたが、そこで制止され、囲まれて動きを止められた。4、5人に至近距離で周りを囲まれて不快極まりない。小屋の様子が見たくて、そこにある木に登つた。ずーっとあたしに付いてきてた黒い女性ガードマンたちが、「木に登ると危ないですよー」「下りてくださいーい」とか言っている。あたしが体勢を変えるたびに下であたふたしている。あたし一人止めたところで何になるというのだから。しばらくそこで小屋の様子を見ていたが、下を公安みたいなひとが通りかかり、「こいつのためにそんなエネルギー使うことな

い、中に入れささんかつたらいいんやから⁹」と言って去っていった。ガードマンたちはキョトンとしてあたしを囲んでいた輪をゆるめた。まあその通りなんやけど、その言葉の使い方に腹が立った。木に登ってても、そんなに見えないし、ずーっと膠着してるようで、体も疲れてきたので下りた。一挙手一投足にいちいち反応されるので、ほんとにやりにくい。

撤去

それで、少し団結小屋を囲んでいる輪から離れて、見守る。この頃には、フェンスの内と外、ガードマンの輪の中と外などの境界は結構曖昧で、隙を突けば移動できることが分かってきた。ガードマンたちも、どこまでどう動いたらいいか分からないみたいだ。久保さんや島やん、それに付いてるひとたちも、みんなうろうろしている。そのとき、フェンスの外側にいるクロダに呼ばれ、フェンス越しにこっちの様子を伝える。それからすぐだっただろうか、一番東のフェンスに囲まれ孤立したテント群に職員が向かっているという情報が入る。クロダはフェンスの外、あたしは中を走ってそのテント群が見えるところまで行く。そこはあたしが一番仲良くしていたひとの住んでいたテントのあるところだ。その人はこの現場にはもういなかったが、ちゃんと見届けなければ、と思った。あたしのいるところからさらにもう一枚フェンスで隔てられ、10メートルくらい離れた現場に直接行くことはできなかったが、しばらく一人でブルーシートが剥がされ、骨組みが壊されていく様子を見ていた。なんだかとても現実感がなかった。作業が終わったようだった。あたしがよく遊びに行っ、コーヒーやなんやかやをご馳走になり、いろんな話をしては長居させてもらったあの居心地のいい小屋が跡形もなく潰されてしまった。周りには植木などが、そのひとの趣味で

きちんと手入れされて並べられていた。それらも全部捨てられてしまったのだろうか。感覚が麻痺しているような感じだったが、涙だけ出るにまかせていた。

ぼーっとしたまま戻る。団結小屋は相変わらず膠着しているが、少しずつ周りのテントが壊され始めている。邦さんは団結小屋の方に入ったようだが、彼の住んでいた二人住まいのテントが次に標的にされた。職員が作業を始める。その前には柵とそれに絡み付いたバラのとげ、ガードマンが立ちふさがっている。柵に足をかけて身を乗り出し、何人かで抗議する。何て言えばいいのか分からない。「こら！」「ヤメロ！」「そこひとが住んでんねんで！」「ひとごろし！」「もうやめてー！」涙でぐちゃぐちゃで声が出ない。メディアもいっぱい来て、レポーターが「無残にもブルーシートが引き裂かれています」とか実況していた。どこから混じったのか、支援の中で見かけない、一般のひと？と思われるようなひとが声を張り上げて、「お前ら何しとんねん！おかしいやろー！」と一生懸命抗議していた。あとでみんなに聞いても誰なのか分からなかった¹⁰。なかまができたようで少し嬉しかった。

邦さんの小屋はとてもしっかりしたつくりで、もう一人の三上さんと住んでおりストーブをたくとだいぶ暖かかった。最近腰が痛くてなかなか仕事にも行けへん、と言っていたが、団結小屋ができ、うつぼでみんなが詰めていたとき、久々に仕事行ってきたぞー、とお酒を買ってきてなみなみ注いでくれた。仕事にアブレた日は炊き出しやいろんな作業に精を出し、すごくがんばっていた。職員の入ってくる直前、最後に意思確認をしたとき、テントに残ろうかずっと迷っていたようで、ハチマキ巻いてトラメガ持って、「ワシがどこおろうと勝手やろ、ほっといて」と言っていた。邦さんと三上さんの小屋は最後、べしゃっと潰された。

9 このとき、団結小屋とその前のスクラムの周りぐるっとガードマンが囲っていて、その輪の中には誰も入れさせないようにしていたようだ。のちには結構出入りできた時間帯もあった。

10 野宿のことに関わっている人たちは結構マイノリティである。狭い世界なので、だいたいみんな活動に関わっている人間を把握していると思う。かつ、うつぼでは団結小屋があり、そこでつながりをつくってきたので、知らない人というのは分かりやすかった。

それから、西側の一角でも撤去が始まった。犬をどうしようかなあ、と最後まで迷っていた篠田さんの小屋だ。夜中に何回か、荷物片付けますう、とゆってはったが、わんこが寝てるから、寒いし寝さしてやりたいし、明るくなったらやりますわぁともゆっていた。結局代執行のとき篠田さんはわんこたちと一緒にフェンスの外に出ていた。あとでテレビで篠田さんを追ったドキュメンタリーを見た。篠田さんの人となりがこういう映像をつくらせたんだろかなあと思った。「もう、ろうそくみたいにみんな消えていきますから。どんなに涙出たですか、ここで……。なんでこんなことになったかなあと思えば……」大きいきらきらした目でにこにこして、いつもわんこを散歩させていた。追い立てが決まったときは、涙でぐしゃぐしゃになって他のなかまのところに行き、「どうしよう、どうしよう」としばらく取り乱していたそうだ。みんなも篠田さんのことはずっと心配していた。代執行直前、「心配せんでください。ありがとうございます」と何度も言われた。

団結小屋の方で動きがあった。少しずつごぼう抜きがされてるみたいだった。両手両足を掴まれ、宙ぶらりんで持ってかれてるひともいた。そのまま拘束されていないかを確認しに行く。そうして行ったり来たりしているうちに、友達のクヤマが連れられて行っていた。そのときクヤマを連れてフェンスの方に向かっている職員に目を付けられ、「おい、この、ここは立ち入り禁止や!」と。「ずーっと入ってたよ!」と言うと、「お前がここに住んでないんは分かっとなじゃ!」と両腕を掴まれ、フェンスの方に連れてかれた。腹が立って、「自分で行くわ!」と手を振り払って外に出た。痛いし悔しくてたまらない。クヤマは泣きながら外に並んでいるガードマンに「あなたたちはこんなことを通行しているひとに見られて、恥ずかしくないんですか!」「中でひとに見せられないようなことをやってるんですか!」と抗議している。一緒に泣きながら歩く。残っている久保さんが気になるので、北側、裏の抜け道から戻ってみる。途中うろうろしていた間に、島やんがコー

ヒー飲むか、と一緒に外に出て、教えてくれた抜け道だ。フェンスを乗り越えなくても出入りできる。その段階でそこもガードマンが立っている、という情報もあったが、あたしたちが行ったときは、普通に入れた。また久保さんの小屋付近で待機。

とうとう職員が真ん中の小屋群にも手をかけ始めた。これまでですでにかなりの時間が経過している。あとは北側の久保さんや島やんの小屋を残すのみだ。二人とも自分の小屋付近にいる。そこにいた何人かで、久保さんの小屋と一緒に入っていよう、となる。あたしは最後まで一緒にいるわ、と言った島やんの小屋の方に行く。近くに小高い丘があり、そこに登ってまず最初に職員が来た久保さんの小屋の方を見ていると、すぐに皆外に出されてしまい、さらにそのままフェンスの外まで排除されてしまった。自分の小屋の最後さえ見せてもらえない。久保さんの小屋はトタンでとても丈夫にできていて、この日、それをつくったという「親方」と2人ほど¹¹が様子を見に来てくれていた。こわもてのおっちゃんたちだった。テレビには映れんけどな、と言いながら張り手をしたり、ガードマンに無言でめちゃくちゃ至近距離で凄んだりして、見ててはらはらした。親方はほとんど喋らなかったが、怒りだけは伝わってきた。その小屋も、かなりの時間をかけてガンガンいわされながら、破壊された。結局フェンスの外のマンションの駐車場から、久保さんや何人かで見届けていた。久保さんはずっと、最後まで見届ける、とゆってはったひとだ。どんな思いで、あの丈夫な小屋が壊されるのを見ていたのだろう。

島やんはいつのまにかいなくなっていた。丘の上にいるあたしを見つけた職員が「あそこに女支援者がいるぞ、女性部隊呼んで来い」と言っているのが聞こえた。丘から島やんの小屋に下りる。一緒にカ

11 野宿している人もご近所さんだ。野宿の人と何らかのつながりを持ち、テントに遊びに来たり、困った時に助け合ったりする人たちも少なからずいる。この人たちもどういつながりが分からないが、久保さんは、お世話になっている、と何度も言っていた。

コラム 行政代執行

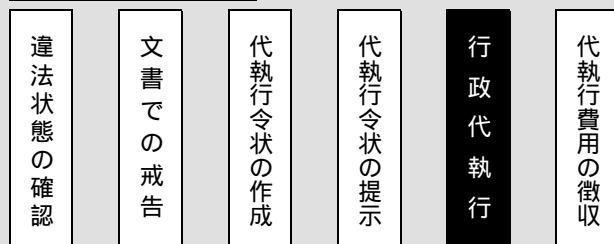
「行政代執行」(代執行)とは、国や地方公共団体などの行政機関が、その命令などに応じない人たちの代わりに法律に基づいて撤去・排除などを行う強制的な行動のこと。つまり行政機関による撤去命令などに応じない人たちに代わって、それらのもの(公園のテントなど)を行政機関が強制的に撤去する、などの措置がそれにあたる。

もちろん、これには法的根拠が必要となる。なぜなら、日本国憲法では、人々の人権については、公共の福祉に反しない限り尊重しなければならない旨、規定されているからである。

具体的な手順は「行政代執行法」に定められている。まず代執行を行う前には、かならず文書で「戒告」を行わなければならない。この戒告に対しては、裁判所などに不服申し立てを行うことができる。法令に基づいて代執行して人権の制約を行うべきか否か、その最終決定権は裁判所にあるからである。

戒告を行ってもなお、当事者が応じない場合は、行政機関は代執行令状書を作り、当事者に代執行の時期、代執行にかかる費用の概算を示さなくてはならない。そのうえで、令状書に基づき、執行責任者は証票の携帯、そして当事者への提示を行った上で、代執行となる。代執行にかかった費用は代執行後、当事者に請求されることになる。

(図) 代執行までの流れ



あくまで「代わりの執行=代執行」なので、撤去する当事者の財産は、壊さないようにしなくてはならない。例えば、はちみつを作っている養蜂場を代執行によって撤去するためには、専門家によってみつばちを死滅させないように行わなければならないという判決がある(福岡高裁宮崎支部、1965年)

またそこに住んでいる人たちが撤去の妨害をした場

合、排除するための最小限の実力行使は許されるというのが一般的な見方となっているが、判例によっては、批判的な見解もある。

なお、代執行が違法だった場合、強制徴収された費用や、代執行のときに誤って壊されたりした損害の回復を、憲法に基づく損害賠償請求権を理由に訴訟を起こすことができる。

(写真) 代執行の直前。テント村住民・支援者と執行者の対峙



また「行政が強制執行をすることはそもそも妥当なのか?」という議論もある。なんといっても、代執行という行為が、権力体、しかも国民の代表である立法機関や、人権保障の場である裁判所ではなく、行政機関によって、強制的に人権を制約する行為である、ということは重要なことだ。

そもそも野宿している人の住まいを撤去するような場合、行政代執行をする前に、基本的人権、生存権、社会権などの基本的人権を擁護するような措置がとられていないことがまず問題である。果たして工事のため、という名目で人間の生存権を否定して良いのか、ということだ。

今回、うつぼ・大阪城のケースでは、不服申し立てはもちろん、あらゆる法的手続きで代執行を止めるように行動したが、そのすべてが行政の代執行スケジュールに合わせるかのように、あっという間に却下され、最終的な代執行となった。そのスピードは、実際にきちんと審理されているのかが疑われるような、恐ろしく早いものだった。

代執行された後は、損害賠償請求の訴訟に移って、代執行そのものの違法性を問いながら現在も争っている。

ジヤマさんも残っている。カジヤマさんは他の公園に住んでいて、自分が追い立てられたら、例え負けるとしても、耳にぐらい噛み付いてから負けたい、と言っていた。島やんの小屋の前のパレット台に寝転がって歌を歌っている。ヘンな絵。あたしは前日から一睡もできなかった疲れがなんだかどつときて、島やんのほとんど荷物が運び出された小屋の中で少しとうとうとしていた。職員が来たみたいだった。出て来なさい、と言われる。ぼんやりしながら出て、カジヤマさんの寝転がっている台に座り込む。でもすぐに女性たちに抱えられ、連れていかれた。途中、久保さんの小屋がまだ解体されていて、それを見るため木にしがみついた。「あれが終わるまで」でも、すぐに男の職員があたしの手を木から引き剥がした。痛い。カジヤマさんは台ごと御輿のように運ばれ、二人ともフェンスの外に出された。その様子をビデオに撮っていた子が「排除されました」とナレーションを付けている。

外に出された皆で公園の南側へ戻る。公園の中には荷物を運び出すトラック¹²が何台か入っていた。そういえば真ん中の小屋群で、今飯場¹³に入っている志木さんのところは荷物がそのまんまだということだった。こんなにひたすら排除されては、監視行動さえできない。ちゃんと志木さんの荷物が管理されているのか心配だった。

あと残っているのは団結小屋だけになった。しばしフェンスの外で何人かで喋るが、お腹が空いてたまらなかった。食糧¹⁴を調達してきて、としばらく

12 市が頼んだ業者だろう。アルバイトのような若者が作業していた。彼らも不安定労働者なのではなかったか。

13 日雇労働者を一定期間プールしておいて、そこからさまざまな土木現場に送り込む労働宿場。暴力団がらみのところも多く、不当な労働をさせられた上、殺されるという事件もある。

14 この食糧とは、スーパー玉出の100円弁当など。団結小屋に詰めたり、寄り合いを持ったり何かみんなで行動するときには、カンパで安いごはんを買ったり、みんなで工夫して炊き出しをしたりして食べていた。それぞれ、お金がなくても自分のできる精一杯のことで協力して動いていた。

前の膠着状態の間に外に頼んでいたが、その間にごぼう抜きがあったり裏にまわったりしていたので食べていない。食糧はもうフェンスの中に運び込まれたという。カジヤマさんと一緒に、じゃ行くか、とフェンスの間からまた中に入る。その時点で、団結小屋は崩されにかかっていたみたいだ。真ん中の輪が騒然としていた。最後の衝突だった。ジャンベ¹⁵の音が響く中、おしくらになっている。バリケードが壊され、ガードマンや職員とみんなが押し合いになっている。とりあえず、おしくらを手伝う。怖い。「危ないからやめなさい!」「そっちがやめたらいいんやろー!」ガードマンや職員の形相も、こっち側も必死でもみくちやだ。何人かが引き倒されている。靴が脱げたり指から血が出ているひともいる。ほんとに危ない。こちら側から体当たりをしたり、かなり向かっていっているひとを、誰かが制止したりしながら、もみ合いは続く。でも少しずつこちら側から引いている。一旦フェンスの入り口まで引くが、そこからもう一度フェンスを破り、わっしょいわっしょい¹⁶、となっている。フェンスを蹴りまくって壊してるひともいる。もうわけがわからない。引くぞー、と指示が出て、みんなでわっしょいわっしょいと言いながら公園の外に出る。ずっと団結小屋にいたなかまたちの姿に徐々に再会する。みんな汗や涙でぐしゃぐしゃだ。最後トリイがシュプレヒコールをあげ、泣いていた。

外に出ると、マルキ¹⁷、マルキがいる、と言われ、

15 アフリカの太鼓。このとき、京都から応援にかけつけてくれた、音楽をやっているなかまたちが始めから叩いてくれていた。「なんじゃあれ?」という人もいたようだが、私はその力強い音にすごく勇気づけられた。彼らもまた、以前からうつぼや他の公園に住んでいるなかまと交流があり、当日かけつけてくれたのだ。

16 労働者のデモやいろんな場面で、この‘わっしょい’をよく聞く。私は‘わっしょい’はお祭りのときに使うと思っていたのだが、みんなが一緒になってなにかするとき(特におっちゃん達の間では?)すごくしくりくることばだ。「まつり」と「たたかい」は同じ性質のものなんだ、と思った。

17 機動隊のことだった。

一方向に誘導される。マルキってなんやろう、と思っていると、後ろのほうで進藤さんが公安らしき人に両側挟まれ連れてかれるのが見えた！ああ！逮捕されるんや！進藤さん……！予想できたことだが呆然となった。近くに釜でよく見るおばちゃんが出て、「進藤さんがー、持ってかれたようー。わたしひっぱったんやけど、すごい力でー」と泣きついてきた。「きっと出てこれるよ」と勝手なことを言ってなだめて、何人かの無事を確認する。うつぼのなかまが集まっている。島やんがいた。「島やん、テント最後にいたんやけど、連れ出されてしもた」「ああー、ありがとな。わしは自分のテントやられてるところは見れへんわ」隣には久保さんが座っていた。「またね、またね」そう言って別れた。島やんはリアカーに荷物をもとめていた。どこに行くのかは分からない。また会えるだろうか。

これは何だったんだろう。あたしはあそこで何をしていたんだろう。みんなの家が潰された。何もできなかった。圧倒的なちからの前に、ただそれが行使されるのを見ていた。書き留めておかなければ、と思ってこれを書いたが、数日かかり、まだ頭の中がぐちゃぐちゃだ。感情が鈍磨して、自分から乖離しているような感じもする。ただ、あそこにいたみんなと、それぞれが体験したことをしっかり分かち合いたいと思う。あの場でどんだけひどいことがされたのか、皆がその目撃者で証人だ。あたしはあの場であれを経験し、目撃したあらゆるひとの思いを知りたい。当日あそこになかったひとの思いも知りたい。いろんな事情であの場でたたかえなかったひと、たたかわなかったひと、うつぼ・大阪城の住人、他の公園で野宿しているひと、「支援」しに来たひと、ガードマンとして動員されたひと、職員として働いたひと、通りすがって見ていたひと、なにを思ってそこにいたのか、なにを思って動いていたのか。それを知りたい、分かち合いたい。そのためにこれからも対話をあきらめない。これからも、みんな生きていくし、生活は続いていく。死ぬまでずっと声をあげ続けたい。いつか絶対届かせてやる！

追記

私は基本的には神戸に住んでおり、夜回りなどの活動も神戸でしています。大阪に行って活動に参加するときは、お邪魔している、という感覚だったり、公園の知り合いに会いに行く、という感じでもある。代執行も、仲良くしている人たちが住む場所を追われる、ということと一緒に抵抗したい、またはそのときにその人のする決断に寄り添いたいという思いで行った。

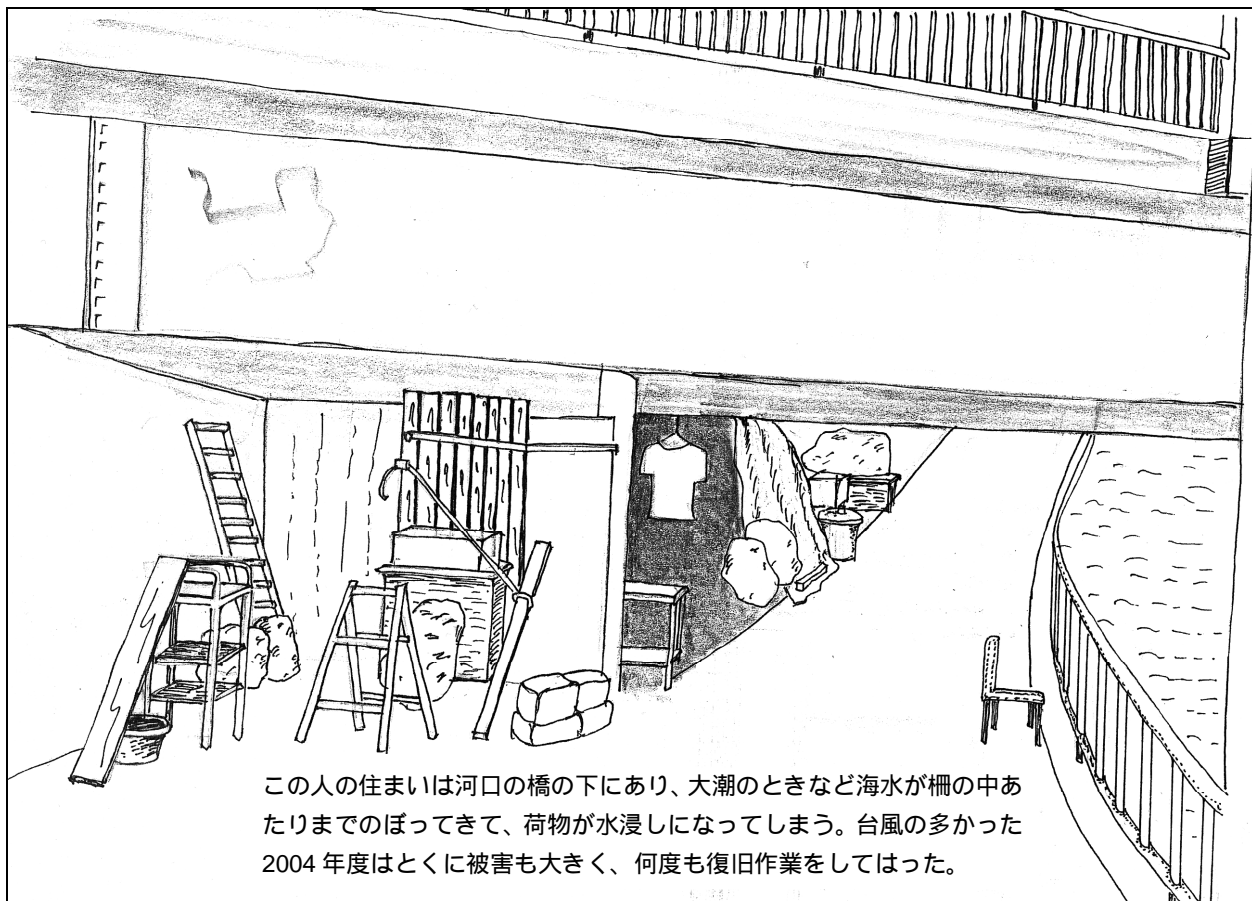
この代執行のとき、私が感じたしんどい‘なにか’は、例えば公園に集まった「支援」の人たちが、どの人がこれから排除されようとしているうつぼの住人なのかを知らなかったり、うつぼの人たちそれぞれの思いをちゃんと汲む形で動けてなかったり、そういうことだと思う。でもみんな極限だったのだなぁとも思う。それだけ行政の急ピッチな動きに対応し切れず、関係性作りができなかった、ということでもあるだろう。

「野宿者支援活動」といっても、土地土地でその活動はさまざまだ。とくに、大阪では野宿者の規模もケタ違いだし、野宿している当事者が活動に積極的に関わっていることもよくある。労働運動としての流れがおおきいのかもかもしれない。こういう風に、なにかあるとき、なにかをするときにその問題にかかわる当事者が声をあげられる環境（運動）というのは重要であると思う。神戸で立ち退き、となった場合こういう抵抗があり得ただろうか、と思う。立ち退きになるまでの経緯も神戸では大阪ほど暴力的で一方的ではないということもあるが（便宜的に大阪、神戸と大きく括りましたが、もちろんその中でも地域ごとに対応は全然違います）

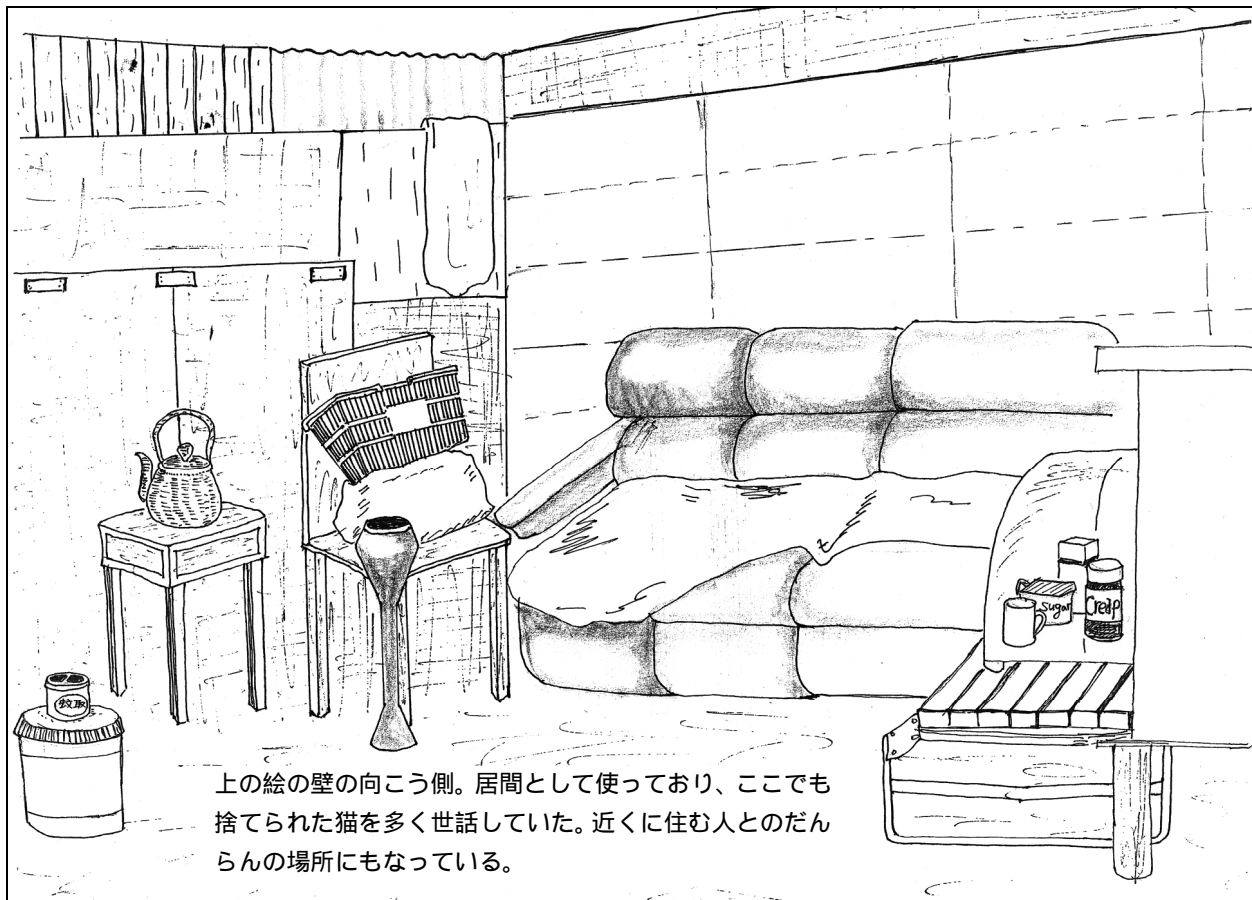
ここで感じたしんどいことも、問題点も、良かったことも、全部きちんと振り返り、消化して次につなげていきたいと思う。

（なべたに よしこ）

河口のすまい (すなわき画)



この人の住まいは河口の橋の下にあり、大潮のときなど海水が柵の中あたりまでのぼってきて、荷物が水浸しになってしまう。台風の多かった2004年度はとくに被害も大きく、何度も復旧作業をしてはった。



上の絵の壁の向こう側。居間として使っており、ここでも捨てられた猫を多く世話していた。近くに住む人とのだんらんの場所にもなっている。

はじめに

生活保護法は、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する「最後の砦」として位置づけられています。その意義の一つは、生活に困窮している人の属性（貧困に至った原因）ではなく、最低生活水準（具体的には保護基準）という尺度でもって貧困と判断されれば、誰でも保護を権利として請求することができる道を開いたことにあります。かつての旧生活保護法（1946年制定）が、「勤労を怠る者」「素行不良な者」等を保護の対象から排除していたのに対して、現在の生活保護法において、無差別平等に保護請求権を認めたことは、貧困が個人の努力不足や怠惰によってもたらされたのではなく、失業や不安定雇用、低賃金労働を生み出す社会のしくみに原因があるという認識をあらわすという意味で、画期的な制度転換でした。

しかしながら、こうした法の精神は、今日まで実際の法運用のレベルで歪められてきました。つまり、貧困状態にあっても、制度的に排除される人びとがいました。誰かを貧困に追いやる社会にあって、制度の貧困がさらなる貧困を生む。その極限の貧困状態にあるのが、「不定住的貧困」を余儀なくされる人びと、すなわち野宿者です。彼ら・彼女らは、野宿という極限の貧困状態にありながら、まさに、野宿であること（住居がないこと）をもって、生活保護の対象から排除されてきました。少なくとも、高齢や病気でない限りは、保護の対象から排除されるような運用が行政慣例として行われてきたのです。

こうした法を逸脱するような運用に対する異議申し立てとして全国各地で審査請求や訴訟が相次いだこと、1990年代以降野宿者が急増したことを受けて、国も野宿者に対する何らかの対応を迫られることとなりました。厚生労働省は、野宿者に対する生活保護の適用について、「居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものではないこと」を改めて確認するに至ります（2001年3月「ホームレスに対する基本的な生活保護の適用について」）。さらに、2002年には、「ホームレスの自

立の支援等に関する特別措置法」が制定され、「ホームレス」に対する自立支援策が政策課題として取り上げられることとなりました。また、2004年には、生活保護法改正の方向性として、「利用しやすく自立しやすい制度へ」の転換が厚生労働省サイドで議論されたことを受けて、2005年度からは経済給付とともに自立支援プログラムが導入されることとなりました。

このような政策動向は、制度から排除されてきた人びとを制度の内に「包摂」していこうとする方向性を示しているようにもみえます。しかし、果たしてそのように評価できるのでしょうか。結論を先取りしますと、「保護に値する者」と「保護に値しない者」の選別（ふるい分け）が「自立支援」の名の下に行われるということ、そして、「自立支援」をもってしても「自立」しなかった者の制度からの排除が正当化されるという問題性をはらんでいると言えます。

そこで本章では、近年の生活保護制度の動向、「ホームレスの自立等の支援に関する特別措置法」の方向性をふまえて、「自立支援」策にみられる新たな選別、排除の論理を明らかにしていきたいと思えます。

1. 生活保護制度「改革」の方向性

（1）「改革」がなぜ必要か

生活保護制度「改革」の背景としては、大きく分けると、財政的な問題と制度に内在する問題とがあげられます。まず、財政的な問題としては、被保護世帯・被保護人員の増大をいかに抑えるかということが政策課題として浮上したということがあげられます。戦後以来、保護率が底を打った1995年の被保護世帯・被保護人員が60万1925世帯・88万2229人であったのが、その後増加を続け、2006年2月現在、105万5326世帯・149万3760人に達しました（被保護世帯に関していうと、現行法施行以来で最大値）。

生活保護費増大の抑制のためには、3つの方向性が考えられます。国庫負担率の引き下げ、保護基準の引き下げ、保護の「適正化」です。まず、

について、国は「三位一体改革」の一環として生活保護費に対する国庫負担率の引き下げ(3/4 2/3ないし1/2)を打ち出しましたが、地方からの猛反発を受けて見送りとなりました。 については、生活保護基準の見直しとして、老齢加算の段階的廃止(2004~2006年度)、母子加算の一部段階的廃止(2005~2007年度)、多人数世帯の生活扶助基準の引き下げ(2005~2007年度)がすでに着手されています。

国庫負担率の引き下げが見送りになった結果、国と地方との合意としての方策が浮上してきます。2005年12月、「生活保護の適正化について、国は、関係者協議会において地方から提案があり、両者が一致した適正化方策について速やかに実施するとともに、地方は生活保護の適正化について真摯に取り組む」との確認書が国と地方との間で取り交わされました。この「適正化方策」については、さまざまな問題をはらんでいますので、後で述べます。

「改革」の背景の二つめは、生活保護制度に内在する問題があげられます。生活保護制度「改革」の方向性を検討するため、厚生労働省は「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」を発足し、2004年12月、報告書を発表しました。そこでは、現在の生活保護の制度や運用の在り方で生活困窮者を十分支えられているか、経済的な給付だけでは被保護世帯の抱える様々な問題への対応に限界があるのではないかと、自立・就労を支援し、保護の長期化を防ぐための取組が十分であるか、組織的対応を標榜しつつも、結果的に担当職員個人の努力や経験等に依存しやすくなっている実施体制に困難があるのではないかと、という生活保護制度自体の問題点が浮き彫りとされました。そうした問題認識を受けて、「改革」のキャッチフレーズに「利用しやすく自立しやすい制度へ」の転換が提示されました。これは、とくにこれまでの稼働年齢層への保護適用の厳格化を修正しようとするねらいがあるとされています。それでは、「改革」の内容について、とくに、稼働年齢層に関連する側面に絞って次に述べていきましょう。

(2)「利用しやすく自立しやすい制度へ」?

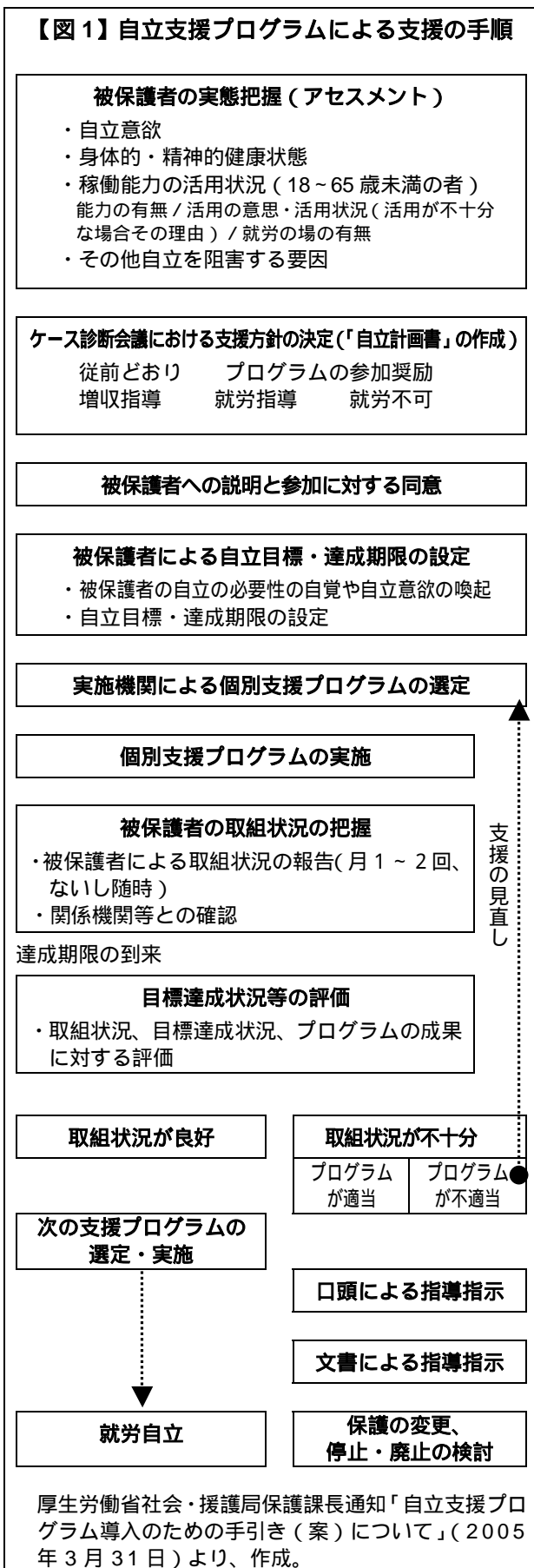
同報告書において示された「利用しやすく自立しやすい制度」への転換とはいかなるもののでしょうか。同委員会の委員、布川日佐史氏によれば、第一に、稼働能力のある人が生活保護を実際に受給できるようにすること、第二に、生活保護を経済給付と自立支援サービスの二本立てにし、自立を支援できる体制を整備することにあるとされています。この報告書に基づいて、2005年度からは自立支援プログラムが導入されることになりました。

ここで、想起されるのは、生活保護法の目的として「最低生活保障」と並んで規定された「自立助長」についてです。これまで「自立助長」で目指される「自立」とは、ともすれば「保護からの自立」=「保護廃止」であるとの歪んだ解釈と運用が行われてきました。それに対して、「自立支援」の目指す「自立」とは、「就労自立」のみならず、「日常生活自立」や「社会生活自立」が含まれるとされています。つまり、保護を受給しながら自らの健康や生活を維持したり、地域社会とのつながりを回復・維持するという、「保護を通じた自立」ともいべき広い内容が含まれています。この点は、これまでの「自立助長」論を超える考え方として評価できるといえるでしょう。しかしながら、「利用しやすく自立しやすい制度へ」の転換は、後でみるように自立への意欲と行動(があると判断されること)が給付の条件とされるため、その条件を満たさない者は制度から排除されるという問題性をはらんでいます。つまり、制度から排除されてきた人をいったん包摂しながらも、新たな排除のターゲットを精緻にふるい分け、排除するという矛盾です。このことについて、もう少し詳しく検討しましょう。

生活保護制度が経済給付と自立支援プログラムとの二本立てとされたことによって、保護の要件である「稼働能力の活用¹⁾」や、「生活維持向上に関する

1 生活保護法第4条第1項では「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用すること」を保護の要件としている。

【図1】 自立支援プログラムによる支援の手順



努力義務²」履行の具体的な根拠に、自立支援プログラムに対する取組状況や結果も参照するということが国の方針として示されました³。自立支援プログラムの参加には本人の参加への同意が必要とされますが、保護の要件及び義務を明示的に満たすためにプログラムへの参加を求められるとも考えられます。

次に、支援の手順について概観しておきましょう（【図1】）。

まず第一に、保護の実施機関⁴による被保護者の自立阻害要因等のアセスメントが行われます。続いて、被保護者本人に「希望する将来像の実現を阻害している要因について自ら認識させることにより、被保護者の自立の必要性の自覚や自立意欲の喚起⁵」をし、自立目標、達成期限を設定させることとされています。それを受けて実施機関は個別支援プログラムの選定を行い、支援が開始されます。一方、被保護者に対しては、その取組状況について月1～2回の定期報告が求められ、それを受けた実施機関は目標達成に向けた取組を評価していくこととなりま

2 生活保護法では「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる」（第27条第1項）ことを規定しており、被保護者はそれに従うことを義務づけられている（第62条第1項）。そしてその義務に違反したときは、本人の弁明の機会を与えた上で、保護の変更、停止又は廃止をすることができる（第62条第3項、第4項）とされている。

3 厚生労働省社会・援護局保護課長「自立支援プログラム導入のための手引（案）について」（2005年3月31日）では、「被保護者は、生活保護法上、稼働能力の活用要件を満たし、また生活の維持向上等に関する努力義務を負っているが、実施機関の支援を受けつつ自立支援プログラムに取り組むことは、これらの要件及び義務を明示的に満たすための手段となる」ことが示されている。

4 保護の決定・実施に係る事務の責任主体は都道府県知事、市長及び福祉事務所を設置する町村長であるが、一般的に、福祉事務所長がその権限を委任され、実施にあっている。神戸市の場合、野宿者以外の一般生活困窮者の保護については各区を所轄する福祉事務所長が、「住所不定者」に対しては「保健福祉局保護課」、具体的には更生援護相談所がその任にあるとされている。

5 厚生労働省社会・援護局保護課長「自立支援プログラム導入のための手引（案）について」（2005年3月31日）

す。その後、目標が達成された場合は、最終的な自立目標の達成に向けた次段階の個別支援プログラムの選定・実施へと移ります。

このように、自立支援プログラムが計画的に実施されていくわけですが、ここで問題としたいのは、「取組状況が不十分である」と判断された被保護者に対する扱いです。目標や個別支援プログラムが「不適當」であった場合は、「支援の見直し」「個別支援プログラムの修正」「実施」と進みますが、目標やプログラムは「適當」 - 裏返すと取組状況が「不適當」 - であると判断された場合、取組の改善を「口頭で指導指示」とされています。さらに改善がみられないと判断されれば、「文書による指導指示」を、それでも改善がみられない場合には、「保護の変更、停止又は廃止を検討する」とされます。

こうして自立への意欲や取り組み、目標の達成度が評価されることによって、「支援を通して自立した者」と「支援をしても自立しなかった(できなかった)者」がふるいわけされ、後者については支援プログラムだけではなく経済給付も含めた保護の変更、廃止が可能となるのです。言い換えるならば、一定の客観性(アセスメント・定期的評価)をそなえた支援プログラムの過程で「保護に値する者」と「保護に値しない者」というカテゴリーが制度的につくりだされ、後者を排除することが、ほかならぬ本人の「自己責任」に帰され、正当化されかねない。そのような問題性をはらむのがこの「自立支援プログラム」であると考えられるのです。こうした点について国が、「自立支援プログラムは被保護者の自立の実現を目的とするものであり、保護費の減額や保護の停止又は廃止を目的とするものではないことについて十分留意すること⁶⁾」と改めて確認しているのも、保護からの排除を正当化する手段として自立支援プログラムが用いられることへの危惧を示しているといえるでしょう。

実際、近年の生活保護制度の一連の動向をみていくと、稼働年齢層に対する就労指導の強化(収入、就労・求職活動状況の毎月の申告の徹底、増収指導、

申告しない者への指導、指導に従わない者に対する保護の変更、廃止の検討)が進められていること、さらに、生活保護「適正化」の方向性の一つに地方から「有期保護」導入の必要性が提起されていることも併せて考えるならば、「自立」(保護からの「自立」=停・廃止)を求めるプレッシャーがとくに稼働年齢にある被保護者に向けられることは想像に難くありません。

(3) 生活保護の「適正化」の方向性

先にふれたように、生活保護費増大の抑制のため、国と地方は生活保護の「適正化方策」を実施することにつき合意に至りました。紙数に限りがあるので、ここでは主な内容について取り上げていきたいと思えます。

まず、生活保護の受給を期限つきとする「有期保護制度」の導入について、現在議論されています。この制度は、地方から提案されたものでした。ここでは、「就労可能な被保護者については、例えば、適用期間を限定し更新制とする有期保護制度を創設するなど、自立・就労に向けた効果的な仕組みについて検討する必要がある」とことが提起され⁷⁾、全国知事会・全国市長会が2006年1月に設置した「新たなセーフティネット検討会」は、就労可能世帯を対象に、保護受給期間を5年間に限定し更新制とすることを国に対して提言する方針を決めたとされています。この有期保護制度の導入の必要性は、自立・就労を促進するためというよりも、保護の廃止処分の適用をやすくするためであると考えられ⁸⁾、保護を受給する権利が期限付きとなるという重大な問題を

7 全国知事会・全国市長会「生活保護制度の基本と検討すべき課題 - 給付の適正化のための方策(提言) - 」2005年11月

8 毎日新聞2006年9月7日付け夕刊は、「生活保護法は『保護を必要としなくなった時は、速やかに保護の停止または廃止を決定』と規定しているが、自治体からは『適用しにくいので期限を切ってほしい』という声が上がっていた。これに対し厚生労働省社会・援護局は『現行法でも廃止は可能であり、期限を設ける必要があるのか、提言を見て地方側と話し合いたい』と慎重な姿勢を示している」と報じている。

6 5に同じ。

はらんでいるといわざるをえません。

一方、厚生労働省は、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」(厚生労働省社会・援護局保護課長通知、2006年3月30日)を通知しました。この「手引」には、雇用主・銀行・生命保険会社・官公署など関係先に対して保護の実施機関が調査することに同意する書面の提出を拒んだ場合、保護申請を却下することや、年金担保融資制度の利用者を「資産活用の恣意的忌避」(＝「保護の要件を満たさない」と判断する等、保護請求権の無差別平等の原理を運用面で歪曲化する内容を含んでいます。また、「手引」には有期保護制度について直接言及されていませんが、履行期限を定めた指導指示に違反した者に対する保護の変更・廃止の検討、処分という手順が示されています。これは実質的な「有期保護制度」であるといえます。

このように、生活保護制度は、最低生活の保障をその目的としながら、一方で自立助長(指導指示)を通じた保護の制限的側面をもっています。近年は、自立支援プログラムが組み合わさったことにより、「自立へと向かう者」と、支援を通して「自立の見込みがない者」とが自立支援のプロセスで選別されます。そして、自立支援策で意欲的に一定の結果を出せなかった人(あるいは出すことを拒んだと判断された人)は、支援しても「無駄である」－支援(さらには給付)から排除されることがほかならぬ「本人の責任」である－との論理から、排除が正当化されてしまうという問題をはらんでいるといえます。これは、制度からの排除がこれまで法運用の適否の問題とされていたものが、制度による排除という段階に移ったということを示しています。

以上、主として稼働年齢層に関する保護適用について検討してきました。つぎに、野宿者に対する生活保護の適用も含め、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の内容について概略し、少しく検討を加えておきたいと思います。

2. ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

(1) 法成立の経緯

2002年7月、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(以下、「特別措置法」と記す)が10年間の時限立法として成立しました。この法律は、安定した雇用や住居の確保、医療や福祉の提供、ホームレスの人権擁護など、総合的な自立支援策に対する国や地方公共団体の責任を規定したものです。法成立に至るまでの主な政策動向は【表1】の通りです。

この法律の性質を明らかにするために、成立に至った経緯をここで述べておきましょう。

法成立については、地方からの要望があったと言われています。国に対して法定化を要請したとされる大阪市の磯村隆文市長(当時)は、そのねらいを次のように述べています。「...その柱は国と自治体の責任・役割の明確化、自立に向けた相談体制の確立や支援事業の実施、公共施設管理対策の強化など強制力を持った調査権の付与を併せて要望している」(『毎日新聞』1999年5月17日付。傍点：引用者、以下同様)。

加えて磯村市長は、簡易宿泊所での居宅保護を認めない大阪市の方針について、「行政のバランスや市民感情からも、現状ではルーズな適用は出来ない」(同上)と述べています。この発言の前年1998年12月、大阪市西成区の今宮中学校脇歩道で小屋がけしていた28人の野宿者を行政代執行法に基づき強制退去させた事件を併せて考えるならば、道路や公園など公共空間の「適正化」と、その受け皿として－生活保護の「ルーズな」適用に向けられる市民のルサンチマン感情をかわし、あるいは労働市場の周辺部で働く人びとのインセンティブを損なわない限りの－自立支援策の法定化が地方から要請されたと言えるでしょう。そして、こうした法成立の経緯は、法律の内容にも反映されていると考えられます。次に、本章の課題に関連する側面に絞って、特別措置法を検討していきたいと思います。

【表1】「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の動向

1999. 2	「ホームレス問題連絡会議」発足。関係省庁（内閣官房・厚生省・労働省・建設省・自治省・警察庁）と関係6地方公共団体（東京都・横浜市・川崎市・名古屋市・大阪市・新宿区）
1999.5	同報告書「ホームレス問題に対する当面の対応策について」
2000.4	厚生省「ホームレス自立支援事業」開始
2001.3	「ホームレスに対する基本的な生活保護の適用について」（全国生活保護関係係長会議）、「ホームレス」への生活保護適用は一般世帯と同様であることを確認
2002.7	「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」
2003.3	ホームレス全国一斉調査実施
2003.7	「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」
2003.9	生活保護実施要領改定。安定した住居のない者に対する敷金等支給を認める
2004.4	生活保護基準の老齢加算等段階的廃止
2004.12	生活保護の在り方に関する専門委員会報告
2005.4	生活保護制度・自立支援プログラム導入
2006.3	厚生労働省「生活保護を適正に運営するための手引について」

(2)「ホームレス」の分類と「包摂/排除」の選別特別措置法の目的は、

自立の意思がありながらホームレスになることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会のあつれきが生じつつある現状に堪がみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。(第1条)

とあります。この目的実現のための施策の目標として、安定した雇用や居住の場の確保、医療の提供、生活に関する相談及び指導の実施に係る国、地方公共団体の責務、国民の協力が規定されています。野

宿に至る主たる原因が失業であることを考えるならば、安定した雇用と居住の場の確保に対する公の責任が明記されたことは積極的に評価できることです。

しかしながら、その具体的な内容をみていくと、いくつかの問題点が浮かび上がってきます。この点について、特別措置法に基づき公示された「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」(以下、「基本方針」と記す)の内容をふまえて検討していきたいと思います。

「基本方針」では、「ホームレス」を【表2】の3つに分類し、それぞれへの対応を規定しています。

【表2】「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」での3分類と対応

分類	対応
就労する意欲はあるが仕事がなく失業状態にある者	就業の機会の確保、就業相談・求人開拓等就業対策
医療や福祉等の援護が必要な者	医療・福祉等の提供
一般社会生活から逃避している者	社会生活の復帰のための相談活動

の「就労意欲がある人」を主たる対象とする事業の一つに「ホームレス自立支援事業」があります。2005年度末現在、8自治体、22カ所(総定員2,060人)で実施されています。いわゆる「自立支援センター」です。自立支援センターは、生活保護法にもとづく保護施設ではないため、食事や日用品等の現物支給はされるものの、2段ベッドの雑居部屋でプライバシーが確保しにくいなど、その居住環境は低劣です。また、飲酒禁止、職員による金銭管理などの生活上の規則があり、遵守できない人は場合によっては退所という措置がとられることもあります。加えてセンター入所者は、病気に対する医療扶助を除き、生活保護が適用されないため、生活扶助などの金銭給付はありません。

入所にあたっては、本人の入所の希望を前提とします。こうした制限のある生活に甘んじて自立する意欲があるかどうか問われるため、その意思がない人びとは、本人の選択によって「一般社会生活

から逃避している」として、野宿状態のまま放置されてしまうのです。まさに「支援にのるか、さもなければ排除か」の選択をせまられるわけです。大阪府で野宿生活者巡回相談事業にたずさわる行貞伸二さんは、自立支援事業について次のように述べています。

「無差別平等」を掲げ、本来はすべての人に開かれた最後のセーフティネットであるべき生活保護のネットからさえも排除されてしまった人々を、（自立支援事業は）さらに選別化し、排除する道具立てとして結果的にはいえ機能している⁹。（カッコ内：引用者）

先にみた自立支援プログラムと同様にここでも、就労の意欲や能力（ワーカビリティ）における能動性でもって野宿者をふるい分けし、能動的でないとされる人（「一般社会から逃避している者」）は、積極的な支援のないままに放置されてしまいます。つまり、制度に包摂されるための自立への能動性は、もはやすべての野宿者には期待されないのです。むしろ、「一般社会生活を拒否する者」の自業自得として、地域社会の埒外に放逐されてしまうのです。ここには、野宿者がおかれた境遇の原因を社会的な仕組みに求めていくことを困難にする「自己責任」論の台頭が見て取れます。そしてこのことは、後で述べる公共空間の「適正化」を正当化する論理となるのです。

次に、の「医療や福祉等の援護が必要な者」に対する支援について、「基本方針」における生活保護制度の適用に絞って検討します。「基本方針」においては、「ホームレスに対する生活保護の適用については、一般の者と同様」であることを確認しています。しかしながら、野宿から居宅保護に直接移行することを認めていないのが実際の運用であり、いったん病院や保護施設、無料低額宿泊施設を経由するのが原則とされます。

特別措置法の成立にともない、2003年9月から「安

定した住居のない者」の保護開始時の敷金等の支給が実現されることとなりました。また、生活保護法は「居宅保護の原則」を第30条第1項に定めていて、施設保護は例外とされるわけですが、野宿者の場合には、「居宅生活ができると認められる場合の判断の視点¹⁰」として日常生活管理能力を評価するために、詳細な基準（【表3】）が設定され、それによって居宅保護の可否が判断されるという特別扱いが行われています。

こうした野宿者に対する特別扱いは、彼ら・彼女らが健全な社会秩序から逸脱し、生活規範に反したネガティブな存在である（「まともな社会生活を送ることができない」）とのスティグマを暗に示しているのではないのでしょうか。

【表3】居宅生活ができると認められる場合の判断の視点

(1) 金銭管理	ア 計画的な金銭の消費ができるか
(2) 健康管理	ア 病気に対し、きちんと療養することができるのか イ 服薬管理ができるか ウ 規則正しい生活を送る習慣が身に付いているか エ 栄養バランスを考慮した食事を摂ることができるか
(3) 家事家庭管理	ア 食事の支度ができるか イ 部屋を掃除、整理整頓できるか ウ 洗濯できるか
(4) 安全管理	ア 火の元の管理ができるか イ 戸締まりができるか
(5) 身だしなみ	ア 外出時等きちんとした身なりをしているか イ 定期的に入浴する習慣が身に付いているか
(6) 対人関係	ア 人とのコミュニケーションが図れるか イ 人に迷惑をかける行為をすることがないか

9 行貞伸二「大阪府におけるホームレス対策の現状と課題 - 野宿生活者巡回相談事業の取り組みから」『賃金と社会保障』1380号、2004年10月下旬号

10 厚生労働省社会・援護局保護課長通知「ホームレスの対する生活保護の適用について」2003年7月31日

(3) 公共施設の「適正」利用の確保をめぐって

最後に、公共施設の適正利用の確保について定めた第11条について、強制立ち退きとの関連で検討を加えておきましょう。

都市公園その他公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。(第11条)

法制定時、「人権に関する国際約束の趣旨に十分配慮すること」が衆議院厚生労働委員会の付帯決議に付されたことから明らかなように、ここにいう「法令の規定」には、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)第11条も含まれています。この社会権規約第11条1項は、すべての者に「適切な生活水準」並びに「生活条件の不断の改善」についての権利を認めたもので、この「適切な生活水準」のなかみには、「適切な食糧の権利」、「適切な衣類の権利」とともに「適切な居住の権利」が含まれています。そして、「適切な居住の権利」の第一の要素として、「占有の法的保障」=強制立ち退きの禁止が掲げられているのです。

それでは、強制立ち退きが正当化されるのはいかなる場合でしょうか。施設の管理者が当該施設の適正な利用を確保するために「必要な措置」をとるためには、高度な正当化事由、結論を先に決めない真正な協議、適切な代替住居の提供が前提とされるのです(国連人権委員会「強制立ち退きに関する決議」1993年)。したがって、公園の美観を損ねるといった理由で立ち退きが正当化されるわけではありません。しかしながら、第4章でみたうつぼ公園での行政代執行にあるように、世界的なイベントが開催される度に公園に暮らす野宿者はあたかも「障害物」であるかのように排除されてきたというのが現状です。また、先に触れたとおり、代替住居に提示されるシェルターや自立支援センターの多くは、居住環境として「適切な生活水準」であるとは

到底いえないでしょう。自立支援センターに入所することを拒む野宿者が多く存在する理由の一つには、代替住居の「不適切さ」にあるのです。

このように、野宿者の生活保障という観点で欠落するならば、公園利用の「適正化」の名の下、野宿者を「ありうべからざるもの」として地域社会から排除することが求められます。しかしながら、野宿者を地域社会から排除することは問題の隠蔽ではあっても根本的な解決とはならないのではないのでしょうか。

おわりに

自立支援の名の下に進められるこれら一連の公的な施策は、これまで制度から排除されてきた人びとを包摂する方向性をもちながら、その保障内容は自立への意欲と行動に照らして階層化・差別化されようとしています。いったん、自立支援の制度に組み入れ、自立への能動性のパフォーマンスを評価・測定し、能動性に欠けるとされる人々は「排除されるべき者」と認定されてしまいます。

こうした「自立への能動性」によって社会の一員として包摂されるか排除されるかが選別されるような社会は、野宿者や生活保護受給者だけの問題にとどまるわけではありません。雇用されている人びとにとっても、社会からの「落伍」を回避すべく、能動的である状態に自らを追い込まざるをえなくする、とても生きづらい社会なのだといえるのではないのでしょうか。

(すなわき めぐみ)

第6章

参加者の感想

この章では2005年度中に夜回り準備会の活動に参加したメンバー12名からの感想をアイウエオ順で紹介します。今年度には感想をよせてくれたメンバー以外にも、多くの方にボランティアとして、また物品や活動費のカンパなどでお世話になりました。

(写真) 神戸大学ボランティア講座の受け入れ(3月11日)



夜回りに活動に参加し感じたこと

木下慎也

福祉・医療職としての立場をはなれ、私ができることは何かあるはずではと思いこの活動に参加させていただきました。夜回りメンバーと共に路上生活をよぎなくされている方をたずね、生活・健康・追いたてなどの話を聞かせていただき、その中での問題をともに考えていく。そのことが路上生活をよぎなくされている方と人との接点の場となり、そこから、路上生活者の歩調にあわせ、こじれた糸を少しずつときほぐしていると感じました。援助をする際も、丁寧に適切に助言を行っていました。また、夜回り終了後のミーティングの際、一人一人の近況や生活状態について、丁寧に、木目きめ細かく報告しあい、そしてその中での気づいた課題などを検討していました。このような誠実に接している夜回り・昼回りメンバーの方の姿勢が、路上生活者との関わりの中で心を許して話をされる関係づくりをし、またこじれた糸をときほぐしてきたことにつながっていると感じました。この夜回り活動に参加し様々なことを学び、そして思いを共有できる方達の出会い場をつくっていただきました。これらの糧を今後ゆっくりと尼崎の地で野宿者生活の支援に活かしていきたいと思っております。

兄の失職と野宿している人

A.S.

2005年度は夜回り準備会にかかわって3年目の年。いくつか思うことがあった。

まずは、兄が突然失職したことだ。

兄は会社の寮に住んでいたため出ていかなければならなくなり、仕事と生活基盤を一気に失った。わたしは一人暮らしの自分の部屋に来て欲しいと願い出た。わたしは突然の解雇が腑に落ちず、また解雇のし方にも憤りを感じ、しばらく怒りが止まなかった。

しかし同時にこんなことを思った。もし兄にわたしや両親がいなかったら兄は今ごろどうなっているんだろう。仕事を失い、家を失い、どこに行くのだろう。もしかしたら野宿?! 野宿生活って簡単にいきついてしまうじゃないか、そう思った。「野宿者は社会の落伍者だ」なんてしばしば言われるが、脱落するのってあっけない、率直にそう感じた。そして気持ちを立てなおし、再就職活動を始めた兄を見て、復活するチャンスが極めて少ないことも痛感した。野宿生活をしている方々をさらに現実的に生々しく、そして身近に感じるきっかけとなった。それからその年明けに起こったのが大阪での行政代執行だった。野宿に至る道のあっけないことを感じていたわたしには、この代執行は何て何て救いのないほんとに冷たい社会なんだ、そうしみじみ感じる出来事だった。

野宿している人たちは、行政による追い立て、近所からの苦情による追いたて、いろいろな形での追い立てがいつ何時起こるかかわからないという不安を常に抱えていると思う。ここにいるべきじゃない、しかしここしかいる場所がない、その狭間で日々を生きているんじゃないだろうか(メンバーのなべちゃんが大阪で起こった行政代執行のことについて感じたことを本活動記録の別章で詳しく書いているので、事実や経過もそこで確認してほしい)。今回の大阪の行政による代執行はメディアでも度々取り上げられ、多くの人の関心を引いた。先にも書いたがわたしにとって他人事と割りきれることではなかった。非常にむごいインパクトのあるできごとであり、最大級の非人道的行為ではないかと思った。到底及ばない強い力によって、住んでいる家を目の前で潰される、どんな気持ちだろうか。借家に住んでいるわたしなので、もしも大家によって何らかの理由で今月中に出ていけと言われたらどうするだろう?と考えた。幸いにも定職についているため何とか次の住みかが決まれば生活は継続できるかもしれない。でも敷金はどうしよう?幸いにしてお金を親に借りることができるかもしれないが、万が一わたしに親がいなかったらどうするんだろう……。もうこの先何も思いつかなかった。兄の一件といい、ほんとに簡

単にどうしようもない状況に追い込まれてしまうんじゃないか、と再び悲しく思った。

野宿に至らずにすむ道、あるいは野宿から居宅に入るすべ、知らない人がほとんどだろう。よくメンバーの野々村さんが言っている。「野宿に追いこまれる寸前の人にこういう情報を提供できたら」。わたしもそのことを2005年度により一層感じた。この活動に加わることで野宿生活に突入する前に打つ手立てがあるかもしれない、ということを知った。そんな野宿生活に追いこまれる寸前の方の耳にこの活動の情報が届けば、とわたしは強く願う。

今こそ障壁を除いて

佐々木一弥

人間は、現在の自分の容姿や立場と、あまりに異質なものを拒絶します。その拒絶は、自分の理解が及ばないものへの、嫌悪や恐怖に対する人間の自己防衛なのでしょうが、その防衛が行き過ぎると、相手の事情を慮ることなく、ステレオタイプで全てを捉え、偏見や差別といった障壁で相手を自分から隔てようとします。これが集団になると攻撃性を帯び、相手に直接に危害を加え、また自分達の目の届かないところへと排斥しようとする。

その相手が人間であれば、その社会の偏見や差別の障壁に囲まれた人は、なんとか現状を変え、自身を認めてもらおうと悩みあがきます。しかし、一度できた障壁は易々とは取り除けず、様々な手段も跳ね返され、そして次第に社会から無力感と劣等感を植え付けられます。

無力感に襲われた人は、自信を喪失し、見通しの立たない将来に、努力することを諦め、劣等感に侵された心は、自身への羞恥心を生み、気持ちが頑なになり社会を拒絶します。ますます孤立を深めるのです。

多くの人が、ホームレスの方に対して、陰暗なイメージを抱いているようです。貼られた社会のレッテルを剥がすのは、容易にし難く、そのせいで就業

もなかなかできません。一度、社会の障壁の外に突き出されると、元の社会生活を営むようになれるのは難しいのが現状のようです。

今、日本は物質的に恵まれていながらも、社会的弱者と呼ばれる人が増え、社会全体を言いようのない虚無感が覆っています。そして、社会的強者と弱者の境界が顕著に表れ、誰もがはっきりと感じられるようになってきているようです。そんな社会を人は格差社会と呼んでいます。社会的強者は、弱者を非難しながらも、自らの社会の地歩の安定と確保を図るため利用します。弱者は強者に従いながらも僅かでも社会とつながりを持ってしようと、もがいて生きています。そんな状況が今、ホームレス問題のみならず社会のあちこちに見られるような気がします。進んだ格差社会は、多くの人がちょっとしたきっかけでホームレスになる危険性を孕んでいます。そんな格差社会で、ホームレスは誰もが自分と重ねて見える、なお、直視したくない恐怖の象徴になるかもしれません。

今すでにホームレスの方達は、以前から日本の社会の行く末を、示唆してくれていたのでしょう。ならば、格差社会が進むと言われる今だからこそ、誰もがホームレスとの間にある障壁を取り除き、ホームレス問題に目を向け、自身のためにも、真の社会の在り方を思索する必要があるのではないのでしょうか。

病院訪問での出会いから

砂脇 恵

私はここ1年ほどの間、夜回り活動はお休ませて病院訪問に月2回ほど参加させていただいています。病院訪問では、お互いの顔が見えること、落ち着いてお話できることもあり、夜に訪問するのはまた違った出会いがあります。ここでは、病院訪問で印象に残ったことについてお話していきたいと思います。

第3章にも登場する河井雄二さんとの初めての出

会い。メンバーの野々村さんと共にY病院の一室を訪ねると、車いすに乗った河井さんがおられました。自己紹介と貸本を選んでもらい、病室を辞しました。駐車場に降りたところ、車いすでこちらに向かってこられる河井さんが見えました。どうしたのだろうかと思いながら近づいていくと、車いすを漕ぐ河井さんの片手に見覚えのあるハンカチが。ああ…。どうやら私は病室にハンカチを落としていったようで、それを河井さんが急いでもってきて下さったのでした。ケガしている人に何させてるんだあ！と自分にあきれながらも、河井さんの自然な優しさがとてもうれしかった一コマでした。「支援する」「支援される」という関係とは違う、ごくありふれた人と人とのやりとり。それが新鮮でした。もちろん、病院訪問では、入院生活や退院後の生活の不安が話題にのぼることもあって、そのフォローも活動の大切な目的です。ですが、ふらふらと病室を訪れて何気ないやりとりを楽しめるようなヨコの間接関係を大切にしていけたらと思っています。

一方で、おじさんたちとの出会いのなかで、深く考えさせられることもあります。ご家族との別れ、これまでの仕事の過酷さ、なかなか医者に診てもらう余裕がないうちに病気が重篤になってしまったこと、事業の失敗や借金のため夜逃げしてきたこと、何もかも捨てて自殺するつもりで神戸までやってきたこと…。一人一人のおじさんには、一つ一つの人生の物語というものがあって、その重みに言葉を失うことがあります。辛いお話をお聞きする度、何か返答しようとしても、そらぞらしかったり偉そうな物言いになってしまいそうで、言葉が見つからないのです。むしろ、言葉で評することを受け付けられないような人生の重みなのだろうと思います。私は聴くことしかできないですが、聴く以上のことをすべきでもないのだろうなと思っています。

また、病院訪問をしながら気づくことは、入院しているおじさんたちの間に助け合いの関係があるということです。「 号室の さんがセンター（更生援護相談所）から来たから、話きいたって」とか、「 さんが退院後、家どうしようか困ってるらし

いで」と声をかけて下さる世話好きなおじさんがおられます。また、喫煙コーナーで、おじさんたちが集まって談笑されている姿もよく見かけます。病院が体を癒すだけではなく、人とつながる場にもなっているのだと感じます。そんなわけで、一度退院された方が再入院されると、「お帰りなさい」とつい声をかけてしまうのです。

病院にはおじさんたちに頼まれて訪問しているわけではありません。自主的な活動です。では私にとって活動の意味はなんだろう…。意味があるから訪問する、ということとは少し違うような気がしています。訪問の場で考えさせられること、学ぶことはたくさんありますが、一人一人のおじさんの人生の存在感といったらいいでしょうか。それにふれることが、楽しかったりほっとしたり心に重く刺さったりする。そのことがおじさんとの出会いへと私を引きつけるのだろうと思っています。

絶望あるいは希望のはなし

鍋谷美子

報告書を書くために、代執行のときに書いた文章を読み返してみる。代執行後のもやもやをぶちまけるように勢いで書いたので、なんかアツイ文章やなーと思ったり、このときは知らなくて、のちに分かったりさらに考えるようになったこともあった。でも、基本的にはあのときの気持ちのままやな、と改めて思う。悔しさやもどかしさややるせなさや、でもなんとかしたい！という気持ち。

大阪ではその後も立て続けに小さい公園で、代執行手続きも踏まないまま強制立ち退きが行われた。こうしたことは、今現在も続いているし、これを書いている今（2006年秋）、長居公園のテント村へも撤去の勧告ビラが入った。

神戸の私たちがまわっている灘・東灘の夜回りでは、激しい攻防や行政とのやり合いはそんなに多くはない。でも立ち退きが言われることは頻繁だし、

少しずつだけれども確実にテントは減ってきていて、ゆっくりと野宿している人の様相も変わってきている。撤去勧告ビラはよく貼られている。そのたびに場所をうつしたり、それをきっかけに（体調や年齢のこともあるけれど）居宅生活を希望し、うつっていく人もぼちぼちいる。でも、野宿しているひとがそこにいなくなったから、問題はなくなった、というわけではないのだ。

そのテントに住めなくなった後、他に適当な場所も見つからず、少しでも安心できる固定した場所ではなく、粗ゴミや空き缶を集めながら転々と寝床を変えて暮らす。そうこうしているうちに少しずつ体をすり減らす。例えばアパートに入っても、アルコール、ギャンブル、借金などの問題、またはなかなかない仕事を見つけれ、という道筋はないが厳しい就労指導などが、今度はがっつきそのひとの肩にのしかかる。耐え切れずにアパートを出てしまい、また野宿を始める。そうして、野宿している状態で、あるいはアパートでひとり、亡くなっていく。

近所の公園で寝ていたあの人がいつのまにかいなくなったなあ、と周りの人は思うだけかもしれない。そしてそこにテントがあった、ひとが生きて、暮らしていたということさえ忘れられてしまうだろう。そうやって、「問題」は目に見えないところに追いやられていく。いや、むしろ最初から見えないものとして認識すらされていなかったかもしれない。私たち自身が抱えているものも、そういうふうに見えなくされている。

非正規雇用と呼ばれるごく不安定な雇用形態が今労働人口の3分の1という状態まで増え続けていたり。教育や医療にかかる公的な負担が徐々に増えていってたり。取り締まりや個人情報保護、もしくは防犯という名のもとに人間を監視する仕組みが少しずつできてきたり。精神疾患と診断されるひとは増え続け、自死するひとも減る様子がない。いつのまにか、じわじわと、わたしたちの周りには何か得体の知れないもので覆われてきているのに。

夜回りや病院訪問や、何か困難を抱え（させられ）

たひとに関わっていくことは、自分自身の持つ困難や、社会全体、この世界の困難に直面するということなのだと思う。それはひとごとなどではない。しんどい状況におかれているのは、わたしであり、あなたであり、この社会なのだと、ちゃんと自覚しよう。そこからどう生き抜いていくかは、みんなで考えることができる。わたしはこれからずっと、後悔やしんどさばかりを繰り返してはいたくない。希望を語りたいし、夢も持ちたい。それをみんなで共有したい。そうして今日も夜回り先で出会うみんなとも、笑ってほしいのだ。

やっぱり困難はひとりでは引き受けられない。助けてもらいながら、助けながら。せめて一緒に生きるというそのことに、希望を持ち続けてほしい。

当たり前 林英明

とあるドラマの台詞にこんなものがあった。

「『ただのホームレス』なんていねえんだよ！」

前後の脈絡を省略してあるので一応補足しておけば、要するに「『ホームレス』なんていう人はいない。誰もみな一人の人間だ」という意味だ。

全く当たりのことである。でも悲しいかな、そんな当たりのことを声高に言っていかなければ、「ただのホームレス」という言葉が、何の違和感も疑念もなく、使われてしまう時代だ。

今年度、大阪で野宿していた人たちへの強制排除が行われた。夜回り準備会のメンバーである鍋谷さんはその現場にいた。鍋谷さんはそのときの凄惨な状況を文章にした。その文章を読んだ私は、本当に辛く、悲しい気分になった。私でさえこんな気持ちなのだから、実際にその場にいた鍋谷さんの辛さ、理不尽な理由により生活の場を失った当事者たちの悲しさは、計り知れない。

野宿者を排除する人たちは、その人たちがその後、どうやって生活していけばよいのかということをも

像したことがないのだろうか。ただでさえ苦勞の耐えない野宿生活、それでも何とか生きているその人たちの居場所を、なぜ平気で追い立てることができるのだろうか。悲しい、というか、変である。家がない、住所がない、たったそれだけの理由で、尊い尊い人の命を踏みにじるような行為が許されるはずがない。当たり前のことだ。なのに、なぜ。

しかし、顧みれば、夜回り活動と出会うまでの自分も、そうだった。「ホームレス」という言葉を聞いただけで嫌悪感が走った。「ホームレス強制退去」「野宿者のテント、襲撃される」そんな報道を見るたびに「まあ自分の責任だし仕方ないじゃん。てか自分には関係ないし」と思っていた。

多くの人が、当たり前のことを当たり前と感ずることができていない現実がある。もしかしたら今の私にも、少なからずそういう部分があるかもしれない。私たちは自分でも全く自覚のないうちに、誤った「常識」を真実だと思い込み生きていることがある。それが、いろんな人への「生き難さ」を生み出しているとも気付かずに。それを作り出しているのは何だろう。金持ちの理屈か？権力か？マスメディアか？無知か？

私は夜回り活動を通してそういう自分の誤りに気付くことができた。本当によかった。それはあくまで、当たり前のことには気付いただけなのだけど。でも、「もし間違いに気付かずに生きていたらどうなっていたのだろうか？」ということ想像すると、怖い。

「自己責任」「勝ち組負け組」「格差社会」...、何とも気分の悪い言葉が常用語となりつつある社会で、真実を見定めて生きるためには、自分の中の「当たり前」を疑う必要があるのだろう。

「誰もが」って一体誰!?

檜垣智子

わたし自身は、特に自分自身で努力をしたわけでも苦勞をしたわけでもないのに、どちらかといえば何不自由ない環境で育ちました。その一方で、

もっと頑張っていたりもっと一生懸命生きているのに苦しい環境に置かれ続けている人たちもいる現実。必ずしも個人の責任ではないことで苦しんで生きていかなければならない人たちがいる現実.....。なんとなく物心がついたころからこの社会は不平等だなあと感じていました。

そんな社会の矛盾を表すともいえるひとつが、路上生活者の問題ではないかと感じており、そんな問題意識から、YWCAの夜回りに参加させてもらうようになってかれこれ1年が経ちます。が、参加回数はお世辞にも多いといえず、いまだに初心者マークベッタりの新米です。

わたしは、地域福祉の推進を理念に掲げた仕事をしており、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を推奨する立場にいますが、最近夜回りに参加する中で、「誰もが」って一体誰なんだ!と強く感じています。夜回りで参加する中で出会う「家」のない人たちが「家」のある人たちから排除され、それでも、「家」のある人たちに迷惑がかからないように気をつけて暮らしておられる姿、また、何かイベントがあるごとに「汚いものを覆い隠す」ためにダンボールハウスの撤去を求める行政の姿などを目にし、「地域」が結局、家もありお金もあり自己主張もできる強い人たちによる強い人たちのために存在するもので、誰もにとって平等に存在するものではないのだということを感じ知らされるようになりました。「地域」「地域福祉」ということばを安直に使うことにシラケや憤りを感じるようになりました。

「地域」が住民による住民の排除をもって成り立っている現状の根底には、地域にこそがさまざまな生活課題に対しての無知や理解不足、誤解などが根強く存在しているのだろうなと思います。わたしも含めて、もっと問題の重さや深さを知り、学びあい、気づき、考え、広めあい、取り組んでいきたいものです。

これからもよろしくおねがいます。

「革命」のために

藤室玲治

「私が貧しい人に食べ物を与えると、聖人だと言われる。貧しい人にはなぜ食べ物が行き渡らないのかと尋ねると、共産主義者だと言われる」エルデル・カルマ大司教

「共産主義者は、自分の見解や意図を隠すことを恥とする」カール・マルクス

2004年度活動報告書の編集にたずさわって

2004年度は私にとって灘チャレンジでの劇の企画（これについては2004年度報告書の私の感想文を参照されたい）を通して、はじめて「夜回り」なるものに出会い、野宿している人と話す機会を持てた年度だったが、それに引き続く2005年度は「深みにはまった年」とでもいえようか。

2005年度前半の私の夜回りに対するスタンスはいささかあいまいなものだった。神戸大学学生震災救援隊の自動車を出してころがすという役割があったため、月2回の夜回りにこそ大体は行っていたものの、月に1度の会議には出たり出なかつたりと、比較的テキトーなスタンスだった。

「迷っていた」とか「悩んでいた」ということもなく、単に惰性で参加していたところがあったのだ。夜回りを始めての半年、2004年度前半は、いままで知らなかった野宿のことに次々に出うという衝撃と興奮があったが、そのうちに刺激に慣れ、惰性的になったのだ。2004年度後半から2005年度前半がそうだった。最初は食い入るように読んでいたメーリングリストで流れる活動報告などもあまり読まなくなった。「知ったところで、関わったところで、どうなるものか」とまで思っていたわけではない。「そういうことは夜回りに『深く』関わっている他の立派なメンバーが適切に処理するであろう」と考えていたというのが適切であろうか。要するに自分はそれほど「深く」関わるスタンスの人間ではないだろうし、そんな

資格もないとどこかで思っていた。

さて、これを書いている今、2006年度11月の私が初心に戻ってメーリングリストなどに流れる記録を精査精読しているかということ、正直に言ってそんなこともないのではあるが、自分もこの夜回りに「ちゃんと」参加しているメンバーの一人であるというフィーリングは得ている。2005年度前半にはそうは思っていなかった私が「深み」にはまった理由は明らかである。「2004年度年間活動報告書」の編集をウツカリと、コトの重要性もあまりわきまえもせず引き受けたことによる。

報告書の編集作業を通して、それまであいまいでありながらも、何だか気恥ずかしくて聞けずすましてきたことをハッキリと認識できてきた。医療のこと、追い立てのこと、襲撃のこと、生活保護のことなどなど。

特に重要だったのは「夜回り」以外の部分について詳しく知ることができたことだ。野々村さんが病院訪問で何をしているのか、昼回りで何をしているのか、そんなことを報告書の編集を通してようやくつかめた気がした。

この経験がなくては、私が今、夜回りにいるかどうかは良く分からないとも言える。少なくとも「なし得ることの果てまで」という、とても格好をつけたタイトルの感想文を2004年度の報告書に書くことはなかったであろう。

「革命」のために

2005年度に行った報告書の編集などを通して、またその後の活動などを通して、私が認識を深めつつあることは「夜回り準備会」とは野宿している人への「ほどこし」を目指している団体などではないということだ。冒頭に掲げたエルデル・カルマ大司教の言葉に沿って述べれば、準備会の活動は「貧しい人に食べ物を与えて、聖人だと言われる」ことなど目指していないのである。

目指すべきは「野宿したくない人が、野宿しなくてすむように」はなっておらず、「野宿せざるをえない人の、人権がそこなわれないように」もなっていない社会であるのは、なぜなのかを問うて

いき、異議申し立てをしていくことである。

そしてそのためには、まず始めに自分たちの見解や意図を隠すことなく、人の印象に残る形で、鮮烈に表明することじゃないだろうかと思などは思う。

「共産主義者」などといわれることなど恐れるまでもない。今日のこの世界において「野宿したくない人が、野宿しなくてすむように」なることを目指すことが、ある種の「革命」を志すこと以外のなんであるというのか。

安心できる寢床を

増田祐一

しばらく、夜回りには参加できていなかったのですが、2005年度は、決して多いとは言えないですが、数回ほど、夜回りに参加させていただきました。

以前と全く同じ状態でそこに住んでいる人、どこかに移っていった人、新しく住むようになった人がいました。ただやっぱり、以前と変わらずに同じ場所に住んでいる人が多いなと思いました。

夜回りの参加者は、神戸大学との連携がうまくいっているのか、以前より人数が増えたように思います。大学生に参加してもらおうということは本当にいいことだと思います。

神戸市は最近ホームレスが減っている傾向にあるそうです。どこまで本当か定かではありませんが、ホームレスの方々が見つけて住んでいるのであれば、ぼくはとりあえず喜ばしいことではないかと思っています。そして、この夜回りがその一助になっているのではないかと思います。

最終的には、安心できる寢床を持たない人が、一人もいなくなればいいなとおもいます。

「私と違う人」でなく

みっちゃん

よまわりの活動は、なんとなく知っていたけれど、参加しようと思いませんでした。なぜか？私自身、ゴミ収集場で袋をあけている方を見ると、自分の出すゴミも見られてしまうようで、「嫌やなあ」と思うからです。そんな私がひょんなことから、活動に参加し始めて数カ月がたちました。

先日友人から(活動に対して)「今でも物をあげる憐れみの場やと思ってるの?」と尋ねられ、ぎくりとさせられました。まぎれもない参加当初の私の意見です。友人には「私そんなん言ってたっけ?そうじゃないんだな」と答えましたが、自分の勝手さと変化に驚きました。

よまわりに参加させていただいて、まだまだ活動を理解できていないところがたくさんあり、日々仲間に指摘されています。今は「私と違う人」ではなくなりつつある野宿されている方が、1年後もお元気で自身の納得される日々を送ってたら良いなあ。そのために、私たちができることは何かなあとぼんやり考えながら活動日を自分のスケジュールに書き込んでいます。

泣き虫の夜回り

村川奈津美

夜回りを始めて2年が経った。大学に入ってすぐの頃体験したおっちゃんたちとの出会い。私の「ホームレス」に対するイメージが大きく変えられたあの日から、毎回参加しているわけではないけれど、ずっと夜回りを続けてきた。続けてきたのには理由がある。私がおっちゃんたちと出会って知った新しい世界を、周りの人にも知ってもらいたかったからだ。それは単純に言えば、「世間の人々の『ホームレス』に対する偏ったイメージから自由になった世界」とでも言おうか。もちろん、今の私にまったく偏見

がないのかと言われればきっとそうではない。けれど、少なくとも私は、「ホームレス」と言わずに「どここの誰々さん」と呼べる。そうやって「自分と関係性のあるひとりの人間としておっちゃんたちと接することができる」ということ(当たり前のことなのだけれど)を、なんらかの形で知ってもらえれば、と思っていた。私とおっちゃんの間には「ホームレス」という偏見のしほりはない。あるのは私とおっちゃんにしかない関係性。そういうのってすばらしい、みんなにも体験してもらいたい、と私は思うのである。

そんな私がどうしても許せない人物がいる。今でも思い出す。テレビに出ていたあいつだ。

ある休日、なんとはなしにつけたテレビで、「ホームレス」に関する討論をしていた。そこである人物はこう言い放ったのだ、「野宿している人たちと私たちは別の人間なのだから…」と。

私はそれを聞いて、まず涙が出てきた。最初は自分でもなんで泣いているのかよくわからなかった。条件反射みたいに涙が流れていた。やがてその涙が何からくるものかわかった。「怒り」ではなかった。「抵抗」だった。イヤだったんだ。「おっちゃんたちと私が別の人間だ」と言われることが。「なんでそんなこと言うんよ、私とおっちゃんはおんなじ人間だもん、なにも違わないもん!!」とまるで駄々っ子のように泣いた。ひたすら泣いた。泣いたってどうにもならないのに泣き続けるところが本当に駄々っ子だった。

結局私はひとりテレビの前で、疲れて寝てしまうまで泣いていただけだった。涙を流したって何も変わらないのに、泣いただけ。

振り返れば私の夜回り活動はすべて、そんなものだったのではないかと思う。知ってもらいたいとか、それはおかしいと思うことがあっても、それに対して泣くだけ。「イヤだイヤだ」と言うだけ。自分でなんとかするために声をあげていこうとか、そういうことができない。泣いて誰かがなんとかしてくれるのを待つ、ただの駄々っ子。

でも、泣けた自分をほめてあげたい気分でもある。

夜回りを始める前の私だったら、涙すら出てこなかったと思うから。それにみんな知ってるか?泣き虫は強いんだ。これからは人知れず泣いたりせずに、もっと声をあげて泣いてやろうと思う。その気になればかっこなんか気にせずに大声出して泣けるのが、泣き虫の強さなんだから。

「他人」の語り、自分の語り

～都市の「復興」とは?～

山本かえ子

今回も、昨年度に続いて報告書の作成に参加した。今回も、昨年度と同じく、「活動からみえてきたこと」を担当した。しかし、どのように書いていくのか?それが難しかった。

昨年度は、「広く多くの人に、野宿している人の抱える問題を伝えていく」という方向に決まり、書かせてもらった。問題のありかをなるべくわかりやすく書いていくことで、野宿している人のことについて、あまり知らない人にも問題が伝わりやすいかな?という構成ができた。しかし、活動記録を「医療」や「襲撃」といった項目ごとに分類してしまったことで、おっちゃんたちとの出会いや様子、おっちゃんたちの抱える問題が一つではなく、いくつもの問題を同時に抱えていることが浮かび上がってきにくいものとなっていた。よって今年度は、一人一人の方との出会いをなるべくそのまま切り取っていくかたちで書いていくことになった。

今年度、私たちは夜回り+病院訪問各1回の中に、平均して30人ぐらいの人たちと出会っている。そのうち、ここで書いたのはたった数人の人とのことであり、長くても数ヶ月の出来事である。それでも、書いていて改めて、それぞれの人生の大きさや重さを感じることができた。仮名で紹介するとはいえ、実際出会った人とのことをそのまま書くとなると、細部のこともおろそかに書けず大変だったが、それでも、メンバーの一人が毎回まとめてくれている活動記録を手がかりに、メンバーや関係者から情報を

得られ、まとめられた。もう会うことができなくなった人もいるけれど、ここに出てくる人たちは、これを読んでくれている今も、この街のどこかで生きている。

あっという間に過ぎていく時間。それでもこうして振り返ると、夜回り準備会の活動だけでもいろんな出会いや別れがあった。私が好きな言葉は「一期一会」である。生きている者同志、出会えば互にいつかは別れることになる。夜回り活動で多くの人と出会っていくにつれ、別れる寂しさ、辛さも増えていくのだろうか、と考えると非常に悲しくもなるが、それよりも、その人(たち)との出会いによって、かけがえのない思い出、大切なものをたくさんもらえる。その繰り返しなのだろう。震災を体験して、いつそのときが来るかわからないと身にしみて思うこともあり、そのときどきの出会いが大事なのだと思いつつ、いつもぞんざいにしてしまう自分が居るが.....。

夜回り活動でまわっていると、かつてはそこに人がいたけれど、さまざまな事情で居なくなってしまった、という場所がいくつもある。しかし、「人間」は居なくても、場所はそこに人が居たことを示している。ここ神戸は、11年前、震災で多くのものが崩れ去ってしまったけれど、最近はずっかり街がもとどおりに戻って、過去のことはなかったかのような状態になっている。それ以上に、再び空港などをつくって環境を破壊し続けている。

4年前、私が夜回り準備会に参加し始めたときにオリエンテーションしてくれたメンバーの人が、この会の成り立ちとともに、「野宿をせざるを得ない人がいる限り、都市が『復興』したといえないのではないか」という問題提起をしてくれた。今もこの問いを胸のどこかに置きつつ、この活動に参加している。

付録 バラ会議各団体への反排除アピール文

以下は、神戸 YWC A 夜回り準備会の有志で、バラ会議に集まる各国の参加団体代表に向けてつくったものです。彼らの参加しようとしているバラ会議のために住む場所を奪われようとしている人々がいることを知ってもらい、大阪市への抗議や働きかけができれば、とつくりました。2006 年 1 月に連絡先の分かった各団体にメール送信したのですが、それがどのくらい読まれたかは分かりません。ただ、こういった排除が起こる際に、国際的にも注目を集め、反排除の声を広げていきたいという思いから、このような取り組みを行いました（第 4 章参照）。

< アピール本文：日本語訳 >

みんな バラが大好きです

でも パラの棘によって 多くの命が危険にさらされています。私たちは もう人が差別で苦しめられるのを みたくありません。

各国バラ会代表の名前 様

はじめまして。突然このメールを送ってすみません。

私たちは日本の野宿者支援団体で活動している者です。今回、来年大阪で行われる世界バラ会議が大阪の野宿者に及ぼしている影響について、緊急に知っていただきたいこととお願いがあってこのようにメールさせていただきました。

来年 5 月に大阪にて開かれる世界バラ会議ですが、その会場となるいくつかの公園（うつぼ公園、大阪城公園、中之島公園など）には、野宿者が多く住んでいます。かれらは日本の厳しい経済状況が生み出した犠牲者であり、生きるために公園などにテントや小屋を建て住んでいるのです（他にも、路上や、公園や、駅などに多くの野宿者がいます。テントを持たない野宿者の状況はさらに厳しいものです）。

大阪市は、世界バラ会議に向けてこれらの公園で植栽工事などをすすめているのですが、この 10 月、大阪市は大阪城公園とうつぼ公園の野宿者に対し、わずか 1、2 ヶ月の期限内に全面工事するから出ていってほしい、という通告をしてきました。

11 月 30 日の退去期限後も、大阪市職員は執拗に野宿者に対して出て行くように圧力をかけ、嫌がらせをつづけています。最悪の場合、行政代執行（強制排除のための法的手段）による排除が行われる可能性もあります。

これまでのところ、公園工事にあたっては野宿者の自治会と支援者がともに、野宿者の生存権を守るために大阪市と交渉をつづけてきました。しかし今回、大阪市は自治会を無視し、一方的に退去の要求をつきつけてきたのです。

排除のあとの行き先として、大阪市は野宿者に「シェルター」や「自立支援センター」に入るよう強固な説得をつづけてきました。しかし、これはなんの解決策にもなりません。

一旦こういった施設に入ってしまうと、彼らはほとんどの荷物を手放さなければなりません（わずかな荷物しか持つて入ることを許されず、またテントはただちに「不法占拠物」として処分されてしまいます）。部屋は住むには非常に小さく、再就職の斡旋は貧しいものです。（現在日本では失業者が増えています。一旦失業したら、違う仕事を見つけるのは非常に困難です。ましてや野宿生活者は……）。

最も悪いのは、こういった「シェルター保護」が一時的なものに過ぎないということです。すべての公園シェルターは 3 年で閉鎖されることになっています（大阪城公園シェルターについては、2005 年 12 月に閉鎖が予定されました）。「自立支援センター」に関しては、3 ヶ月から 6 ヶ月以内にそこを去らねばなりません。去った後、住む場所を失った彼らは生きるためのものを何も持ち合わせていません。

以上のように、大阪市の野宿生活者に対する福祉政策は全く不十分なものです。現在も、大阪市は私たちにこの政策は変えるつもりがないと述べています。さらに悪いことに、大阪市は突然野宿生活者の自治会が交渉相手であることを拒否しました。これだけでも、大阪市は野宿生活者の権利を侵害しています！

これまでもワールドカップや万博など、世界的なイベントがあるたびに公園の「美化」を名目に、日本の行政は野宿生活者たちを一方向的に追い出してきました。私たちは、これらの悪しき例により、追い出した後に日本政府が野宿生活者に十分な支援をしないことを既に知っています。

現在、日本国内で野宿せざるをえないひとは 3 万人を超すと言われていています。一方的に公園を追い出された私たちは、これから寒さの厳しい日本の冬を迎え、さらに厳しい生活、ひいては路上での死を迎えかねません。今度の会議が成功するように、この素晴らしい会議がひとの命を奪って開催されるものにならないように、私たちはあなた方とともに考え、行動することを望んでいます。

【あなたができること】

- 1) 今すぐ、主催者である大阪市に、公園で野宿している人たちの人権がまもられるように注意してください。私たちも訴えています、大阪市は国内の人間の声にはなかなか耳を傾けてくれません。このままでは、みなさまが大阪にくるときは、既に今いる野宿している人が排除された後になってしまうかもしれません。
- 2) 権力により人権が侵されているのを食い止めるのに協力するというのを、私たちに連絡してください。

（大阪市など連絡先略）

< ここから英語本文 >

Voice from Osaka and Kobe

Everyone loves roses.

But in Osaka, many lives are in danger by its thorn.

We never want to see people suffer from discrimination..

We expect your awareness of human rights!

We believe in your national tradition of respect for fundamental human rights!

Dear Sir/Madam,

Hello. Sorry for sending you this message suddenly. We are members of groups working for the right to housing and well-being of homeless people in Japan. We want you to know something about upcoming World Rose Convention 2006 in Osaka and its affect for thousands of homeless people live in Osaka.

We also want to ask your urgent help for their situation.

May 2006, World Rose Convention will be held in Osaka. Some parks in the city will be the venue of WRC, and lots of homeless people live in these parks (Utsubo park, Osaka-Castle park, Nakanoshima park etc). These people are the victim of severe economic situation in Japan and they have to live in tents or shacks in order to survive (There are also lots of rough sleeper in the city street, parks, stations. Their living condition is even harder than those who live in tents).

Osaka city government has been reconstructing these parks for WRC (cutting and planting trees, building roads and parking lots etc). And last October, Osaka city suddenly notified homeless people in Osaka-Castle park and Utsubo park to get out of the park, due to the full-reconstruction. **They gave only one or two month for deadline of eviction.**

After deadline (Nov 30), city officers have been strongly pressuring and harassing homeless people to go out. **In worst case, administrative subrogation (a legal measure for eviction) can be carried out.**

So far, self-organized associations of homeless people in these parks and their supporters have negotiated with city government about reconstruction of the park, to defend their rights to life.

But this time, Osaka city neglected these

associations and unilaterally demanded them to get out of the parks. As an alternative of eviction, Osaka city has been strongly trying to persuade homeless people to go to the "Shelter" or "Self Independent Center", **but this is not at all the solution.**

Once they are put in these accommodations, they have to abandon most of their belongings (only few luggage are permitted to have inside the shelter, and their tents will be destroyed immediately as an "illicit construct"). Its rooms are extremely small to live. And there is virtually no assistance for outplacements. (Unemployed people have been increasing in Japan. Once they lose job, finding another is much difficult. As for homeless people, situation is by far harder, of course)

Worst of all, this "shelter protection" is just a TEMPORARY measure. All shelter in the parks are planned to close after three years (as for Osaka castle park, closure is planned in Dec 2005). As for "Self Independent Center", one has to go out within three to six months.

After leaving, they have nothing to survive, losing their home and belongings.

As mentioned above, **Osaka city's welfare policy for homeless people is wholly inadequate.** At this moment, Osaka city is telling us that they won't change this policy.

Worse than this, Osaka city suddenly refused to negotiate with self-organized associations of homeless people. The mere fact indicates how the city violates human / civil rights of homeless people.

Whenever international events took place in Japan (Soccer World Cup 2002, World Exposition 2004 in Nagoya, etc), Japanese government has evicted homeless people one-sidedly for "landscaping". By these brutal acts, we already know that Japanese government has not provided sufficient support for homeless people.

Currently, estimated number of homeless people in Japan is more than 30,000. Evicted people have to live under severe Japanese winter. **Their lives will be getting harder, facing death on the street.**

We hope to discuss and act with you to get upcoming convention fully succeeded, and we also hope that this wonderful convention will not be held at the cost of people's lives.

Now it's possible!

[What you can do]

1) Send your message to Osaka city A.S.A.P.

Please ask them to advocate human rights of homeless people in the parks. We've been campaigning against Osaka city, but they has not been in no hurry to breathe domestic voice in.

If you do nothing, the time you'll come to Osaka, homeless people will have already been cleared out...

**2) Tell us that you can cooperate with us,
to stop human rights violation by authority.**

We expect your action !

ご協力ありがとうございました

神戸YWCA夜回り準備会 会計報告
(期間：2005年4月1日～2006年3月31日)

【収入】

項目	金額	備考
カンパ	223,684	33名より
助成金	100,000	阪神淡路大震災ボランティア活動助成金
参加費	13,000	ボランティア13名より
講演録売上	117,820	講演録売上
その他	43,700	神戸大学ボランティア講座謝金・灘チャレンジ売上
合計	498,204	

【支出】

(単位：円)

項目	金額	備考
プログラム費	21,399	保冷バッグ/お米券26kg分
交通費	43,555	駐車料/ガソリン代
通信費	13,340	講演録送料/振込手数料
事務費	227,305	講演録印刷・活動記録紙代等
消耗品費	37,573	年末の下着寄贈・紙コップ600個含
管理費	139,282	分室維持費、人件費など
雑費	15,750	車輛修理代
合計	498,204	

2005年度(2005年4月1日から2006年3月31日まで)間に、以下の方々より、夜回り準備会の活動のために活動資金や物品などの寄付をいただきました。記して感謝いたします。

万が一お名前がもれています場合はご一報いただけましたら幸いです。

江間 豊	キンヘラン	寺内 真子	阿部 泰隆	井上みち子
一ノ瀬 輝博	園部りえ子	岡本 祥浩	鬼形 恵子	結城 志穂
香川 博司	桜間 正行	山本かえ子	山本 容子	守屋 章子
盛山	西島 明子	大久保生子	大竹 胖	大野
鶴崎 祥子	天野 永治	東 昌宏	福田 秀志	福田 信介
平木貴美子	片山 恵	片山 博司	法身宗総本山法身如道有馬吉徳	
朴 思慶	牧野 哲	本城 智子	野々村 耀	吉田 英三
木村 歩美	宮田 洋子	掛橋智佳子		(以上順不同・敬称略)

ボランティア募集

神戸YWCA夜回り準備会では、活動に参加するボランティアを募集しております。会の目的にご賛同いただけるのならば、どなたでもご参加いただけます。

2006年度も以下の日程で活動を実施しております。なお参加される際には、事前にその旨を神戸YWCAの担当(堺田)までご一報下さい。

夜回り：毎月第2・第4土曜日 神戸YWCA分室(中央区坂口通5-2-16)に18:00集合

初参加の方へは活動のあらましを説明するオリエンテーションを行いますので、17:00に集合してください。

病院訪問：毎週1回、週により月曜日か木曜日に実施 昼から

参加日時・集合場所については事前にお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ】 〒651-0093 神戸市中央区二宮町1-12-10 担当・堺田

TEL：078-231-6201 FAX：078-231-6692 E-mail；office@kobe.ywca.or.jp

神戸YWCA夜回り準備会 2005年度年間活動報告書

初版 2006年11月30日発行
PDF版 2006年12月15日発行

編集 堺田愛・砂脇恵・鍋谷美子・野々村耀・藤室玲治・村川奈津美・山本かえ子

発行 神戸YWCA夜回り準備会

【神戸YWCA本館】 〒651-0093 神戸市中央区二宮町1-12-10 TEL: 078-231-6201 FAX: 078-231-6692 (担当・堺田)

【神戸YWCA分室】 〒651-0063 神戸市中央区坂口通5-2-15 神戸YWCA分室 TEL & FAX: 078-221-5111

【E-mail】 office@kobe.ywca.or.jp 【URL】 <http://www.kobe.ywca.or.jp/index.html>

【郵便振替】 01100-0-10298 名義: 神戸基督教女子青年会

【銀行口座】 三井住友銀行 三宮支店 (普)1015232 名義: (財) 神戸YWCA

夜回り準備会へのご寄付は、郵便振替用紙にその旨明記するか、上記連絡先にご一報ください。
